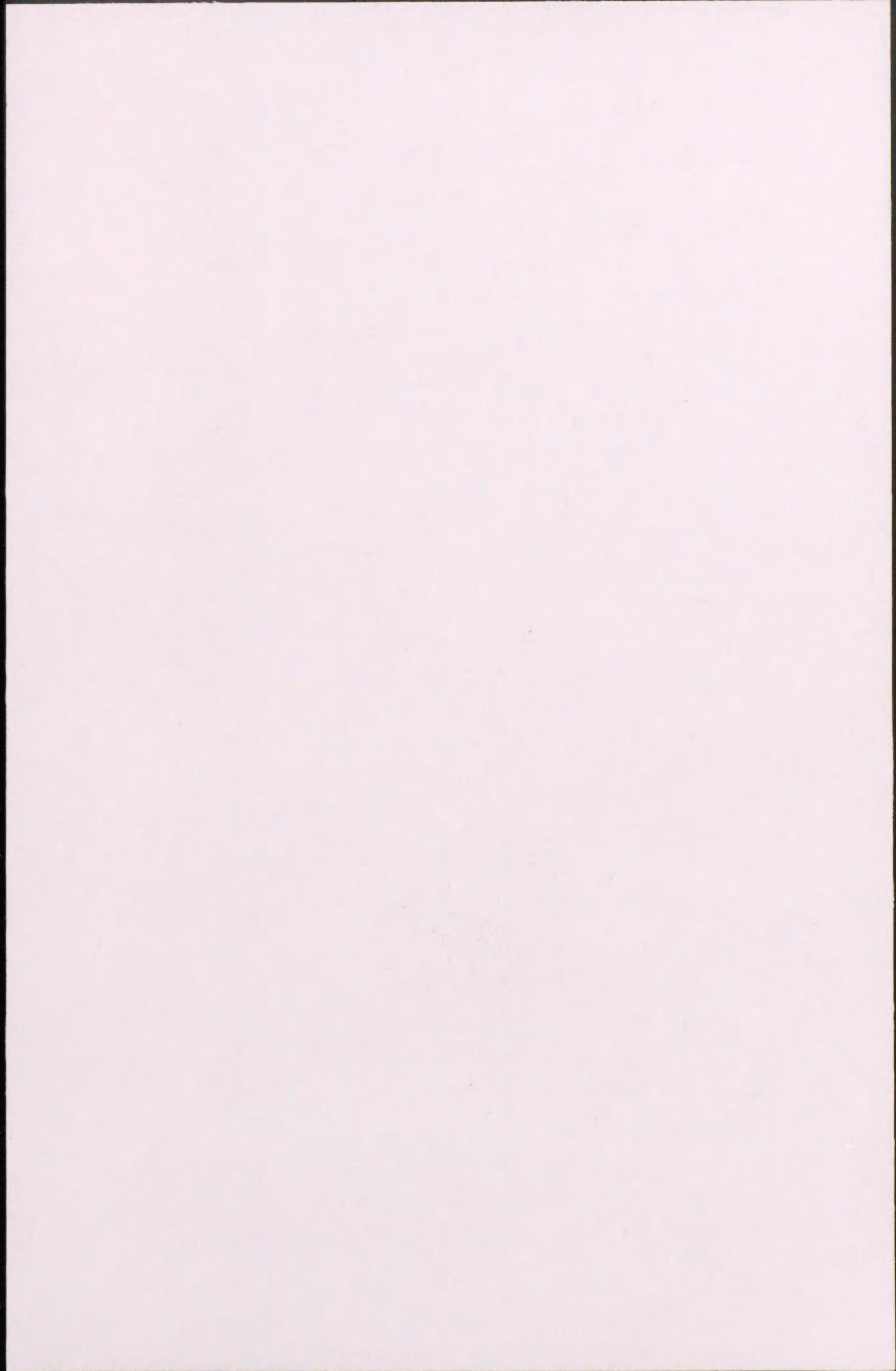



629
46

629-46



1200501540486





629

46

新市
鑛場

1937



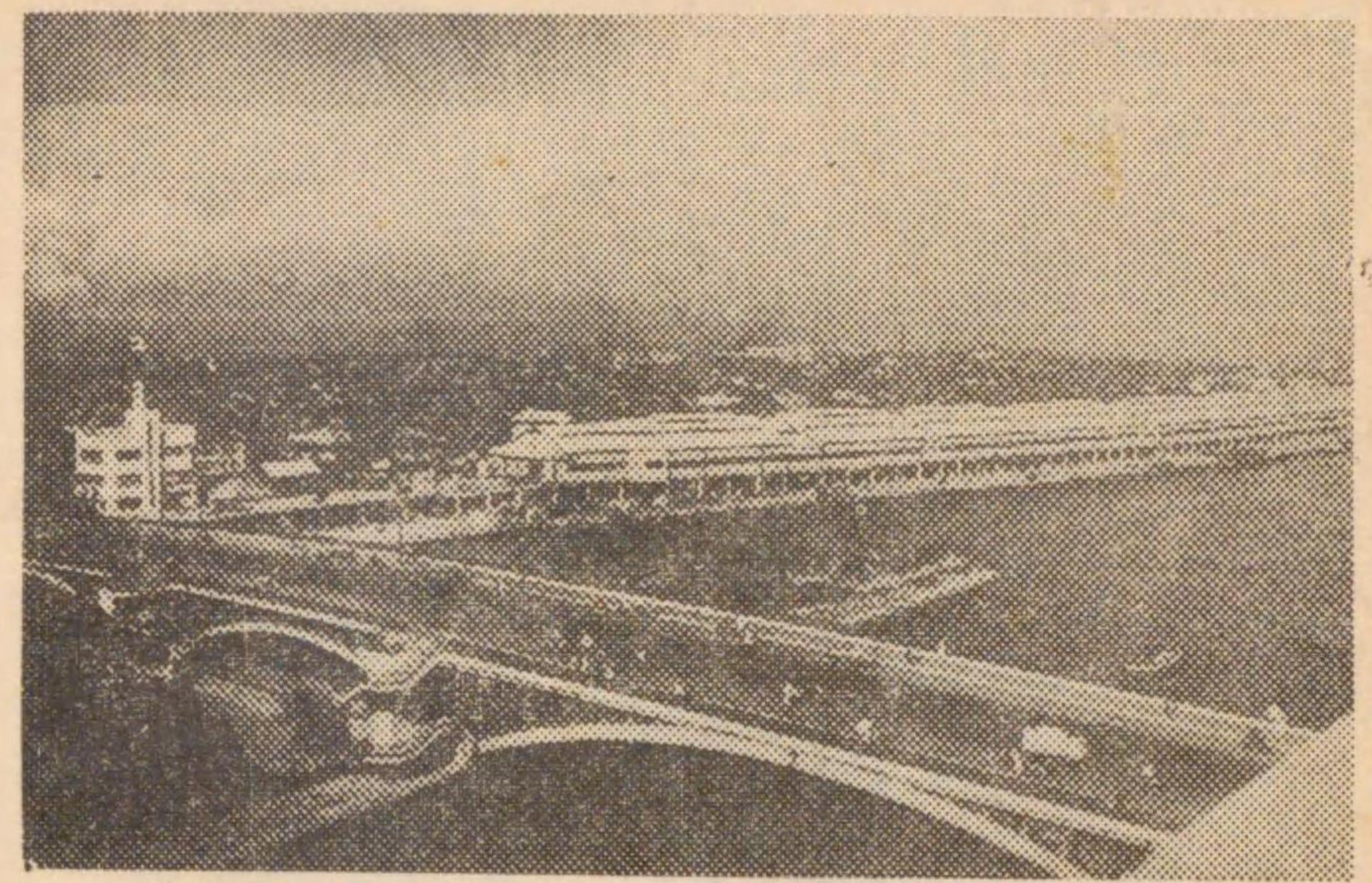
株式會社 **三和銀行**

資本金 壹億七百貳拾萬圓

頭取 中根貞彦

大阪市東区今橋三丁目

天神橋ヨリ市場全景ヲ望ム



の一本目
!!朗明
場市賣卸

間橋満天橋神天
間七廿丁四 長延

場市給配満天



の比無國全
備完網給配期定

酒角精
糖製糖



分蜜糖
耕地白糖
甜菜糖

明治製糖株式會社

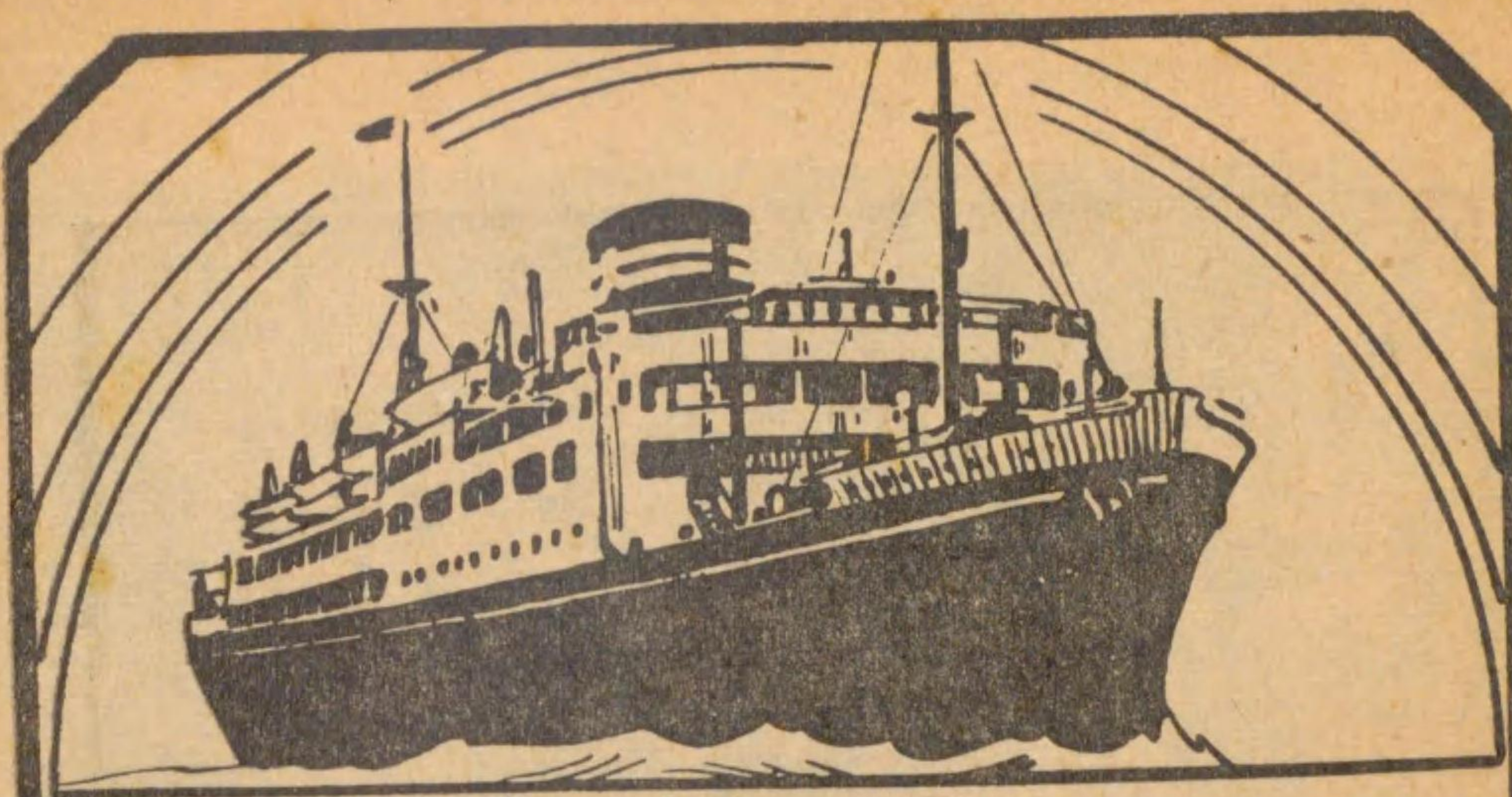


本社 台灣台南州會文郡
東京市京橋二丁目八番地

大日本酒

選用御谷內宮
社會式株酒本日本大





るす飛雄に界世
船商阪大
路航要主

世界一周線	南米	アフリカ	中米・紐育	濠洲	新西蘭	孟買	甲谷陀	比律賓	西貢・盤谷	天津	青島	大連	基隆	清津
〓	〓	〓	〓	〓	〓	〓	〓	〓	〓	〓	〓	〓	〓	〓
毎月一回就航	毎月二回就航	毎月二回就航	毎月二回就航	毎月一回就航	毎月二回就航	毎月二回就航	毎月二回就航	毎月二回就航	毎月二回就航	二週三回就航	毎月二回就航	毎月二回就航	毎月三回就航	毎週二回就航

昭和十二年
市場年鑑
目次

概況	法規	大阪	目次
中央卸賣市場概況	中央卸賣市場法	大阪中央卸賣市場	大阪市場冷蔵株式會社
第一次指定區域	中央卸賣市場法施行規則	大阪魚類株式會社	大阪市場運送株式會社
第二次指定區域	中央卸賣市場補助金規則	大阪海產物株式會社	大阪市場運送作業會社
朝鮮及關東州	中央卸賣市場損失補償	大阪淡水魚貝株式會社	株式會社天下市組
各國中央卸賣市場比較	中央卸賣市場施行期日	大阪乾物株式會社	同濟正社
中央卸賣市場現況	中央卸賣市場區域指定地	大阪漬物株式會社	鮮魚運搬株式會社
	歐洲中央市場ノ寫眞	大阪中央卸賣市場	大阪海產物運搬株式會社
		大阪中央卸賣市場	高速運搬株式會社
		大阪中央卸賣市場	大阪中央合同廻運株式會社
		大阪中央卸賣市場	大阪市場驛
		大阪中央卸賣市場	附屬商組合
		大阪中央卸賣市場	大阪中央飲食業株式會社
		大阪中央卸賣市場	大阪味噌製造業組合販賣所
		大阪中央卸賣市場	大阪加工昆布株式會社
		大阪中央卸賣市場	大阪空櫃株式會社
		大阪中央卸賣市場	大阪中央食品株式會社
		大阪中央卸賣市場	大阪中央植木市場
		大阪中央卸賣市場	大阪漁業空箱商組合
		大阪中央卸賣市場	鮪同志會
		大阪中央卸賣市場	大阪買出人組合聯合會
		大阪中央卸賣市場	大阪鮮魚買出人組合
		大阪中央卸賣市場	大阪鮮魚買出人信用組合
		大阪中央卸賣市場	大阪青果小賣商組合
		大阪中央卸賣市場	大阪青果信用購買組合
		大阪中央卸賣市場	大阪青果小賣商組合
		大阪中央卸賣市場	大阪海產物小賣商組合
		大阪中央卸賣市場	
		大阪中央卸賣市場	大阪食料品小賣商協友會
		大阪中央卸賣市場	銀行、三和、野村、住友
		大阪中央卸賣市場	計量自治會
		大阪中央卸賣市場	郵便局中央市場分室
		大阪中央卸賣市場	蒲鉾製販會
		大阪中央卸賣市場	章和會
		大阪中央卸賣市場	靱信用購買利用組合
		大阪中央卸賣市場	中央俱樂部
		大阪中央卸賣市場	高速冷蔵汽船株式會社
		大阪中央卸賣市場	大阪乾物商同業組合
		大阪中央卸賣市場	中央罐詰競賣會
		大阪中央卸賣市場	大阪罐詰同業組合
		大阪中央卸賣市場	大阪罐詰入札會
		大阪中央卸賣市場	大阪鶏卵同業組合
		大阪中央卸賣市場	大阪酒同業組合
		大阪中央卸賣市場	大阪青果青年團
		大阪中央卸賣市場	大阪生魚卸西青年團
		大阪中央卸賣市場	大阪海產物青年團
		大阪中央卸賣市場	大阪木津市場
		大阪中央卸賣市場	木津市場利用組合
		大阪中央卸賣市場	大阪魚會社木津出張所
		大阪中央卸賣市場	大阪淡水會社木津出張所
		大阪中央卸賣市場	大阪青果會社木津出張所
		大阪中央卸賣市場	大阪海產物會社木津出張所

木津魚仲買組合	三五	天滿信用利用組合	一六	神戸漬物株式會社	一六	東京青果出仲買組合聯合會	二〇二
木津青果仲買組合	三五	立賣聯合會	一六	神戸仲買組合聯合會	一六	東京青果仲買聯合會	二〇二
木津鹽干仲買組合	三六	天立會	一六	神戸鮮魚仲買組合	一六	東京魚市場仲買組合	二〇三
木津市場西盛組合	三六	共助會	一七	神戸中央青果仲買組合	一六	東京魚市場仲買組合	二〇三
萬商會	三七			神戸海產物組合	一六	東京海產物仲買組合	二〇四
乾盛會	三七			神戸漬物仲買組合	一六	東京中央青果仲買組合	二〇四
斗五會	三七			神戸乾物仲買組合	一六	昭和青果仲買組合	二〇四
饒盛會	三七			神戸國產鶏卵株式會社	一六	東京魚市場小揚株式會社	二〇五
玉盛會	三七			神戸鶏卵株式會社	一六	東京市場運送株式會社	二〇五
青果立賣組合	三六			神戸市場運送株式會社	一六	魚類部附屬商組合	二〇六
青年團	三六			神戸内外運送株式會社	一六	東京水產株式會社	二〇六
青果青年團	三六			高知販賣轉運所神戸駐在所	一六	東京水產物仲買組合	二〇六
鹽干青年團	三六					神田分場	二〇六
天滿配給市場	三六					東京中央青果卸賣株式會社	二〇七
天滿配給市場組合	三六					神田青果株式會社	二〇七
天滿配給市場利用組合	三六					東京青果株式會社	二〇七
大阪青果會社天滿出張所	三六					東京漬物株式會社	二〇七
一致會	三六					神田分場青果仲買組合	二〇七
天滿青果卸賣組合	三六					神田分場附屬西組合	二〇七
青果青年團	三六					神田中央青果仲買組合	二〇七
牛魚、青果納稅組合	三六					江東分場	二〇七
天榮會	三六					江東青果株式會社	二〇七
共榮會	三六					日本青果株式會社	二〇七
職員共濟會	三六					江東青果仲買組合	二〇七
八七起	三六					第二分場計劃	二〇七

京都

京都市中央卸賣市場	一四
京都生魚株式會社	一五
京都青果株式會社	一五
京都鹽干魚株式會社	一五
京都仲買組合聯合會	一五
京都生魚仲買組合	一五
京都青果仲買組合	一五
京都鹽干魚仲買組合	一五
京都川魚仲買組合	一五
京都買出人組合	一五
京都青果商組合	一五
京都市場運送株式會社	一五

神戸

神戸市中央卸賣市場	一六
神戸生魚株式會社	一六
神戸海產物株式會社	一六
神戸中央青果株式會社	一六
神戸乾物株式會社	一六

東京

東京市中央卸賣市場	一七
東京魚市場株式會社	一七
東京魚問屋株式會社	一七
東京中央青果株式會社	一七
東京海產物株式會社	一七
昭和青果株式會社	一七
東京淡水魚株式會社	一七
東京中央漬物株式會社	一七
東京食鳥株式會社	一七
東京青果卸賣人聯合會	一七
東京魚類部仲買組合聯合會	一七

特殊團體

臺灣青果株式會社	三三
臺灣青果同業組合聯合會	三三
日本水產株式會社	三三
帝國農會販賣轉運部	三三
大阪府農會	三三
各府縣物產販賣轉運所	三三
高知縣物產販賣轉運所	三三
靜岡縣物產販賣轉運所	三三
京阪神物產販賣轉運部	三三
青果合同運搬社	三三
衛生試驗所	三三

市場機關

西工省關係職員	三七
全國市場機關團體	三七
六大都市食料品市場協會	三七
六大都市青果卸賣人協會	三七
六大都市青果業者協同會	三七
全國中央卸賣業者聯合會	三八
全國鮮魚買出人聯合會	三八
六大都市青果小賣商聯合會	三九
中央市場新聞社	三九
人名錄	附一

東京荏原青果株式會社	三五
荏原青果仲買組合	三五
豐島分場卸賣人設立經過	三五
豐島青果株式會社	三五
東洋青物市場株式會社	三六
旭印第一青果株式會社	三六
千住青果市場	三六
千住青果市場仲買組合	三六
駒込青果市場仲買組合	三六
淀橋分場收容準備會	三六
東京鮮魚買出人組合聯盟	三六
東京市魚商組合	三六
東京府魚商組合	三六
東京青果小賣商組合	三六

横濱

横濱市中央卸賣市場	三六
横濱生魚鹽干株式會社	三六
横濱青果株式會社	三六
横濱中央食鳥株式會社	三六
横濱生魚鹽干仲買組合	三六

高知

高知市中央卸賣市場	三五
高知生魚株式會社	三五

鹿兒島

高知海產物株式會社	二五
土佐園藝株式會社	二五
鹿兒島市中央卸賣市場	二五
鹿兒島魚類株式會社	二五
鹿兒島青果株式會社	二五
同魚類部仲買人組合	二五
同青果部仲買人組合	二五
鹿兒島青果商組合	二五
同附屬賣店組合	二五
鹿兒島製水株式會社	二五
丸神運送株式會社	二五
鹿兒島合同運送株式會社	二五
鹿兒島青果出荷商組合	二五
鹿兒島漬物製造販賣組合	二五
芭蕉組合	二五

佐世保

佐世保市中央卸賣市場	二六
佐世保青果卸賣株式會社	二六
株式會社佐世保魚市場	二六

釜山

釜山府中央卸賣市場	二六
-----------	----

大連

釜山水產株式會社	二五
釜山青果株式會社	二五
釜山魚仲買組合	二五
大連市中央卸賣市場	二五
滿州人仲買組合	二五
日本人仲買組合	二五

西宮

西宮市場株式會社	二七
西宮市場問屋業組合	二七
西宮青果株式會社	二七
西宮國道卸賣市場	二七

名古屋

名古屋卸賣市場	二七
---------	----

堺

堺魚株式會社	二九
堺市海產物商組合	二九
堺青果株式會社	二九
堺果實青物市場	二九
堺七道青物果實市場	二九
堺魚商組合	二九

附錄

人名錄	附一
-----	----

廣告目次

市場廣告目次

天満配給市場.....特
三和銀行.....特
アサヒビール.....特
明治製糖株式會社.....特
大阪商船株式會社.....特
阪急電車.....特
京阪電車.....特
大軌電車.....特
阪神電車.....特
南海電車.....特
大鐵電車.....特
阪和電車.....特
大阪貯蓄銀行.....特
大日本紡績株式會社.....特
日本レイヨン株式會社.....特
大阪生魚卸商組合.....特
大阪青果卸商組合.....特
大阪海產物卸商組合.....特
大阪乾物卸商組合.....特
大阪漬物卸商組合.....特
大阪に於まるる魚食宣傳.....三

凍魚店サノヤ.....四
大阪市場冷蔵株式會社.....七
大阪中央市場鶏卵部.....三
大阪青果部立賣人聯合會.....七
大阪中央市場飲食業株式會社.....五
大阪あなご株式會社.....五
株式會社尼武商店.....六
大阪信託.....八
大傳宇佐美商店.....九
大阪市場運送株式會社.....九
大阪市場運送作業株式會社.....一〇
木船組自動車運輸部.....一〇
高速運搬組合.....一〇
富島組自動車部.....一〇
株式會社天下市組.....一〇
鮮魚運搬株式會社.....一〇
大阪海產物運搬株式會社.....一〇
大阪中央合同廻運株式會社.....一〇
大阪空樽株式會社.....一〇
大阪南市場青果立賣組合.....一〇
大三商店.....一〇
臺灣製糖株式會社.....一〇
木津市場利用組合.....一〇
大阪青果會社南出張所.....一〇
大阪魚會社木津出張所.....一〇
大阪海產會社木津鹽干賣場.....一〇
木津青果仲買組合.....一〇
木津魚仲買組合.....一〇
木津鹽干魚仲買組合.....一〇
木津市場商盛組合.....一〇
高島屋.....一〇
大阪乾物株式會社.....一〇
大阪淡水魚貝株式會社.....一〇
大阪漬物株式會社.....一〇
大阪食鳥株式會社.....一〇
大阪味噌製造業組合販賣所.....一〇
大阪味噌製造業同業組合.....一〇
公味會.....一〇
日本水產株式會社.....一〇
大阪青果會社天満出張所.....一〇
天満青果卸商組合.....一〇
天満一致會.....一〇
天満共榮會.....一〇
天満共助會.....一〇
天満天立會.....一〇
天満北榮會.....一〇
楠本彌助商店.....一〇
株式會社山本要商店.....一〇
今村彌商店.....一〇
帝國人絹.....一〇
牧野昌文堂.....一〇
京都生魚株式會社.....一〇
京都青果株式會社.....一〇
京都鹽干魚株式會社.....一〇
京都仲買組合聯合會.....一〇
京都買出人組合.....一〇
京都青果商組合.....一〇
谷輪眞七郎.....一〇
大阪鮮魚買出人組合.....一〇
同信用組合.....一〇
大阪青果小賣商組合.....一〇
大阪海產物小賣商組合.....一〇
合同電氣株式會社.....一〇
朝鮮乾海苔組合.....一〇
西木度量衡器店.....一〇
黒川與兵衛商店.....一〇
臺灣青果株式會社.....一〇
王子製紙株式會社.....一〇
鐘淵紡績株式會社.....一〇
野村證券株式會社.....一〇
中國合同電氣株式會社.....一〇
味之素鈴木商店.....一〇
大阪物產株式會社.....一〇
橫濱生魚鹽干株式會社.....一〇

橫濱青果株式會社.....二五
吉川運輸株式會社.....二六
成田清藏商店.....二六
鹿兒島魚類株式會社.....二六
丸神運送株式會社.....二六
天満信用利用組合.....二六
東京魚市場株式會社.....二六
東京中央青果株式會社.....二六
東京魚市場仲買組合.....二六
東京魚市場小揚株式會社.....二六
東京淡水魚株式會社.....二六
第一魚仲買人組合.....二六
東京魚市場附屬商組合.....二六
神田分場附屬商組合.....二六
昭和青果株式會社.....二六
昭和青果附屬仲買組合.....二六
東京中央漬物株式會社.....二六
東京漬物株式會社.....二六
東印中央青果卸賣株式會社.....二六
東京青果株式會社.....二六
神田青果株式會社.....二六
東洋青物市場株式會社.....二六
神田分場仲買組合.....二六
東京中央青果仲買組合.....二六
神田中央青果仲買組合.....二六

江東分場青果仲買組合.....二五
山口合名會社.....二五
大阪竹籠商會.....二五
東京荏原青果株式會社.....二五
旭印第一青果株式會社.....二五
荏原分場青果仲買組合.....二五
千住青果市場仲買組合.....二五
大阪食料品小賣協友會.....二五
東京魚類部仲買組合聯合會.....二五
全國中央市場卸賣業聯合會.....二五
東京青果仲買組合聯合會.....二五
東京海產物株式會社.....二五
東京海產物仲買組合.....二五
東京青果小賣商組合.....二五
東京果物小賣商組合.....二五
東京水產物株式會社.....二五
共同信託.....二五
堺魚株式會社.....二五
堺市海產物市場.....二五
堺魚商組合.....二五
七道青物果實市場.....二五
堺青果株式會社.....二五
湊果實青物市場.....二五
大阪鶏卵同業組合.....二五
大阪中央植木市場.....二五

京阪神果物俱樂部.....二五
西宮市場株式會社.....二五
西宮青果株式會社.....二五
西宮市場問屋業組合.....二五
西宮國道卸賣市場.....二五
同問屋業組合.....二五
西宮市海產物同業組合.....二五
土佐西船組.....二五
青果合同運搬社.....二五
南海鐵道運送株式會社.....二五
阪和運送合名會社.....二五
天満青果部立賣聯合會.....二五
夕刊大阪新聞.....二五
淺野組上本町營業所.....二五
段野治一商店.....二五
はりま屋.....二五
江川眞眞製版所.....二五
大阪淡水魚會社木津出張所.....二五
大阪中央食品株式會社.....二五
大阪加工昆布株式會社.....二五
高永テント商行.....二五
蒲鉾製販會.....二五
正吉及物店.....二五
靱信用組合.....二五
吉川木工所.....二五

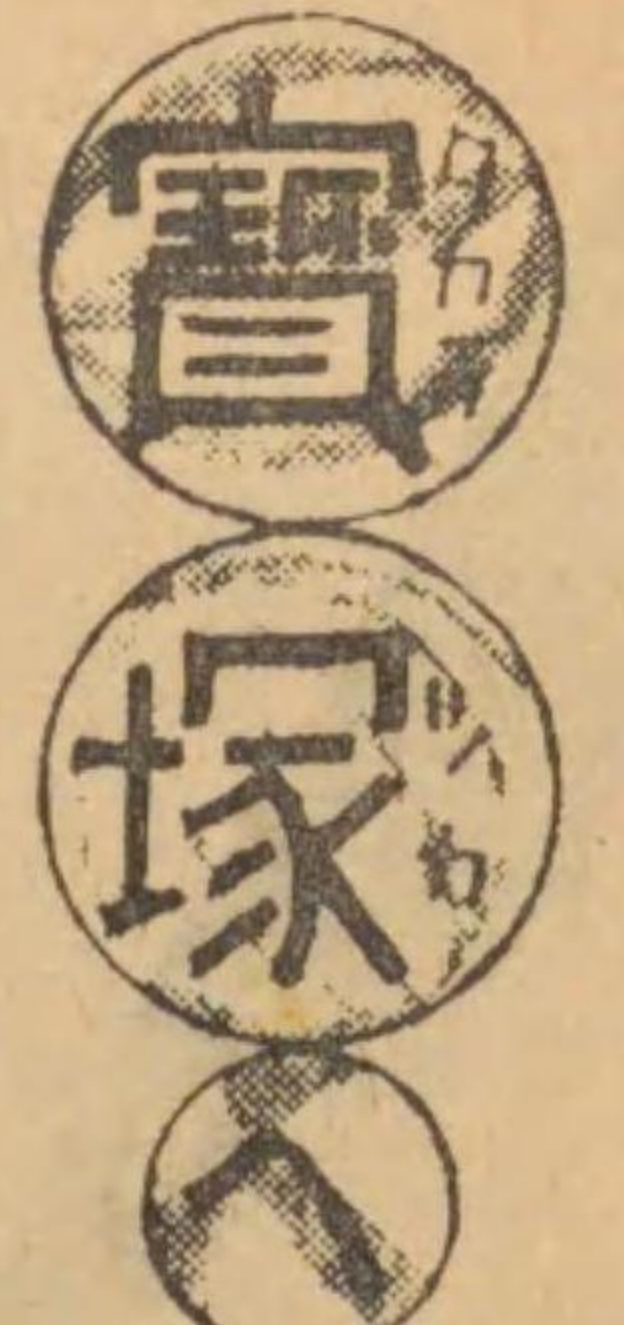
江本商店.....二五
寶船冷蔵株式會社.....二五
大阪中央市場專屬理髮室.....二五
源正久.....二五
戸谷鐵工所.....二五
ツバサ號大阪販賣所.....二五
日本海上保險株式會社.....二五
神戸海產物株式會社.....二五
神戸中央青果株式會社.....二五
清酒白鶴.....二五
野村銀行.....二五
大阪魚株式會社.....二五
大阪青果株式會社.....二五
大阪海產物株式會社.....二五

廣告目次



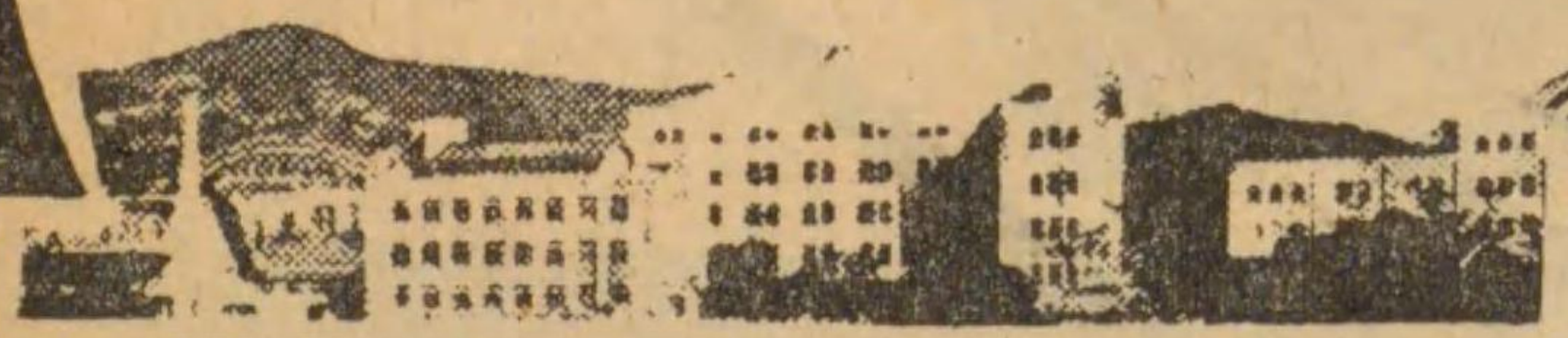
— いし珍！いし美！い白面 —
國の伽おいなて夢

坊ッいやん 囃ちやん



- 浴場・食堂・屋内娯樂施設
元備の…… **寶塚新温泉**
- 藝達者揃ひの寶塚動物
サーカス…… **寶塚動物園**
- 百花咲き亂れ大池のボート遊び
の面白さ…… **寶塚植物園**
- 一日遊んで飽きぬお子達の
樂園…… **寶塚ルナパーク**
- 静かな木立、お家族連れのに
絶好散歩場…… **寶塚遊園地**

共通入場料 三 十 錢
 お子連半

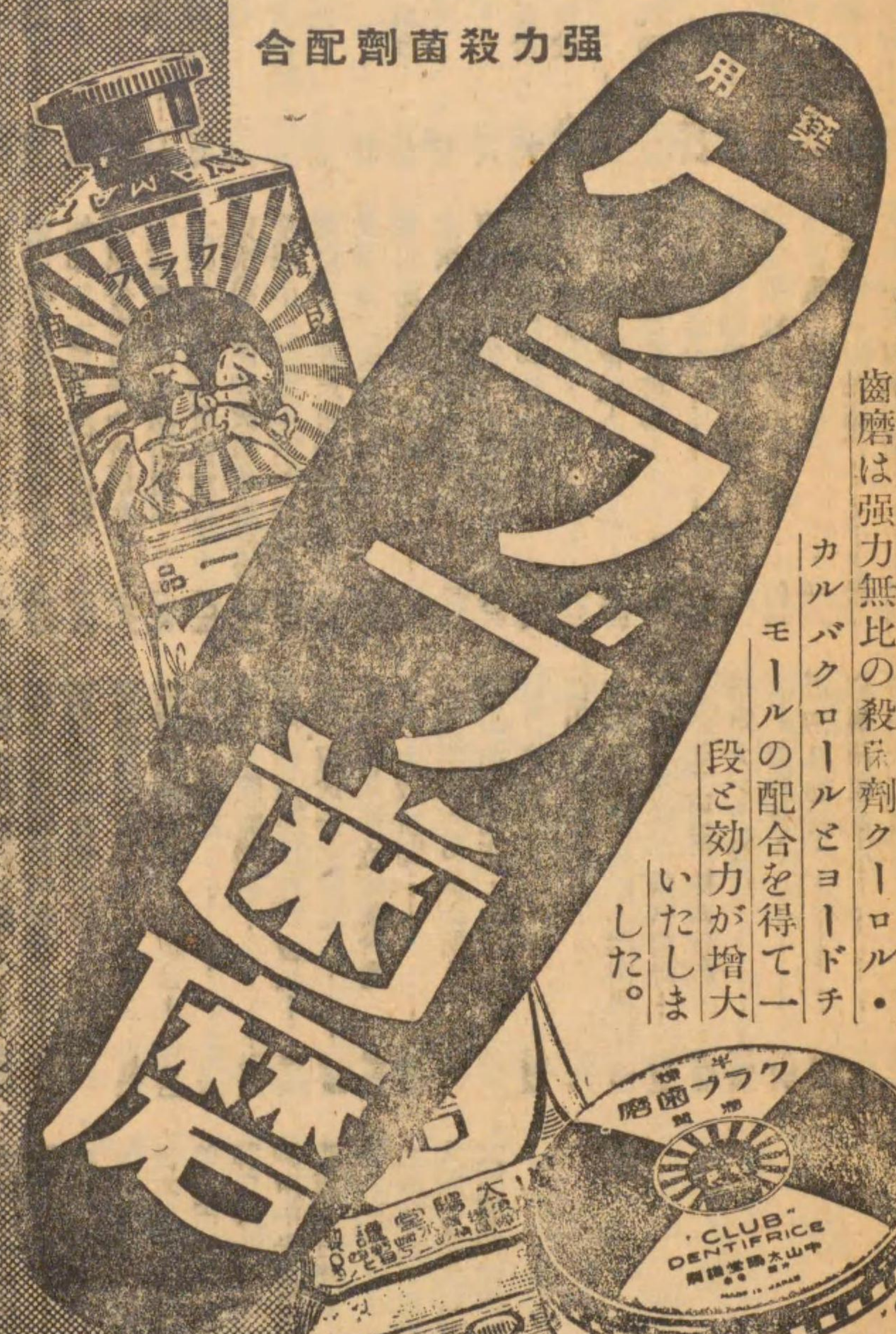


車電急阪

許特賣專

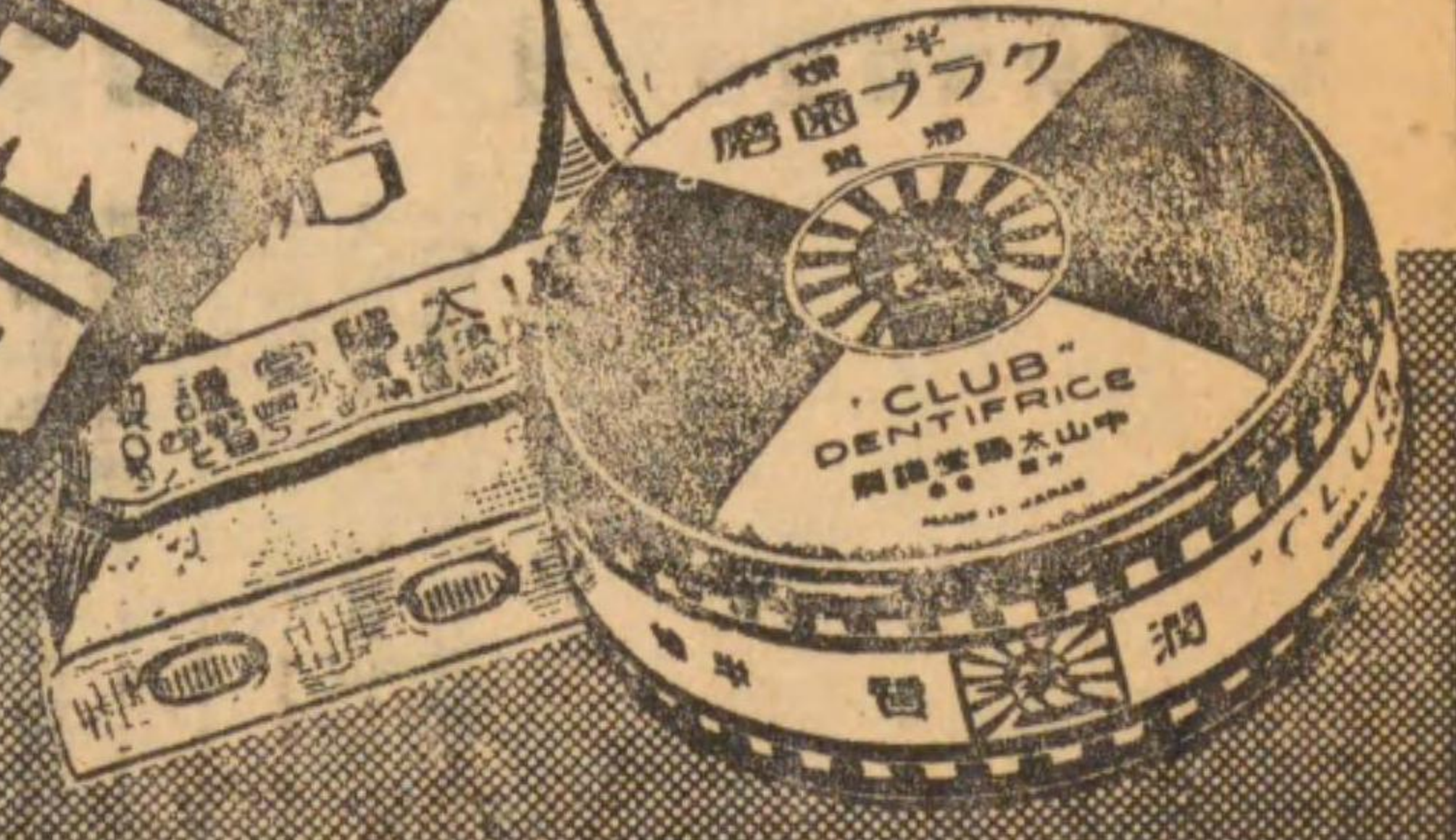
合配劑菌殺力強

クローラルダアクローラル及びヨードチモールを配合

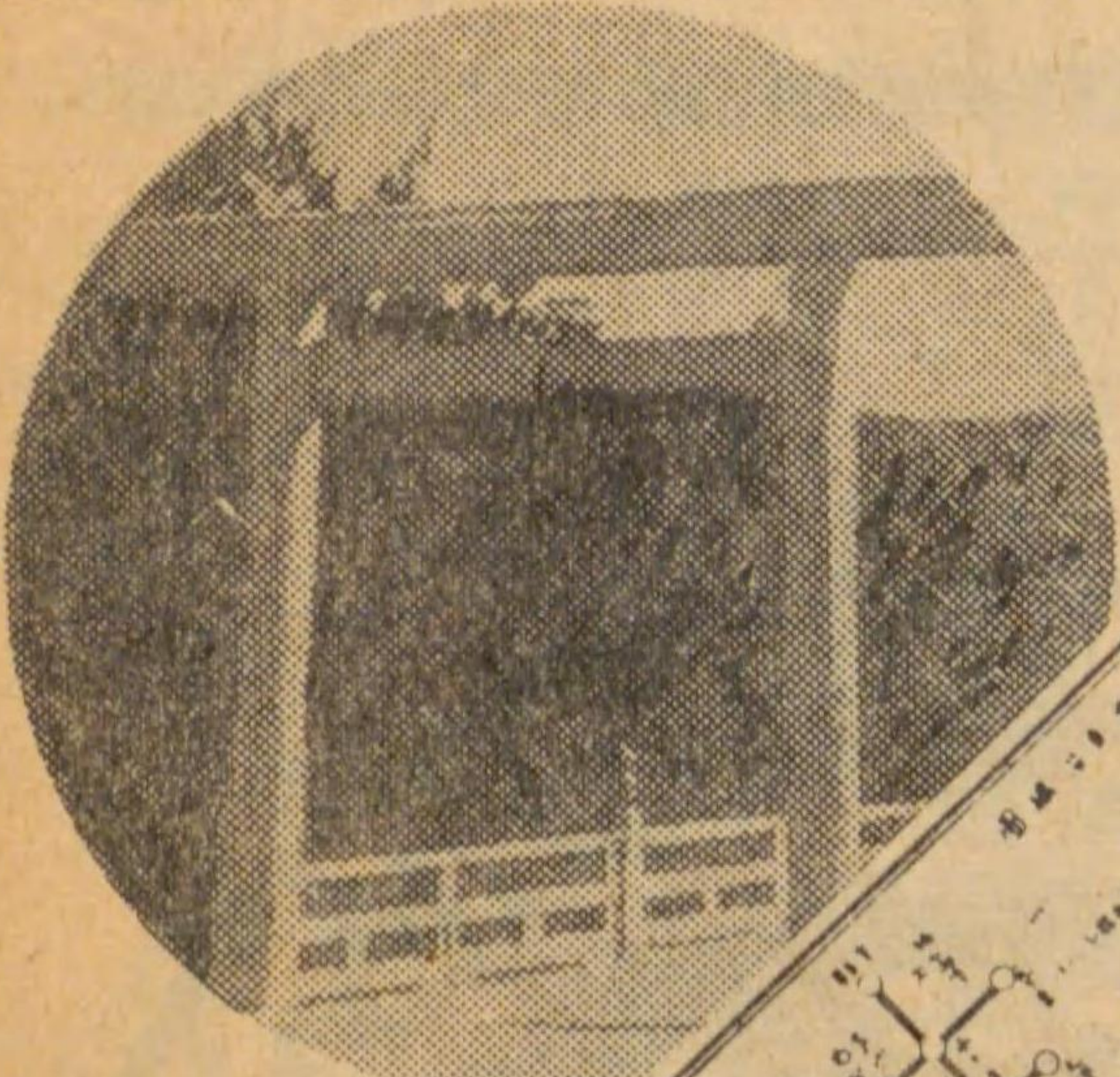


齒科の先生が推奨する專賣特許のクラブ
 齒磨は強力無比の殺菌劑クローラル・

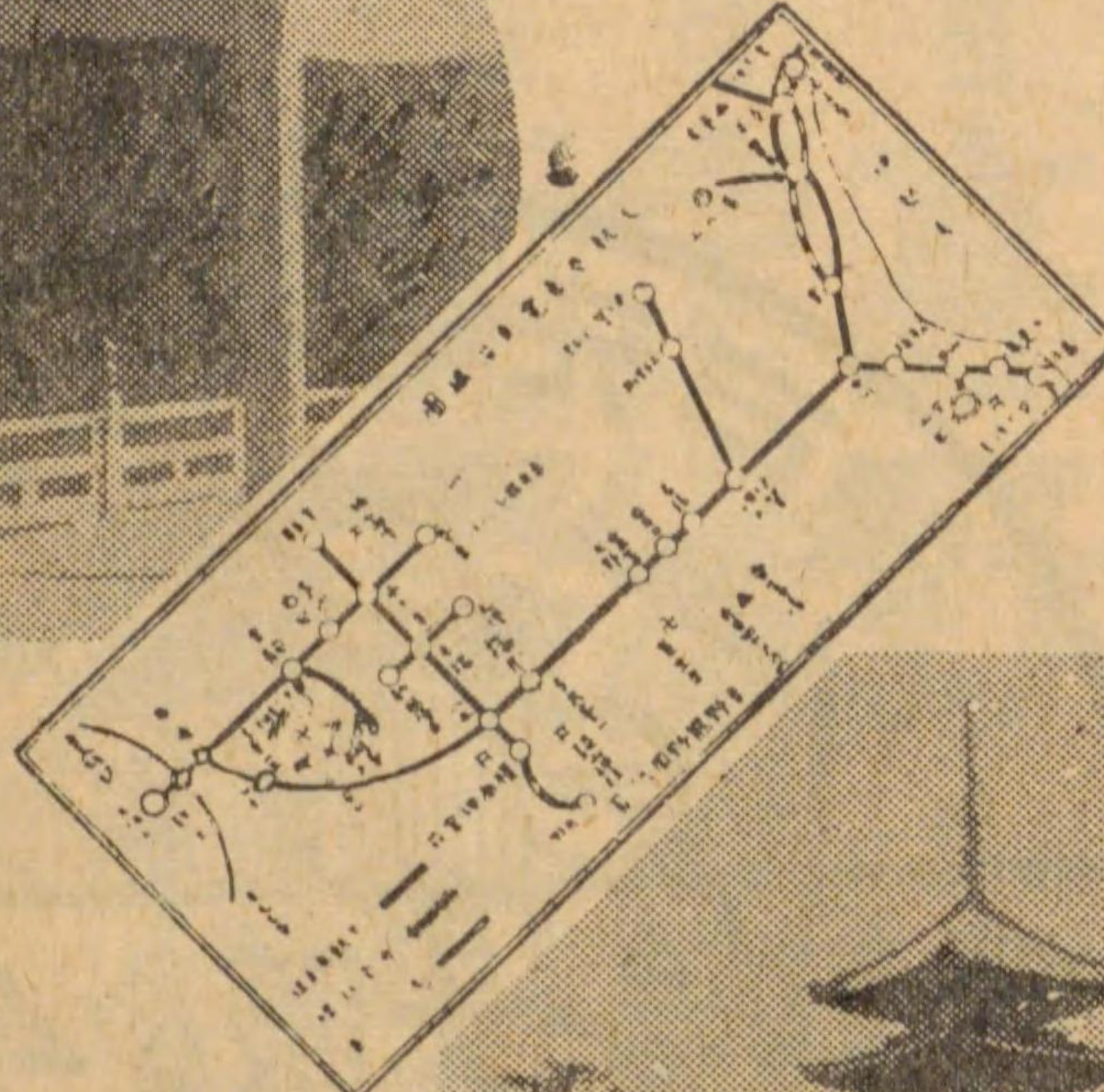
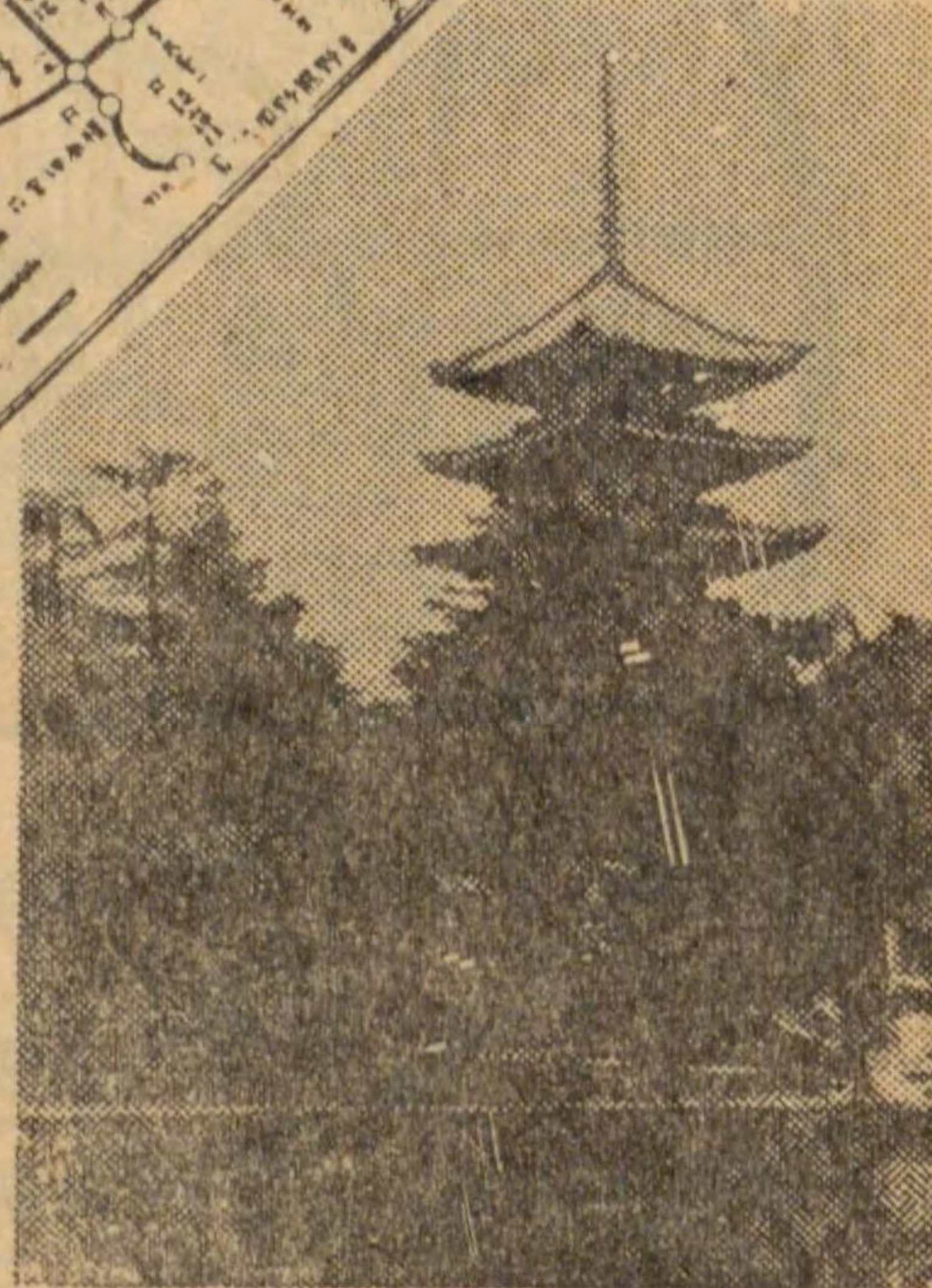
カルバクローラルとヨードチ
 モールの配合を得て一
 段と効力が増大
 いたしました。



お伊勢勢まゐり
舉國一致



(伊勢大神宮)

(奈良公園)

奈良公園 春日奥山めぐり
長谷寺 多武峰 室生寺
赤目四十八瀧 香落溪
湯の山温泉 養老の瀧

吉野熊野 吉野山
國立公園

大軌參急電車

のりは大軌上六

電話天王寺
三三三三

燕よ早いな

京阪特急世四分

大坂六天 — 京都四糸大宮



京阪電車

天下霊場 高野山
 南紀楽園 白湯崎温泉
 天下絶勝 新和歌浦・加太
 熊野めぐり 瀧峡
 国立公園 勝浦那智

由良受立司今引検問所
 難波より 二時間全
 直通運轉 毎日
 例凡
 他ハ
 電車ス

神 戸 大 阪 京 都
 難波 南 海 橋 本 和 歌 市 新 和 歌 浦
 瀧 野 山 瀧 神 寺 寺 成 道 外 宿 部 南 太 朝
 白 兵 白 椿 串 本 湯 崎 山 甲
 小 宮 丹 那 智 加 太 勝 浦 下 里 湯 崎 山 甲

神 戸 大 阪 間 40 銭
 神 戸 元 町 - 大 阪 間 43 銭

またずにのれる
阪神電車

はりの 波難阪大 車電海南
 近番 / 四番 - 四式

神戸元町の中心へ
 元町 三宮
 神戸 三宮 - 大阪 間 40 銭
 神戸元町 - 大阪 間 43 銭
 大阪
 またずにのれる
阪神電車

旅は紀州路へ

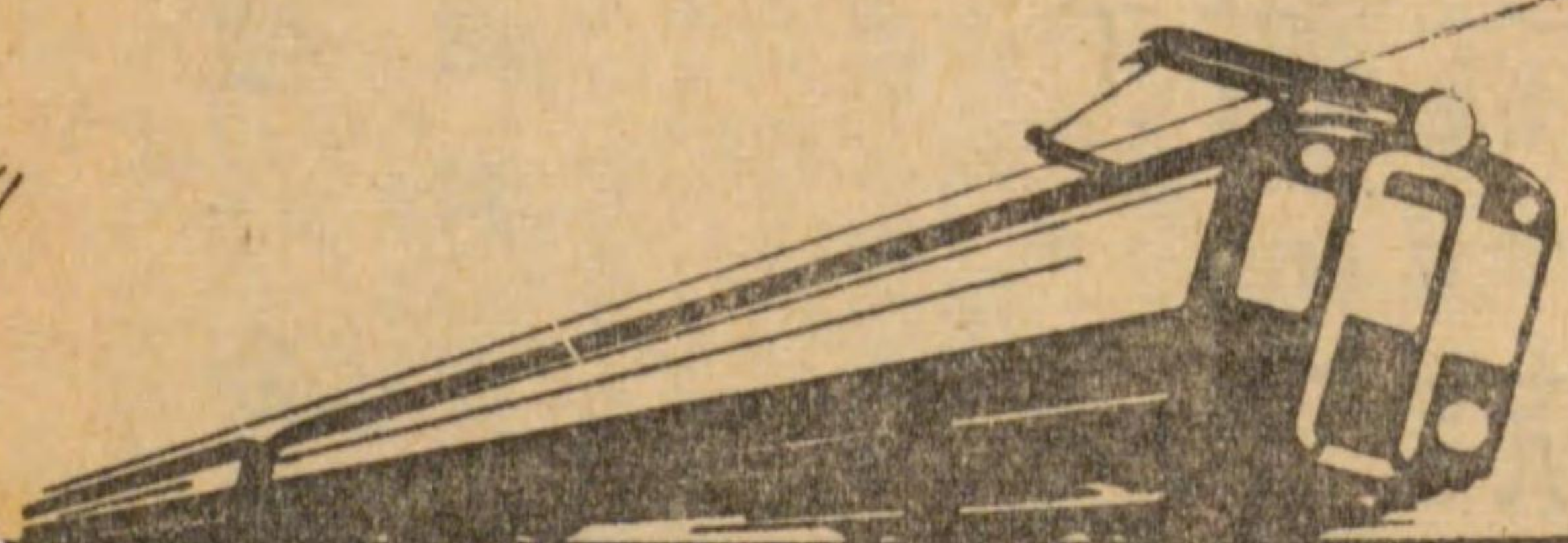
天下絶勝
新和歌浦

南紀の楽園
白浜湯崎

国立公園
熊野めぐり

温泉本宮・瀧新宮・那智・勝浦

大阪より直通列車毎日運転

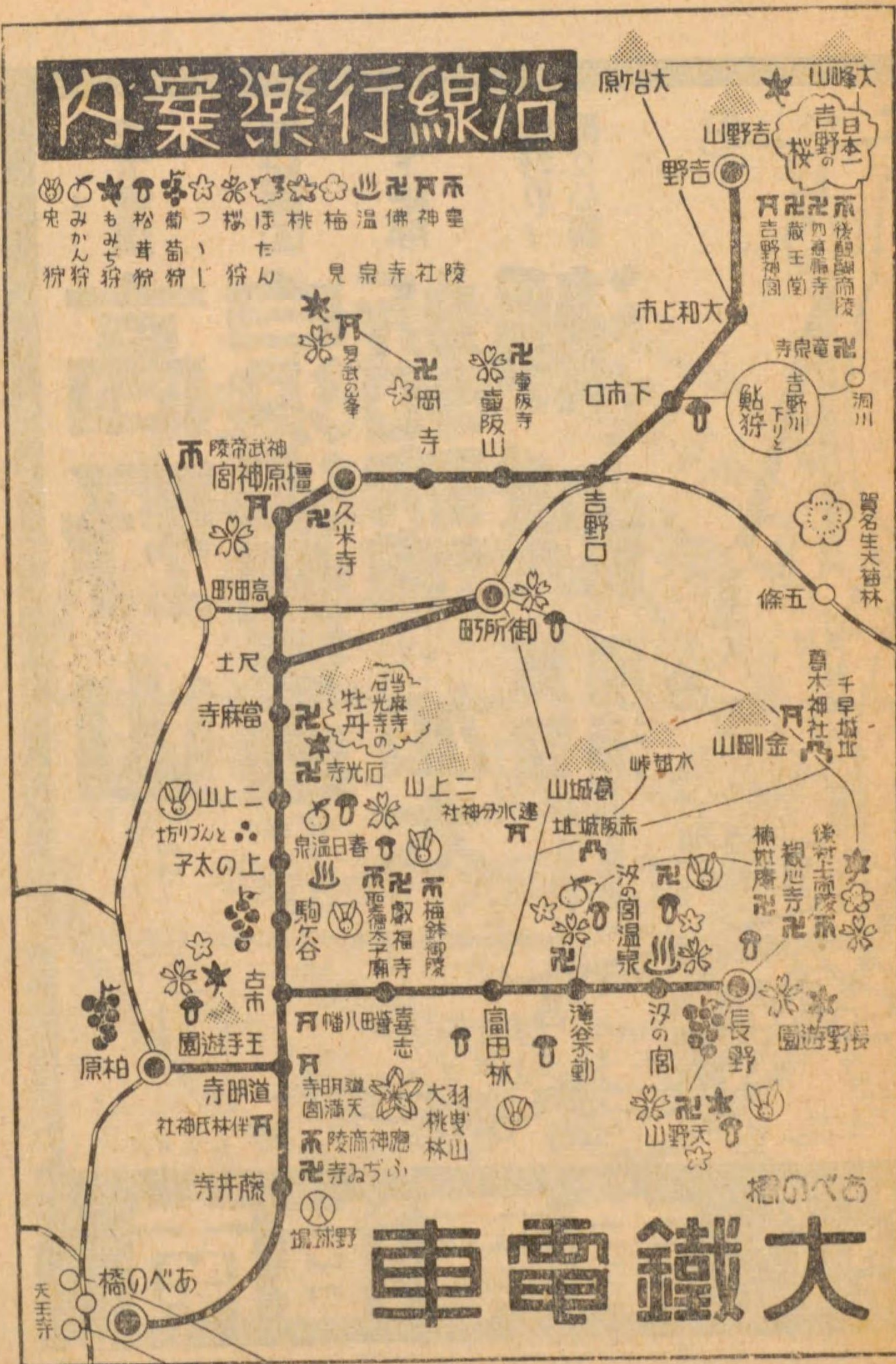


案内進呈

あべの橋 阪和電鉄

沿線行楽案内

- 神皇御霊 温徳天皇 桃太郎 櫻井 松茸 菊池 松茸 松茸 松茸
- 神皇御霊 温徳天皇 桃太郎 櫻井 松茸 松茸 松茸 松茸



大正電鉄

(休無中年)

中央市場新聞

定價(月) 金五拾錢

送料 金五拾錢

食品 最高指針!!

大阪市此花區大野町一丁目

發行所 中央市場新聞社

電話土佐堀 二七七七番
二七七七番
六一〇番

振替口座大阪四三四二八番

中央卸賣市場概説

中央卸賣市場は、中央卸賣市場法 基く卸賣市場である。同法は大正十二年三月施行せられ、爾來星霜を経ること十餘、當時第一次指定を受けた六大都市中名古屋を除く五大都市にこの市場の實現を見た今日に至つて、漸く中央卸賣市場といふ謂はば百許市場が社會の認識を高めるに至つてゐる。それでは當時中央卸賣市場に對する認識はなかつたか?その問題を決して肯定出来ない、何故ならば法案を提出したのは時の社會事業調査委員であり、時の政府はこれが委員會に調査を依頼したのである。而してこれが法の實施を促進したのが即ち業者である。今一步進つて見るとこの論議は覆へされ、業者が政府をして中央市場法施行に對する調査をなさしめたといふことになる。即ち、法の實施を遡ること再び十有餘年、大正元年又全國主要魚市場聯合會に依つて市場法の制定方を時の農商務省に出願したのである。當時の經過を概述すると、時の大浦農商務大臣は各都市の状況を視察せしめた上、生産調査會に魚市場法の重要規定事項を諮問した。そこで同會では特別委員を設けて審議した。且その結果を答申した。この調査會の答申基礎となつて法案が審議されやがて一つの成案を得た、

概説

しかし議會には提出されなかつた。この成案は要約して言へば一地區、一市場、一營業者制であつた。この法律案が謂はゞ今日見る中央卸賣市場に對する中央卸賣市場法の胚芽となつたことは言ふまでもない。

一方政府は大正三年歐洲大戰の勃發以來我國の商工業は異常なる進展を遂げ、延いては通貨の膨脹、物價の暴騰を招來し著しく國民生活を脅威するの實情を憂慮しつゝある折柄、偶々大正七年夏には遂に各地に不祥なる米騒動を惹起するに至つた。その對策として取敢ず全國の大都市に於いて白米の廉賣 實行し、又公設小賣市場を設けて應急的に日用品を販賣せしむる等物價の調節を圖ることに努めた。その後大正十年内務大臣は公設市場改善案を社會事業調査會に諮問した。然るに政府はこの應急的施設として發生した公設小賣市場のみを以てしては物價の調節上充分の効果を擧げ得ずと遂に大正十一年九月に至り社會事業調査會は内務大臣の諮問に對し時勢に鑑み中央卸賣市場設置の緊要なることを議決答申したのである。これ即ち前回の魚市場法案を基礎とせるもので、魚市場のみに止どまらず、公設小賣市場に對する卸賣市場の統制を標榜し、以て生鮮食品全般に亘る消費經濟の統制を企圖したに外ならない。茲に於いて該答申を農商務省に於いて法律案化し第四十六議會に提案され、大正十二年三月中央卸賣市場法の發布を見るに至つたのである。この間、六大都市々々

業者は専ら相提携してこれが對策を講ずるの必要に迫られ、六大都市青果市場聯合會を組織し再三政府に法案施行に對する建議並に陳情を試み、案を巡つて一大促進の運動を起したのであつた。而してこれが設置するに當たりては莫大の建設費を要する爲め政府は低利資金年四分八厘の融通及び國庫補助金の交付を爲すこととして該事業を助長せんとしたが、偶々同年九月、關東大震災に遭遇した爲め東京、横濱の兩市に限りては復興事業として建設することとなつたのである。而して大正十二年十二月十三日第一次指定されたものは東京、京都、大阪、横濱、神戸及び名古屋の六大都市であり、爾いて昭和四年九月第二次計畫として中央卸賣市場法第一條の規定により指定されたもの高知市外三十都市に及び高知及び鹿兒島は他都市に先んじて開設した。その他各都市にあつても等しくこれが建設準備中である。これら指定都市に對して商工省では特殊設備費の國庫補助金として一都市平均約六萬圓總額二百萬圓程度の補助を準備してゐる。而して六大都市の建設總額は六千十萬圓に上る見込である。

第一次指定區域

東京市 東京市では第一次計畫として築地本場へ建設費千五百萬圓、内復興事業資金一千二百二十五萬圓、國庫補助金三百七十五萬圓、神田及び江東分場へ建設費六百四十萬圓、預金部低利

四月六日、後者については昭和五年八月二十九日それごとく開設認可し、昭和六年二月十一日よりその業務を開始した。但し鮮魚部は同年十月十一日より業務を開始した。

神戸市

昭和三年三月三十一日開設認可され國庫補助金二十三萬七千五百圓、普通經濟繰入一萬二千五百圓、低利資金五百五十萬圓、合計五百七十五萬圓を以て建設を了し、同年十二月二十二日鮮魚部及び鳥卵部の業務を開始し、爾いて昭和八年七月以降鹽干魚、漬物、青果及び乾物の各部は逐次その業務を開始した。

名古屋市

第一次指定都市中未開設のまゝ、今日に及んでゐるが、國庫補助金二十三萬七千五百圓、普通經濟繰入一萬二千五百圓、低利資金四百萬圓、合計四百二十五萬圓の豫算を以て建設する方針である。

第二次指定區域

高知市 第二次指定都市中率先昭和四年十二月二十四日開設認可を受け建設費五十萬圓（内簡易保險局積立金融通十八萬八千圓）を以て中央市場の建設を了し、昭和五年一月先づ鮮魚部その業務を開始し、次いで昭和六年七月より青果部昭和八年二月より鹽干魚部がそれぞれ業務を開始した。

鹿兒島市

昭和十年四月十二日本場開設及び分場の設置の件を認可され建設資金總額十六萬三千圓の起債にて市場を完成、

資金を建設することとなつて築地本場は昭和六年六月十七日開設あり又神田及び江東分場は昭和九年十月十五日設置の認可があつた。これに對し昭和九年十一月十三日同市中央卸賣市場業務規定の認可があり、築地本場に於いて十年二月川魚、青果、鶏卵部の卸賣業務を開始し、六月海産物十一月鮮魚部とついで業務を開始した。又神田及び江東兩分場に於いては何れも本年二月二十日より卸賣業務を開始した。尙昭和五年市場區域追加指定と共に第二次分場計畫として更に四ヶ分場（建設費三百五十萬圓、預金部低利資金）を設置することとなり、昭和十年三月その設置認可あり敷地の決定及び資金の借入を了し、十一年六月荏原並に北豊島兩分場の完成と相俟つてそれごとく卸賣業務を開始せり。

京都市

京都市は大正十三年六月二日開設認可あり國庫補助金二十三萬七千五百圓、低利資金三百七十五萬圓及び普通經濟繰入れ金二十萬二千五百圓、合計四百二十萬圓を以て建設を了し昭和三年一月十六日に至つて業務を開始した。

大阪市

大阪市の建設は大正十四年三月二十五日市場開設の認可を得、國庫補助金九十五萬圓、普通經濟濟五萬圓、低利資金千七百萬圓、合計千八百萬圓で建設を了し昭和六年十一月十一日よりその業務を開始した。

横濱市

復興豫算より調達した建設費四百萬圓を以て本場及び壽分場（蔬菜及び果實）を建設（前者については昭和三年

十年十一月より魚、青果兩部の卸賣業務を開始、ついで十二月鳥卵、肉類部の卸賣業務を開始した。

静岡市

昭和十年一月開設の認可あり四十萬圓の豫算を以て建設する計畫であつて近く資金の調達を俟つて實施設計を進むる豫定である。

佐世保市

佐世保市では昭和十、十一兩年度繼續事業として建設費二十七萬五千圓を以て開設することとなり、目下具體的計畫が進められて居り、既に業務規程案の作成も了したが市當局では許可指令到着次第に事業開始の認定を受くべく一切の準備を整へ待期の姿勢にある。市場は生魚、鹽干魚、肉類、青果の四部門に分たれ生魚、鹽干魚は現在の市營魚市場を増設築し總工費廿七萬五千圓をもつて延べ建て坪三千四百四十坪、九州一の大都市場を萬津、三浦、鹽濱の三町にかけ左の通り建設する事に決定した。尙相浦、早岐兩町に分場を設ける由。

生魚部（三浦町）

現在、魚市場に仲買人賣場を設け事務所、食堂、倉庫、その他を完備、延べ坪十六十一坪

鹽干魚部（鹽濱町本通り）

營業人賣場二百二、三十坪の豫定

肉類部（鹽濱町）

營業人賣場四百一坪

青果部（萬津町）

營業人賣場及び倉庫千七百四十六坪

岐阜市

未だ具體化さざるも商工省の贊助により建設準備

を急ぎ建設費五十萬圓見當を計上し居れり。

豊橋市 建設費六十一萬圓を計上なし市長に提出済みであるが市場の統一に支障を來し未だ具體化するに至らず。

福岡市 豊多埋立地一萬坪に建設準備を進めつつあり、建設費は百十六萬四千圓にして、その内建設費六十六萬二千九百九十圓土木費二十三萬三千圓、諸設備費二十七萬六千八百圓である。

函館市 建設費二百萬圓で既に港灣調査委員会で市長の諮問に答へ、敷地も西濱町を擧げてゐるが昨年の大火で停頓の状態にある。

岡山市 豫算百二十萬圓で早くより建設準備を進めつつあるが未だ具體化するに至らず。

金澤市 昭和七年早くも市會の賛成を求め市場設置の促進意見書を關係官廳に提出したるも今尙實現するに至らず現在に及んでゐる。

仙臺市 建設費五十萬圓を表價してゐるが實現の期に至らず、早晩實現するものと豫想される。

吳市 八年度に新設事業として十四五萬圓を投じ諸調査を完了したが最初の二ヶ年は十三萬圓案に依るものにしてこれ外建設費七萬圓を繰上り。

徳島市 徳島港頭末廣新田の線有埋立地約七千坪の分譲を

て三ヶ年繼續事業として理想中央卸賣市場の實現を圖る。

奉天 滿鐵奉天地方事務所勸業係で具體立案の作成を急ぎ既に骨子案成り市全署に内容を提示し實現の促進を圖りつつあり

各國中央市場比較 (單位坪)

東京築地本場	五九、三六一
米プロデューズ	五五、八〇〇
大阪本場	三八、〇〇〇
米プロデューズ	三三、〇〇〇
獨フランクス	三〇、〇〇〇
京都	二七、〇五一
佛都	二〇、〇〇〇
神戶	一七、〇〇〇

中央卸賣市場現況

東京築地本場

- 一、位 置 京橋區築地四丁目一
- 一、敷地坪數 五九、一〇二坪
- 一、開設認可 昭和六年六月

概説—中央卸賣市場現況

十七日

- 一、取扱品目 魚、肉、鳥、卵、蔬菜、果實
- 一、建設費 一五、〇〇〇、〇〇〇
- 一、業務開設
- 魚類部 昭和十年十一月二

受け工費五十萬圓で中央市場の建設計畫を進めてゐる。

堺市 第二次計畫地として指定されるや直ちに準備に着手、建設費四十五萬圓内市債四十二萬五千圓、國庫補助金二萬五千圓を決定せるも市當局の優柔不決にもとづき具體化するに至らず。

長崎市 一昨年長崎市會は實現促進の爲め中央市場準備委員會を組織し諸般の準備調査を進め敷地も海陸輸送至便の長崎驛裏平九中之島の埋立地に内定してゐる。

朝鮮及關東州

釜山 豫算三十六萬六千圓で昭和九年六月起工、同十年三月完成、六月業務を開始したが同市中央卸賣市場は朝鮮總督府市場取締規則に準據したるものとして内容、機構は内地の中央市場と異なることなく又朝鮮全道最初のものとして注目されてゐる。

京城 朝鮮京城に於ける中央卸賣市場建設については京城府も相當積極的となり十一年度豫算並に調査費を計上せり。尙蔬菜果の卸賣場を開いてゐる中央物産商會では丸京市場の買収をなし、青果市場の統一を圖つてゐる。

大連 大正十五年關東廳は先づ小賣市場を市に移管すると同時に糧市場の施設を命じ簡易保險局より資金を借入れ昭和三年六月開設、昭和八年十月關東州中央卸賣市場規則を公布と共に單一制を實施、更に市區の變改に伴ひ昭和十年市會豫算の協賛を得

横濱本場	一五、五〇〇
英スミスフィールド	一五、〇〇〇
東京神田分場	一〇、二二六
大阪木津市場(新)	一〇、三〇〇
大坂天満市場	八、七〇〇
東京足立分場	八、五〇〇
獨ベルリン	七、〇〇〇
鹿兒島市本場	六、三二〇
東京荏原分場	五、七〇〇
東京豊島分場	四、八〇〇
東京淀橋分場	四、〇〇〇
高知分市場	二、〇九八
横濱壽分市場	一、四〇〇
英ピリングスケート	一、〇八〇

十一日	資本金 五、五〇〇、〇〇〇圓
海產物部 同十年六月一日	代表者 伊勢 丑松
川魚部 同十年二月十一日	東京海產物株式會社
青果部 同十年二月十一日	資本金 一、三二〇、〇〇〇圓
鳥卵部 同	代表者 中島善兵衛
一、卸賣人	東京淡水魚株式會社
東京魚市場株式會社	資本金 二〇〇、〇〇〇圓
〇圓	代表者 山田 百政
代表者 田口 達三	東京中央青果株式會社
東京魚問屋株式會社	資本金 三、八六九、八〇〇圓
〇圓	代表者 藤浦富太郎

中央卸賣市場現況

昭和青果株式會社

資本金 一〇、〇〇〇、〇〇〇圓

代表者 西村吉兵衛

東京中央漬物株式會社

資本金 三二〇、〇〇〇圓

代表者 飯田松次郎

東京食鳥株式會社

資本金 一〇〇、〇〇〇圓

代表者 中川 彌吉

一、取引高(昭和十年中)

魚類 一、六六七、〇〇〇圓

青果 九、五四五、〇〇〇圓

鳥卵 二四一、〇〇〇圓

總計 一、四五三、〇〇〇圓

備考 右取引高中青果部、鳥卵部及魚類部中東京淡水魚株式會社取引高、昭和十年二月十一日以降、魚類部東海產物株式會社、同年六月一日以降同東京魚問屋株式會社及東京魚市場株式會社ノ兩社ハ同年十一月二十一日以降十一月末日迄ノ取引高ヲ計上セリ

神田分場

昭和十年中

江東分場 一四、九四一

昭和十年中 五、三九

東京神田分場

一、位 置 神田山本町一

一、敷地坪數 一〇、一八五

一、開設認可 昭和九年十月十五日

一、取扱品目 蔬菜及果實

一、建設費 四、八七六、〇九六圓

一、業務開始 昭和十年二月二十日

一、卸賣人

中央青果卸賣株式會社

資本金 九、〇〇〇、〇〇〇圓

代表者 西村吉兵衛

神田青果株式會社

資本金 三、五〇〇、〇〇〇圓

代表者 鈴木正之助

東京青果株式會社

資本金 二、四〇〇、〇〇〇圓

代表者 石塚 富三

東京漬物株式會社

資本金 二〇〇、〇〇〇圓

代表者 福室金次郎

一、取引高(昭和十年中) 一四、九四一、〇〇〇圓

東京江東分場

一、位 置 本所區橫網町

一、敷地坪數 五、三六六坪

一、開設認可 昭和九年十月十五日

一、取扱品目 蔬菜及果實

一、建設費 一、五二三、九〇四圓

一、業務開始 昭和十年二月二十日

一、卸賣人

日本青果株式會社

資本金 一、七五〇、〇〇〇圓

代表者 増田 秀吉

江東青果株式會社

資本金 二、〇〇〇、〇〇〇圓

代表者 田尻 榮吉

一、取引高(昭和十年中) 五、三六九、〇〇〇圓

東京荏原分場

一、位 置 品川區五反田

一、敷地坪數 五、七〇〇坪

一、開設認可 昭和十年三月六日

一、取扱品目 魚類、蔬菜果實

一、建設費 七六三、一九六圓

一、業務開始 青果部(昭和十一年六月一日)

一、卸賣人

東京荏原青果株式會社

資本金 二、五〇〇、〇〇〇圓

代表者 樋口 顯嗣

東京淀橋分場

一、位 置 淀橋區柏木

一、敷地坪數 四、〇〇〇坪

一、開設認可 昭和十年三月六日

一、取扱品目 蔬菜及果實

一、建設費 六九六、一九八圓

一、業務開始

東京豊島分場

一、位 置 豊島區巢鴨

一、敷地坪數 四、八〇〇坪

一、開設認可 昭和十年三月六日

一、取扱品目 蔬菜及果實

一、建設費 八四一、一〇一圓

一、業務開始

一、卸賣人

東京足立分場

一、位 置 足立區千住橋

一、敷地坪數 八、五〇〇坪

一、開設認可 昭和十年三月六日

一、取扱品目 魚、鳥、卵、蔬菜、果實

一、建設費 一、一九九、五〇五圓

参考 中央卸賣市場開業前ニ於ケル卸賣市場及問屋數(但築地本場及神田、江東兩分場關係)

中央卸賣市場現況

品市問仲準出

目 數 屋 兼 買 買 買 買

魚類 二 三 七 五 五 五 一

青果 四 三 九 一 三 天 九 七

京都中央卸賣市場

一、位 置 下京區中堂寺北町

一、敷地坪數 二七、〇五一坪

一、開設認可 大正十四年六月二日

一、取扱品目 魚、肉、鳥、卵、蔬菜果實

一、建設費 四、二〇〇、〇〇〇圓

一、業務開始

鮮魚部 昭和二年十二月十一日

鹽干部 昭和二年十二月十一日

川魚部 昭和八年三月ヨリ兼業

青果部 昭和三年一月十六日

肉類部 同年五月十五日

鳥類部 同

鳥卵部 昭和三年一月四日

一、卸賣人

京都生魚株式會社

資本金 四、五〇〇、〇〇〇圓

代表者 藤井 房吉

京都鹽干魚株式會社

資本金 三、四〇〇、〇〇〇圓

代表者 西村熊治郎

一、取引高(單位千圓)

總 額 鮮魚部 鹽干部

昭和六年 一七、四四 七、八七 四、一五

同 七年 一六、四七 七、三三 三、九三

同 八年 一八、二〇 七、九四 四、四九

同 九年 一八、五七 七、八九 四、七九

同 十年 一九、七〇 八、二三 五、〇八

参考 中央卸賣市場開業前ニ於ケル卸賣市場及問屋數

品 目 市場數 問屋數 問屋兼業者數

魚類 四 一三 三

鹽干魚 一 七 一

青果 七 四三 七

計 三 二五 六

京都青果株式會社

資本金 二、七〇〇、〇〇〇圓

代表者 高橋 末吉

肉類部 遠藤毅一、鳥類部 芝辻安一、鳥卵部 牛詰悟、同 岡本庄太郎、乾物部 目下缺員

川魚 青果部 肉類 鳥類 鳥卵

昭和六年 一七、四四 七、八七 四、一五

同 七年 一六、四七 七、三三 三、九三

同 八年 一八、二〇 七、九四 四、四九

同 九年 一八、五七 七、八九 四、七九

同 十年 一九、七〇 八、二三 五、〇八

大阪中央卸賣市場

一、位 置 此花區下福島

一、敷地坪數 三八、五〇〇坪

一、開設認可 大正十四年三月二十五日

一、取扱品目 魚、肉、鳥、

中央卸賣市場現況

卵、蔬菜、果實

一、建設費 一八、〇〇〇、〇〇〇圓

一、業務開始

鮮魚部 昭和六年十一月十日

鹽干魚部 同

青果部 同

漬物部 同

乾物部 同

鳥卵部 同

一、卸賣人

大阪魚株式會社

資本金 一七、〇〇〇、〇〇〇圓

代表者 鷺池平九郎

大阪淡水魚株式會社

資本金 六五〇、〇〇〇圓

代表者 小山 音吉

大阪海產物株式會社

資本金 一〇、五一八、〇〇〇圓

代表者 杉村 秀松

大阪青果株式會社

資本金 一四、一八〇、〇〇〇圓

〇圓

代表者 大村 清七

大阪漬物株式會社

資本金 二〇〇、〇〇〇圓

代表者 岡田 藤七

大阪乾物株式會社

資本金 二、〇〇〇、〇〇〇圓

代表者 加藤德次郎

一、取引高(單位千圓)

昭和六年 七、五七七

同 七年 五、〇七九

同 八年 五、一三三

同 九年 五、〇〇〇

同 十年 五、五三三

參考 中央卸賣市場開業前ニ於ケル卸賣市場及問屋數

品目 市場數 問屋數

魚類 三 五

鹽干魚 三 五

乾物 一 七

青果 三 二

計 三 二

八

一、建設費 五、七五〇、〇〇〇圓

一、業務開始 昭和七年十二月二十二日

鮮魚部 同八年七月二十四日

鹽干魚部 同八年十二月十三日

青果部 同

乾物部 同

漬物部 同

鳥卵部 同七年九月六日

一、卸賣人

神戶生魚株式會社

資本金 五、二〇〇、〇〇〇圓

代表者 小畑 種吉

神戶海產物株式會社

資本金 二、五〇〇、〇〇〇圓

代表者 藤井文治郎

神戶中央青果株式會社

資本金 四、八七六、五〇〇圓

代表者 米井連三郎

神戶漬物株式會社

資本金 一〇〇、〇〇〇圓

代表者 生駒鶴次郎

神戶中央卸賣市場

一、位 置 船大工町

一、敷地坪數 一〇、七二四坪

一、開設認可 昭和二年三月三十一日

一、取扱品目 魚、肉、鳥、卵、蔬菜、果實

魚類部 昭和六年十月十一日

青果部 同 同 同

肉類部 同 同 同

鳥類部 同 同 同

鳥卵部 同 同 同

一、卸賣人

甚三郎

橫濱中央食鳥株式會社

資本金 二七五、〇〇〇圓

代表者 岡本龜次郎

一、位 置 中區壽町四丁目

一、敷地坪數 一、三八九坪

一、開設認可 昭和五年九月一日

一、取扱品目 蔬菜、果實

魚類部 昭和六年十月十一日

青果部 同 同 同

肉類部 同 同 同

鳥類部 同 同 同

鳥卵部 同 同 同

一、卸賣人

橫濱青果株式會社

資本金 二、三〇〇、〇〇〇圓

代表者 木村三之助

一、位 置 神奈川區山内町三、四丁目

一、敷地坪數 一四、三九三坪

一、開設認可 昭和二年四月六日

一、取扱品目 魚、肉、鳥、鳥卵、蔬菜、果實

一、建設費 四、〇〇〇、〇〇〇圓

一、業務開始

鮮魚部 昭和六年十一月十日

鹽干魚部 同

青果部 同

漬物部 同

乾物部 同

中央卸賣市場現況

一、取引高(單位千圓)

昭和七年 四、七三三

同 八年 一〇、〇四〇

同 九年 一〇、五六一

同 十年 三、〇五七

同 七年中ノ鮮魚部及鳥卵部ノ取扱高ハ同年十二月二十二日以降ノ分ナリ、八年中ノ鹽干魚部ハ同年七月二十四日、青果及乾物兩部ハ同年十二月十三日、漬物部ハ同年九月六日以降ノ分

(參考) 中央卸賣市場開業前ニ於ケル卸賣市場及問屋數

品目 市場數 問屋數

魚類 四 一五

鹽干魚 一 二〇

青果 八 一三六

計 一三 一七一

橫濱中央卸賣市場

一、位 置 神奈川區山内町三、四丁目

一、敷地坪數 一四、三九三坪

一、開設認可 昭和二年四月六日

一、取扱品目 魚、肉、鳥、鳥卵、蔬菜、果實

一、建設費 四、〇〇〇、〇〇〇圓

一、業務開始

鮮魚部 昭和六年十一月十日

鹽干魚部 同

青果部 同

漬物部 同

乾物部 同

鳥卵部 同

一、卸賣人

橋本源之助

神戶鵜卵株式會社

資本金 五〇、〇〇〇圓

代表者 十時 重助

一、取引高(單位千圓)

神戶中央卸賣市場

一、位 置 船大工町

一、敷地坪數 一〇、七二四坪

一、開設認可 昭和二年三月三十一日

一、取扱品目 魚、肉、鳥、卵、蔬菜、果實

魚類部 昭和六年十月十一日

青果部 同 同 同

肉類部 同 同 同

橫濱壽分場

一、位 置 中區壽町四丁目

一、敷地坪數 一、三八九坪

一、開設認可 昭和五年九月一日

一、取扱品目 蔬菜、果實

魚類部 昭和六年十月十一日

青果部 同 同 同

肉類部 同 同 同

九

中央卸賣市場現況

高知中央卸賣市場

一、位 置 九反田
 一、敷地坪數 一、九一七坪
 一、開設認可 昭和四年十二月二十四日
 一、建設費 五〇〇、〇〇〇圓
 一、業務開始
 鮮魚部 昭和五年一月一日
 鹽干魚部 昭和八年二月二十七日
 青果部 昭和六年七月一日
 肉類部 同七年十一月二十日
 鳥卵部 同七年十一月二十日

資本金 一〇〇、〇〇〇圓

代表者 北村 寅猪

肉類部 川添徳馬、鳥卵部 中村昌平

一〇

福島元

一、敷地坪數 一〇〇坪

一、開設認可 昭和十年四月十二日

一、取扱品目 魚類

一、建設費 六、八四〇圓

一、取引高(單位千圓) 自昭和十年十一月四日至同年十二月三十一日

總額 魚類部 青果部 六一七 四〇二 二一五

參考 中央卸賣市場開業前ニ於ケル卸賣市場及問屋數

品目 市場數 問屋數

魚類部 二 八

青果部 三 一五

肉類部 同

鳥卵部 同

一、卸賣人 鹿兒島魚類株式會社

資本金 八〇〇、〇〇〇圓

鹿兒島青果株式會社

資本金 五〇〇、〇〇〇圓

肉類部 未定鳥、鳥卵部 上赤新右衛門

一、位 置 市外谷山町上

大津中央卸賣市場

大津市デハ十二年度豫算デ二

十四萬圓ヲ計上シ中央卸賣市

場ヲ建設スルコトニ決定シ數

地モ同市上馬場新街道近江重

布會社附近五千坪ヲ選定ナシ

既ニ業者側ト市當局ノ諒解モ

成リ十二年度實現スル模様デ

アル

中央卸賣市場法

(大正十二年三月二十九日公布、法律第三十二號) 大正十二年十一月一日施行勅令第百六十八號

第一條 本法ニ於テ中央卸賣市場トハ地方公共團體又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人カ魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及果實ノ卸賣ヲ爲ス爲主務大臣ノ指定スル部市及其ノ隣接地ニ於テ本法ニ依リ開設スル市場ヲ謂フ中央卸賣市場ニ於テハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ニ掲クル物品ノ一部ノ卸賣ヲ爲サス又ハ其ノ他ノ日用品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得

第二條 中央卸賣市場ヲ開設セムトスルキハ業務規程及事業計畫ニ關スル書類ヲ具シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ中央卸賣市場ノ分場ヲ設置セムトスルキ亦同シ

第三條 左ニ掲クル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

一 中央卸賣市場ノ取扱品目

二 中央卸賣市場ノ收受スル使用料、保管料及手数料

三 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ收受スル手数料

第四條 業務規程又ハ事業計畫ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ第二條ノ規定ニ依ル認可ヲ與フルニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

中央卸賣市場法

一一

第六條 主務大臣ハ第二條ノ規程ニヨリ認可ヲ與フルトキハ其ノ中央卸賣市場ノ義務ノ開始ニ至ル迄ノ間ニ於テ開設者ノ意見ヲ聞キ其ノ中央卸賣市場取扱ノ品目ニ付當該指定區域内ニ於テ中央卸賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得中央卸賣市場ノ取扱品目ヲ追加スルコトキ亦同シ

第七條 開設者ハ前條ノ規定ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル市場ノ開設者及卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ損失ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ當事者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ地方長官ノ決定ヲ求ムヘシ地方長官ノ決定ニ不服アル者ハ決定書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ九十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ開設者ニ對シ命令ノ定ムル設備ニ要スル費用ノ三分一以内ノ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第九條 主務大臣ハ開設者カ法令若クハ補助ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ從ハサルトキハ之ニ對シ補助金又ハ一部ヲ交付セサルコトヲ得

第十條 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ハ中央卸賣市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第十一條 前條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ保證金ヲ納付スヘシ

第十二條 開設者ハ中央卸賣市場ノ收受スル使用料、保管料及手数料ニ關シ保證金ニ付他ノ債權者ニ優先權ヲ有ス

前項ノ優先權ハ第十三條ノ規定ニ依リ優先權ニ優先ス

第十三條 第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル者ハ販賣又ハ販賣ノ委託ニ因リテ生

シタル債權ニ關シ其ノ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ保證金ニ付其ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス

第十四條 中央卸賣市場ニ於テ爲ス賣買ニ付テハ贖賣ノ方法ニ依ルヘシ但シ業務規程ノ定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ對シ賣買價值段及取引高ヲ報告スヘシ

第十六條 開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ其ノ業務ヲ停止シ若クハ千圓以下ノ過意金ヲ課シ又ハ賣買ニ參加スル者ノ入場ヲ停止スルコトヲ得

第十七條 主務大臣必要アリト認ムルキハ中央卸賣市場ノ構造設備、業務規程ノ變更、業務又ハ財産狀況ノ報告其ノ他ニ關シ事業ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 主務大臣ハ開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ業務規程ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 第二條ノ規定ニ依リ認可ノ取消
二 中央卸賣市場ノ業務ノ停止
三 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務許可ノ取消又ハ業務ノ停止
四 第一條ノ法人ノ役員ノ解任

第十九條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ官吏ヲシテ開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務及之ニ關スル帳簿財産其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十條 中央卸賣市場ノ廢止ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十八條 前條第一項ノ者ニ賄賂ヲ交付シ、提供シ又ハ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

中央卸賣市場法施行規則

(農商務省令 臨時第十號)
大正十二年十月二十九日

第一條 中央卸賣市場ハ一指定區域内ニ於テ一開設者ニ限リ之ヲ開設スルコトヲ得

第二條 中央卸賣市場ヲ開設セムトスル者ハ認可申請書ニ中央卸賣市場法第二條ニ定ムル書類ノ外左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

一 中央卸賣市場取扱品目ニ付當該指定區域内ニ於ケル集散及消費ノ狀況
二 中央卸賣市場取扱品目ニ付當該指定區域内ニ於テ現ニ卸賣ヲ爲ス市場ノ狀況

三 開設者カ民法第三十四條ノ規定ニ依リ法人ナルトキハ其ノ定款又ハ寄附行爲並役員ノ氏名及其ノ履歷
四 中央卸賣市場法第一條第一項ニ掲クル物品ノ一部ノ卸賣ヲ爲サス又ハ其ノ他ノ日用品ノ卸賣ヲ爲サムトスルトキハ之ヲ必要トスル特別ノ事情

中央卸賣市場法

第二十一條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第二十二條 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ第十五條ノ規定ニ基ク報告ヲ爲サス若クハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第六條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務アル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ前條ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

第二十四條 第六條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者又ハ第十五條ノ規定ニ報告ヲ爲スヘキ義務アル者ハ其ノ代理人、戶主、家族同居者、雇人其ノ他從業者有命令又ハ義務ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得

第二十五條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他從業者第六條ノ規定ニ依ル命令又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務ニ違反シタルトキハ第二十二條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

第二十六條 第一條ノ法人又ハ第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十九條ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケル場合ニ於テ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若クハ忌避シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 第一條ノ法人ノ役員其ノ職務ニ付賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若クハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキ其ノ價格ヲ追徵ス

第三條 事業計畫ニハ左ニ掲クル事項ヲ定ムヘシ

一 自ラ卸賣ノ業務ヲ爲サムトスルトキハ其ノ旨
二 市場ノ位置及用地ノ面積
三 建物及設備ノ種類及構造
四 市場ノ開設ニ要スル費用並其ノ財源及償却ニ關スル計畫事業計畫ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書類、建物及設備ノ配置及坪數ヲ記入シタル圖面並市場附近ノ見取圖ヲ添付スヘシ

一 市場取扱品目ニ付取扱見込數量
二 市場ノ收支ノ概算
三 工事ノ着手及竣工ノ見込期日

第四條 開設者自ラ卸賣ノ業務ヲ爲ストキハ業務規程ヲ以テ其ノ取扱品目ヲ定ムヘシ

第五條 開設者分場設置ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ其ノ申請書ニ中央卸賣市場法第二條ニ定ムル外分場設置ヲ必要トスル事情及第二條第四號ニ掲クル事情ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第六條 中央卸賣市場ノ業務ヲ開始セムトスルトキハ開設者ハ業務開始ノ一月前迄ニ其ノ期日ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

第七條 中央卸賣市場ノ名稱中ニハ中央卸賣市場ナル文字ヲ用キルヘシ中央卸賣市場ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ中央卸賣市場ナル文字又ハ之ニ類似スル文字ヲ用キルコトヲ得

第八條 商工大臣ハ左ニ掲クル事項ヲ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

中央卸賣市場法

- 一 中央卸賣市場ノ區域ヲ指定シタルトキハ其ノ區域及指定ノ年月日
- 二 中央卸賣市場ノ開設又ハ分場ノ設置ヲ認可シタルトキハ開設者ノ市場ノ名稱、位置、取扱品目及認可ノ年月日
- 三 中央卸賣市場ノ業務ノ開始ノ届出アリタルトキハ其ノ旨及開始ノ期日
- 四 中央卸賣市場ノ廢止ヲ認可シタルトキハ其ノ旨及認可ノ年月日
- 五 中央卸賣市場ノ開設又ハ分場ノ設置ノ認可ヲ取消シタルトキハ其ノ旨及取消ノ年月日
- 六 中央卸賣市場ノ業務ノ停止ヲ命シタルトキハ停止シタル業務、停止ヲ命シタル年月日
- 七 中央卸賣市場法第六條ノ規定ニ依リ市場ノ閉鎖ヲ命シタルトキハ市場ノ名稱、位置、區域、取扱品目、閉鎖ヲ命シタル年月日
- 第九條 開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ハ左ニ掲クル事項ニ付商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 - 一 役員ノ選任及解任
 - 二 收支ノ豫算
 - 三 豫算ニ定メタルモノノ外折ニ義務ヲ負ヒ又ハ權利ヲ失フヘキ行爲
 - 四 財産ノ保管方法

- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ中央卸賣市場法第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者トナルコトヲ得ス
 - 一 一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經過セサル者
 - 二 中央卸賣市場法第十八條ノ規定ニ依リ業務許可ノ取消ヲ受ケ取消ノ日ヨリ三年ヲ經過セサル者
 - 三 破産ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者
 - 四 前二號ノ一ニ該當スル者ヲ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員トスル法人
 - 五 信用薄弱ナル者
 - 六 中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受ケタル者但シ特別ノ事情アリト認ムル者ハ之ヲ除ク
 - 七 社員、株主又ハ組合員中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受ケタル者アル法人但シ特別ノ事情アリト認ムル者ハ之ヲ除ク
- 第十一條 卸賣ノ業務ノ許可ハ本分場及業務規程ヲ以テ定ムル取扱品目ノ部類毎ニ之ヲ爲スモノトス
- 第十二條 開設者ハ業務規程ヲ以テ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ員數ヲ制限スルコトヲ得
- 第十三條 卸賣ノ業務ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニシテ第六條ノ規定ニ依ル業務開始ノ期日前ニ其ノ申請ヲ爲シタルモノニ對シテハ他ノ申請者ニ優先シテ之ヲ爲スモノトス
 - 一 業務許可ヲ爲シタルトキハ其ノ氏名又ハ名稱、營業所、取扱品目ノ部類及許可ノ年月日
 - 二 資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ事由、氏名又ハ名稱、營業所取扱品目ノ部類及資格ヲ失ヒタル年月日
 - 三 業務ノ停止アリタルトキハ其ノ事由、停止ノ期間、氏名又ハ名稱、營業所、取扱品目ノ部類停止ノ年月日
 - 第十八條 中央卸賣市場法第十一條ノ規定ニ依ル保證金ノ額ハ取扱品目ノ部類毎二千圓以上貳萬圓以下ノ範圍ニ於テ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ特別ノ事由アル者ニ付テハ商工大臣ハ別段ノ額ヲ指定スルコトアルヘシ
 - 第十九條 開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人保證金ヲ受取リタルトキハ遲滞ナク之ヲ供託スヘシ
 - 第二十條 保證金ハ開設者ノ定ムル所ニ依リ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得
 - 第二十一條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ當該指定區域内ニ於テハ其ノ業務ヲ行フ市場外ニ於テ自己ノ取扱品目ノ部類ニ屬スル物品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス
 - 第二十二條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規程ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外自己ノ計算ヲ以テ取扱品目ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス
 - 第二十三條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ市場内ニ在ル物品ニ非サレハ其ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該指定區域内ニ於テ開設者ノ

- 一 中央卸賣市場ノ開設認可、分場ノ設置認可又ハ取扱品目追加ノ認可アリタル際當該指定區域内ニ於ケル中央卸賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場ニ於テ業務許可ノ申請ヲ爲シタル部類ノ取扱品目ニ付引續キ二年以上卸賣ノ業務ヲ爲シタル者
- 二 前項ニ該當スル者ヲ以テ主タル組織者トナス法人
- 三 前項ノ規定適用ニ付テハ相續、合併、讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ業務ヲ繼承シタル者ノ業務ヲ爲シタル期間ハ其ノ前者ノ業務ヲ爲シタル期間ヲ通算シタルモノトス
- 第十四條 卸賣ノ業務ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ申請書ニ法人ニ在リテハ定款又ハ之ニ準スヘキモノ、貸借對照表、財産目録、社員株主又ハ組合員ノ名簿及無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ノ履歷書ヲ、其ノ他ノモノニ在リテハ履歷書及資産調書ヲ添附シ開設者ヲ經由シテ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ
- 開設者ハ前項ノ申請書ニ意見書ヲ添附スヘシ
- 開設者卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ員數ヲ制限シタルトキハ缺員アル場合ニ非サレハ第一項ノ申請書ヲ地方長官ニ提出スルコトヲ得ス
- 第十五條 地方長官卸賣ノ業務ノ許可ヲ爲シタルトキハ開設者ヲ經由シテ其ノ旨ヲ本人ニ通知スヘシ
- 第十六條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十條第一號若クハ第三號ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ前條ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ保證金ヲ納附セス若クハ一月内ニ其ノ業務ヲ開始セサルトキハ業務許可ハ其ノ効力ヲ失フ
- 卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十條第四號乃至第七號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ引續キ一月以上其ノ業務

中央卸賣市場法

指定スル場所ニ在ル物品ニ付テハ此ノ限ニ非ラス
第二十三條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規程ヲ以テ定ムル手数料
ヲ除クノ外如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス其ノ業務ニ關シ報
價ヲ受クルコトヲ得ス

第二十四條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク
ノ外其ノ業務ヲ行フ市場ニ於テ自己ノ取扱品目ノ部類ニ關スル
物品ノ賣買ニ參加スルコトヲ得ス

第二十五條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ受託契約ニ關スル準則ヲ定メ
開設者ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
開設者前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ準則ヲ商工大臣ニ届出ツヘ
シ

商工大臣必要ト認ムルトキハ受託契約ニ關スル準則ノ變更ヲ命
スルコトアルヘシ

第二十六條 中央卸賣市場法第十五條ノ規定ニ報告ハ開設者ノ定
ムル所ニ依リ卸賣ヲ爲シタル物品目種類及產地ヲ區別シテ遲滯
ナク之ヲ爲スヘシ

第二十七條 開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買ニ參加スル
者ヲシテ保證金ヲ納附セシムルコトヲ得
第十八條第二項及第十九條ノ規定ハ前項ノ保證金ニ付之ヲ準用
ス

第二十八條 開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ仲買入ヲシテ賣
買ニ參加セシムルコトヲ得
仲買人ノ資格、員數、處分其ノ他仲買人ニ關スル事項ハ業務規
程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十九條 中央卸賣市場ハ毎日一定ノ時ニ於テ市場ヲ開クヘシ
開市及休業ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

一 毎月賣買値段表

二 毎月取引高表

三 毎月收支計算書及事業報告書

開設者ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス法人ノ社員、株主又ハ組合員ノ每期
末日現在名簿ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ提出スヘシ
第三十九條 左ノ場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ事項ヲ商工大臣ニ届
出ツヘシ

一 中央卸賣市場法第七條第二項ノ規定ニ依ル協議調ヒタルト
キ

二 中央卸賣市場法第十六條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

三 中央卸賣市場法第十八條第三號ノ處分ヲ爲スヘシ事由アリ
ト認メタルトキ

四 臨時ニ開市シ又ハ休業シタルトキ

五 第三十二條ノ規定ニ依ル賣買ノ差止ヲ爲シタルトキ

六 開設者、開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ノ役員卸
賣ノ業務ヲ爲ス者又ハ其ノ無限責任社 若クハ取締役其ノ
他業務ヲ執行スル役員其ノ職務ニ關シ訴訟ノ當事者トナリ
タルトキ及其ノ判伏アリタルトキ

七 開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ノ役員ニ退任アリ
タルトキ

八 開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ノ役員、卸賣ノ業
務ヲ爲ス者又ハ其ノ無限責任社員若クハ取締役其ノ他業務
ヲ執行スル役員其ノ職務ニ關シ訴訟ノ當事者トナリタルトキ

商工大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ外届出ツヘキ事項ヲ指定ス
ルコトアルヘシ

第四十條 左ノ場合ニ於テハ開設者ハ遲滯ナク其事項ヲ地方長
官ニ届出ツヘシ

第三十條 賣買成立ノ値段ハ金額ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

第三十一條 開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ正當ノ事由ナクシ
テ販賣ノ委託ノ引受又ハ賣買ノ參加ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十二條 開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ卸賣業務ヲ爲ス
者又ハ賣買ニ參加スル者ノ市場ニ於ケル賣買ヲ差止ムルコトヲ
得

第三十三條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者其ノ資格ヲ失ヒタルトキ、業務
ヲ停止セラレタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ賣買ヲ差止メラレ
タルトキ開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ニ對シ販賣
ノ委託アリタル物品ニ付自ラ卸賣ヲ爲シ又ハ他ノ卸賣ノ業務ヲ
爲ス者ヲシテ卸賣ヲ爲サシムヘシ

第三十四條 本則ニ定ムルモノノ外販賣ノ委託ヲ爲シタル者ニ對
スル通知、賣買ノ仕切其ノ他卸賣ノ業務ニ關シ必要ナル事項ハ
業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十五條 開設者業務規程ノ施行ニ關スル細則ヲ定メタルトキ
ハ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
商工大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ細則ノ變更ヲ命スルコトアル
ヘシ

第三十六條 開設者ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ用キルヘキ業務ニ關
スル帳簿及賣買仕切書ノ様式ヲ定ムヘシ
卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ前項ノ規定ニ依ル様式ト異ナル様式ノ帳
簿及賣買仕切書ヲ用キルコトヲ得ス

第三十七條 開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買値段及取引
高ヲ毎日市場ニ公示スヘシ

第三十八條 開設者ハ左ノ書類ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ
提出スヘシ

官ニ届出ツヘシ第二號ノ場合ニ於テハ其届書ニ履歴書ヲ添附ス
ヘシ

一 卸賣ノ業務ヲ爲ス者其ノ氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキ

二 卸賣ノ業務ヲ爲ス法人ノ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業
務ヲ執行スル役員ニ變更アリタルトキ

三 卸賣ノ業務ヲ爲ス者死亡若クハ解散、廢止又ハ第十六條第
一項ノ規定ニ依ル業務許可ノ失効ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタ
ルトキ

四 第十六條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スヘキ事由アリト認
メタルトキ

地方長官ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ外届出ツヘキ事項ヲ指定
スルコトヲ得

第四十一條 左ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ事項ヲ商工大臣ニ
報告スヘシ

一 中央卸賣市場法第七條第二項ノ規定ニ依リ決定ノ求アリタ
ルトキ及其ノ決定ヲ爲シタルトキ

二 卸賣ノ業務ノ許可ヲ爲シタルトキ

三 中央卸賣市場法第十八條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スヘキ事由
アリト認メタルトキ

四 第十六條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

五 第四十條第一項第一號乃至第三號ノ届出アリタルトキ

第四十二條 開設者ヨリ商工大臣ニ提出スル書類ハ地方長官ヲ經
由スヘシ

地方長官ハ第二條及第五條ノ認可申請書並第三十九條第一項第
三號ノ場合ニ於ケル届書ニ意見書ヲ添附スヘシ

第四十三條 中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求

ハ市場ノ閉鎖命令アリタル日ヨリ起算シ九十日以内ニ之爲スヘシ但シ其ノ期間經過前ニ第十四條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニ付テハ其ノ期間經過後ト雖卸賣ノ業務ノ許可又ハ不許可ノ處分アリタル日ヨリ起算シ三十日以内ニ之ヲ爲スコトヲ得

本則ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

中央卸賣市場補助金 交付規則

(大正十二年十月二十九日
農商務省令第十一號)

- 第一條 中央卸賣市場法第八條ノ規定ニ依ル補助金ハ左ニ掲クル設備ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス
 - 一 冷蔵、製氷及貯氷ノ設備
 - 二 生洲ノ設備
 - 三 緊附岸壁、棧橋及附屬上屋
 - 四 鐵道及軌道引込ノ設備
 - 五 起重機、昇降機、コンヴェエヤー、構内軌道及運搬車、貨物自動車並運搬船
 - 六 前各號ニ掲クルモノノ外之ニ準スヘキ貯蔵及運搬ニ關スル特別ノ設備
 - 七 洗滌、排臭其ノ他衛生ニ關スル特別ノ設備
- 第二條 開設者補助金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ申請書ニ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ

提出スヘシ

- 一 設備ノ要項
 - 二 圖面及仕様
 - 三 費用ノ豫算
 - 四 工事着手及設備完成ノ見込期日
 - 第三條 開設者補助金交付ノ許可ヲ受ケタルトキハ設備ノ工事ニ付商工大臣ノ指定シタル時期ニ於テ其ノ指定シタル検査員ノ検査ヲ受クヘシ
 - 第四條 開設者設備ノ仕様ヲ變更セムトスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 - 第五條 設備完成シタルトキハ開設者ハ其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出テ費用精算書ヲ具シ補助金ノ交付ヲ請求スヘシ
- 本則ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

中央卸賣市場法第七條 ノ規定ニ依リ損失ノ補償ニ關スル件

(大正十二年十月二十七日
公布勅令第四百六十九號)

第一條 中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ハ同

中央卸賣市場法施行 期日ノ件

(大正十二年十月二十七日
公布勅令第四百八十六號)

中央卸賣市場法ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

中央卸賣市場區域 指定ノ件

中央卸賣市場第一條ノ規定ニ依リ中央卸賣市場ノ區域ヲ左ノ通り指定セリ
一、大正十二年十二月十三日指定(同十七日附農商務省告示第二百八十四號)

東京中央卸賣市場區域

(市場開設認可昭和六年六月十七日)

- 東京市 品川町、大崎町、目黒町
- 荏原郡 板橋町、南十住町、巢鴨町、高田町、日暮
- 北豊島郡 尾久町、瀧野川町、王子町、西巢鴨町
- 豊多摩郡 淀橋町、中野町、大久保町、戸塚町、落合
- 町、代々幡町、千駄ヶ谷町、澁谷町

法第二條ノ規定ニ依ル認可又ハ取扱品目追加ノ認可アリタル際現ニ當該市場ヲ開設スル者又ハ當該市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ市場ノ業務又ハ卸賣ノ業務ノ廢止ニ因リ市場ノ閉鎖命令アリタル取扱品目ニ關スル業務上通常受クヘキ損失ニ付之ヲ爲ス但シ市場ノ開設者他ノ業務ヲ兼業スル場合又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者仲買其ノ他ノ業務ヲ兼業スル場合ニ於テハ兼業ニ關スル損失ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ認可アリタル際迄引續キ二年以上當該市場ヲ開業シタルニ非サル者又ハ當該市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲シタルニ非サル者ニ對シテハ商工大臣特別ノ事情アリト認メタル場合ニ非サレハ損失ノ補償ヲ爲サス

前二項ノ規定ニ適用ニ付テハ、相續、合併、讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ業務ヲ承繼シタル者ノ業務ヲ爲シタル期間ハ其ノ前者ノ業務ヲ爲シタル期間ヲ通算シタルモノトス

第二條 前條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受クヘキ者カ中央卸賣市場法第十條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ許可ヲ受ケタル法人ノ社員、株主若クハ組合員トナリタルトキハ商工大臣特別ノ事情アリト認メタル場合ニ非サレハ損失ノ補償ヲ爲サス

第三條 前二條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ商工大臣ノ定ムル期間内ニ之ヲ爲スヘシ

附則 本令ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

中央卸賣市場法

南葛、師郡 小松川町、寺島町、吾婦町、龜戸町、大島町、砂町、隅田町
南足立郡 千住町

同 市場追加指定區域

(昭和五年九月十一日指定)
同月十三日商工省告示第五十號

荏原郡 大森町、羽田町、大井町、入新井町、蒲田町、六郷町、矢口町、東調布町、馬込町、荏原町、碑衾町、駒澤町、世田ヶ谷町、玉川村、松澤村
豊多摩郡 野方町、和田堀町、杉並町、高井戸町、井荻町
北豊島郡 岩淵町、志村、上練馬村、赤塚村、石神井村、上板橋村、練馬町、長崎町、中新井村、大泉村
南葛飾郡 新宿町、松江町、瑞江村、葛西村、鹿本村、本田町、鶴青村、南綾瀬町、篠崎村、小岩町、金町、水元村、奥戸村
南足立郡 西新井町、江北村、舍人村、淵江村、梅島町、綾瀬村、東淵江村、花畑村、伊興村
北多摩郡 砧村、千歳村

京都市中央卸賣市場區域

(市場開設認可大正十四年六月二日)

京都市 吉祥院村、上鳥羽村、下鳥羽村、深草村、竹山村、伏見町、堀内村

愛知郡 下ノ一色町
西春日井郡 萩野村、庄内村、西枇杷島町
二、昭和四年十月八日指定(同月九日附商工省告示第三十九號)

高知市中央卸賣市場區域

(市場開設認可昭和四年十二月二十四日)

高知市 朝倉村、鴨田村、初月村、秦村、一宮村、布師田村
長岡郡 大津村、高須村、五臺山村、三里村
吾川郡 浦戸村、御壘瀬村、長瀬村
三、昭和四年十二月二十三日指定(同月二十六日附商工省告示第五十六號)

前橋市中央卸賣市場區域

前橋市 南橋村、桂萱村、木瀬村、上川淵村
勢多郡 東村、元惣社村、惣社町
群馬郡 東村、元惣社村、惣社町

岐阜市中央卸賣市場區域

岐阜市 加納町、厚見村、北森村、本莊村、島村、長良村、日野村、南長森村、郡加村、茜部村、三里村、市橋村、鏡島村、鷺山村、木田村、則武村、常盤村
羽島郡 八劍村、上羽栗村、下羽栗村

中央卸賣市場法

愛宕郡 修學院村、松ヶ崎村、上賀茂村、大宮村、鷹ヶ峰村
葛野郡 花園村、大桑村、梅津村、京極村、西院村、桂村
宇治郡 山科村

大阪市中央卸賣市場區域

(市場開設認可大正十四年三月二十五日)

大坂市 一圓
東成郡 一圓
西成郡 一圓

横濱市中央卸賣市場區域

(市場開設認可昭和二年四月六日)

横濱市 厩風浦村、大岡川村、日下村
久良岐郡 保土ヶ谷町、城郷村、大綱村、旭村、鶴見町、橋本郡

神戸市中央卸賣市場區域

(市場開設認可昭和二年三月三十一日)

神戶市 西灘村、西郷町、御影町、住吉村、六甲村、武庫郡 魚崎町ノ内任吉川以西

名古屋市中央卸賣市場區域

名古屋市

長崎市中央卸賣市場區域

長崎市 茂木町、土井首村、小ヶ倉村、深堀村、香焼村、小神村、福田村、式見村、西浦上村、時津村、長興村、矢上村、喜々津村、日見村、大荒村、伊木力村
北高來郡 古賀村

佐世保市中央卸賣市場區域

佐世保市 早岐町
東彼杵郡 柚木村、大野村、皆瀬村、中里村、山口村
北松浦郡

金澤市中央卸賣市場區域

金澤市 三馬村、富樫村、崎浦村、米丸村、戸板村、瀧津村、鞍月村、金石町、大野町、野々市町、押野村、内川村ノ内別所、字三小牛、大野村、栗ヶ崎村
河内郡 川北村、小坂村、大場村、八田村、森本村、浅川村ノ内字鈴見、字上上上、字上出下、字魚間、字銚子、字若松

堺市中央卸賣市場區域

堺市 五箇莊村、百舌鳥村、躰尾村、鳳町、神石村、濱寺町、高石町
泉北郡 金岡村
南河内郡

静岡市中央卸賣市場區域

(市場開設認可昭和十年一月十五日)

安原郡 千代田村、有度村、大谷村、長田村、服機村、賤檢村、麻機村、南粟科村、美和村、久能村、西宗村、高部村

濱松市中央卸賣市場區域

濱松市 曳馬村、蒲村、飯田村、芳川村、白脇村、新津村、可美村、入間村、富塚村、和田村、長上村、河輪村、五島村

豊橋市中央卸賣市場區域

豊橋市 牟呂吉田村、高師村、二川町、下地町、前芝村、石巻村、下川村

新潟市中央卸賣市場區域

新潟市 大形村、石山村、龜田町、曾野木村、鳥屋野村、大江山村、坂井輪村、黒崎村ノ内大字寺地、大字立佛

福岡市中央卸賣市場區域

福岡市 箱崎町、志賀島村、和白村、香椎村、多々良村、大川村、志免村、仲原村、筑紫郡 二日市町、鹿田村、那珂村、大野村、水城村、春日村、安德村、日佐村、三宅村、岩戸村、早良郡 姪濱町、田隈村、壹岐村、殘島村

門司市中央卸賣市場區域

門司市 松ヶ江村

八幡市中央卸賣市場區域

八幡市 上津役村、折尾町、遠賀郡 上津役村、折尾町

札幌市中央卸賣市場區域

札幌市 豊平町、白石村、琴似村、藻岩村

小樽市中央卸賣市場區域

小樽市 高島町、余市町、赤井川村、大江村、鹽谷村

大字島原、大字金巻

北蒲原郡 松ヶ崎濱村ノ内字下山

德島市中央卸賣市場區域

德島市 八萬村、加茂名町、加茂村

岡山市中央卸賣市場區域

岡山市 操陽村、平井村、宇野村、三幡村、財田村、高島村、幡多村、富山村、沖田村、御津郡 牧石村、横井村、平津村、大野村、今村、芳田村、福濱村

廣島市中央卸賣市場區域

廣島市 五日市町、井口村、長束村、山本村、祇園村、原村、戸坂村、中山村、濫品村、府中村、船越村、梅田町

吳市中央卸賣市場區域

吳市 菅戸町、燒山村、大屋村、本庄村、廣村、郷原村

函館市中央卸賣市場區域

函館市 朝里村、上磯町、湯ノ川村、龜田村、錢龜澤村、七飯村、大野村

宇都宮市中央卸賣市場區域

宇都宮市 平石村、横川村、雀宮村、姿川村、城山村、豊郷村、瑞穂野村、古里村、國本村

熊本市中央卸賣市場區域

熊本市 一圓、西合志村、小天村、杉合村

鹿兒島市中央卸賣市場區域

鹿兒島市 中郡宇村、西武田村、谷山町、伊敷村、西櫻島村、東櫻島村、吉野村、六、昭和六年一月二十七日指定(同月二十八日附商工省告示第四號)

仙臺市中央卸賣市場區域

仙臺市

七北田村ノ内大字荒巻、大字北根

松山市中央卸賣市場區域

松山市

道後湯ノ町、三津濱町、新濱村、桑原村、

味生村

七、昭和六年九月二十一日指定（同月二十三日附商工省告示第四十三號）

横須賀市中央卸賣市場區域

横須賀市

田浦町、衣笠村、浦賀町、久里濱村

旭川市中央卸賣市場區域

旭川市

永山村、神楽村、東旭川村、東鷹栖村、神

居村、鷹西村、江丹別村、東川村 比布村、當麻村

八、昭和九年六月二十九日指定（同年七月二日附商工省告示第三十四號）

久留米市中央卸賣市場區域

久留米市

宮陣村、合川村、御井町、高良内村、上津

荒木村、山川村、弓削村、小郡村、味坂村

三 濱 郡 荒大村、大善寺村、安武村

佐賀縣三養基郡 北茂安村、旭村、鳥栖村、基里村

九、昭和九年十月十二日指定（同年同月十三日附商工省告示第六十四號）

大津市中央卸賣市場區域

大津市

坂本村、下坂本村、雄琴村、堅田町

栗 太 郡 大石村、下田上村、大賣村、物部村、常盤

村、笠縫村、山田村、草津町、老上村、瀬田町、志津村、治田村

野 洲 郡 守山町、小津村、玉津村、河西村、速野村

野 洲 郡 守山町、小津村、玉津村、河西村、速野村

十、昭和九年十一月八日指定（同年同月九日附商工省告示第七十五號）

飯塚市中央卸賣市場區域

飯塚市

二瀬町、幸袋町、穂波村、桂川村、稻葉村

嘉 穂 郡 二瀬町、幸袋町、穂波村、桂川村、稻葉村

直方市中央卸賣市場區域

直方市

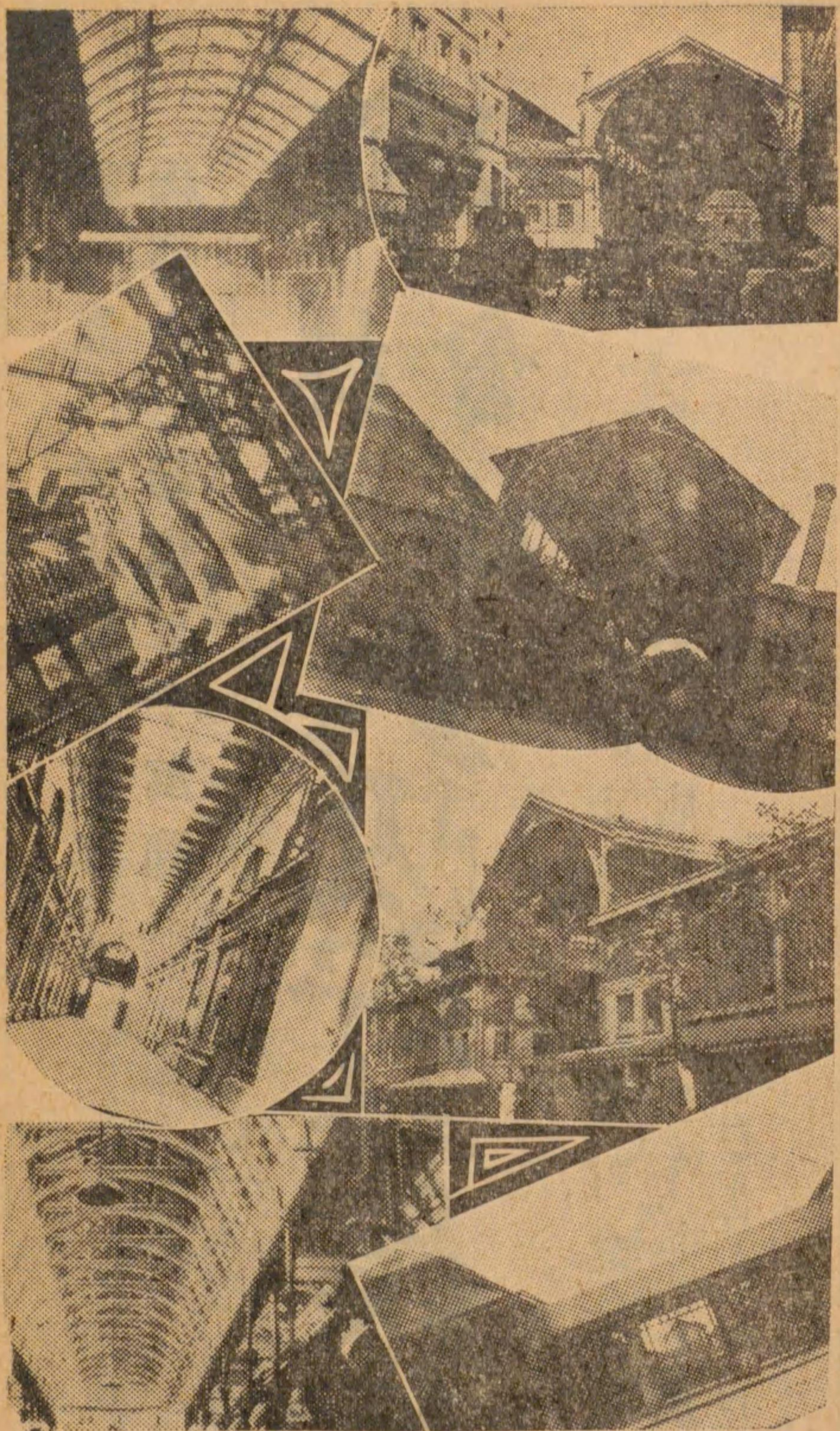
宮田町、小竹町、植木町、若宮村、笠松村

小倉市中央卸賣市場區域

小倉市

（昭和十一年九月十五日指定）

企 救 郡 企救町、曾根町、中谷町、東谷村、西谷村



一昨年商工省の豊田事務官が歐米視察の際撮影したる各都市中央卸賣市場にして左上からロンドンコベント青果市場の内部賣場並にスミスフィールド肉市場内部、右上からパリー中央卸賣市場入口外觀及プラツセル魚市場等

創業 明治二十三年
總預金 參億五千萬圓 (昭和十一年六月末現在)

貯蓄株式會社
大阪貯蓄銀行

大阪市東區伏見町參丁目
本支店出張所五十一ヶ所
支店 大阪・堺・西宮・御影・東京・京都・神戸

大日本紡績株式會社

大阪市東區安土町二丁目

日本レイヨン株式會社

大阪市東區安土町二丁目

大阪市中央卸賣市場

大阪生魚卸商組合

大阪市此花區下福島三丁目

電話 福島 一七七六一番

場內專用 五五五五番

大阪市中央卸賣市場

大阪青果卸商組合

大阪市此花區下福島三丁目

電話 福島 一七七六一番

場內專用 三三六六一〇番

大阪市中央卸賣市場

大阪海產物卸商組合

大阪市此花區下福島三丁目

電話福島 一一七七六一番

場內專用 四五〇番

大阪市中央卸賣市場

大阪乾物卸商組合

電話福島 一一七七六一番
場內六二〇番六二二番

大阪市中央卸賣市場

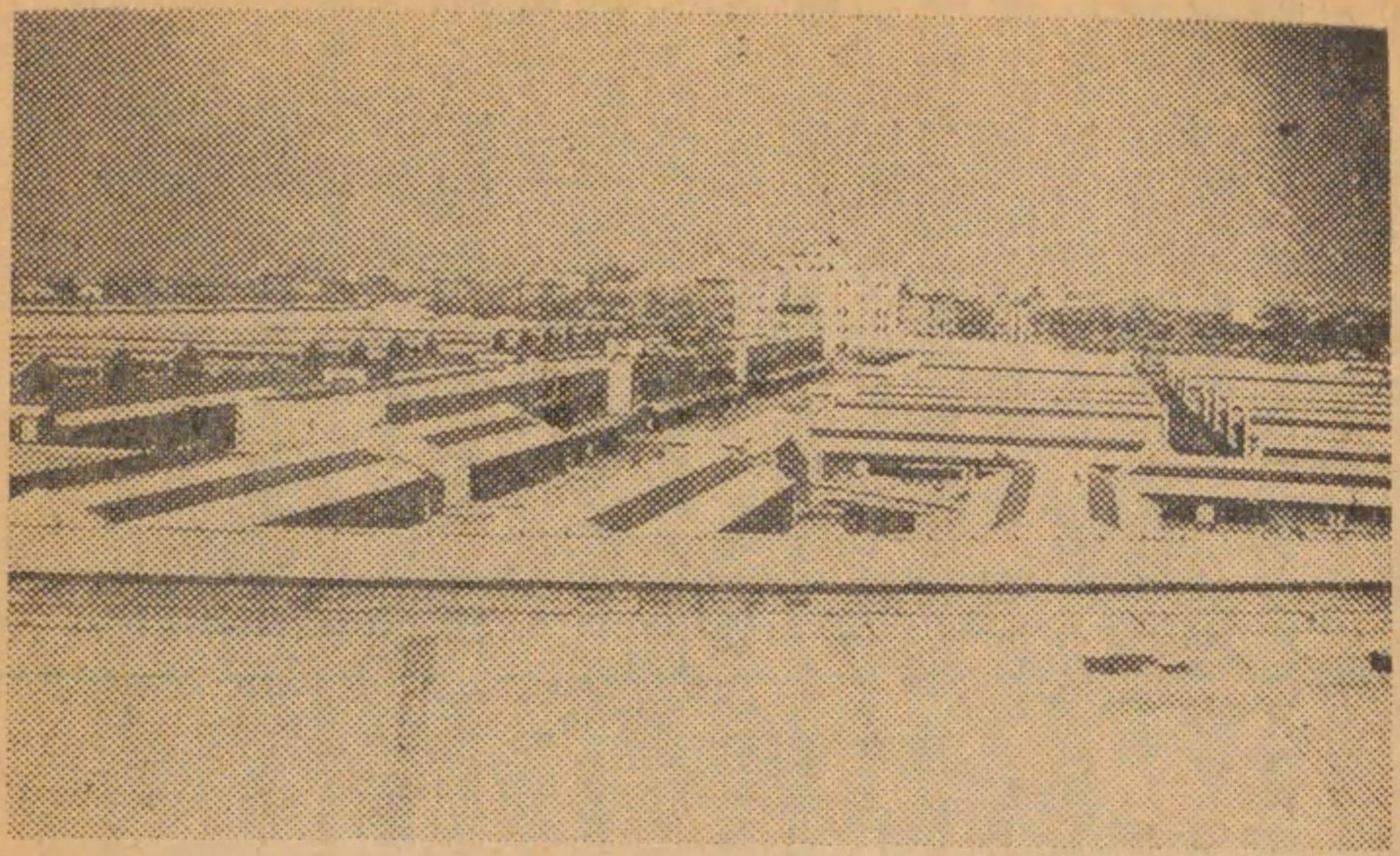
大阪漬物卸商組合

電話福島 一一七七六一番
場內六二二番

大阪に於ける魚食宣傳

大阪魚會社の卓越せる宣傳力は

市民を魚食と榮養に



大阪市中央卸賣市場

(む望らか西) 場市賣卸央中阪大

大阪市中央卸賣市場

開設經過

大正十二年三月二十七日第四十六帝國議會に於いて中央卸賣市場法の制定を見、同年十一月一日より同法施行の勅令が公布され、續いて十二月十七日には農商務省告示を以て本市場指定區域を大阪市西成郡一圓、東成郡一圓、即ち現在の大阪市の區域に指定されたので、本市に於いてはまづ臨時中央卸賣市場調査委員會を設け所管鐵道局、大阪府、大阪商工會議所の首腦者並關係業者及び本市會議員、市理事者等四十七名を委員に囑託し、本市場設置に關する重要事項の調査審議をなす事にした。之よりさき本市に於いては市内所在の生鮮食料品卸賣市場の改善につき諸般の調査を遂行してゐたのでその結果に基づき着々計畫を進め、調査委員會も前後六回に亘つて開會審議され、茲に市場開設に關する成案を得るに至つたので翌十三年三月の市會に市場の開設同額設置一千五百萬圓の起債並繼續費年額及び支出方法の諸件を提案可決を得、市場開設に關する本格的準備の第一歩を踏み出した、越えて十四年三月七日には市場の位置決定に關する市會の可決を見たので、同月九日農商務大臣宛市場開設の認可を申請せる所同月二十五日市場開設の認可あり、又同日別途を以て同大臣より鐵道引込設備、緊船岸壁及び附屬上家の設備工事費

に對する國庫補助並五十萬三千九百四十一圓交付の指令があつた
然るに當初の計畫に於いては、施設上充分ならざるものあり、
更に起債額の必要に迫られるに致つたので、同年五月六日の市
會に起債額二百萬圓増額並に費率及支出方法の件を業務規
程制定の件と共に一括上提せる所即日可決せり、翌十五年三月三
十日には更に醸造貯蔵室、生洲、給水排水設備 卸賣人仕買人賣
場、洋酒貯蔵室及び昇降設備工事費 對して商工大臣より國庫補
助金十六萬二千五百圓交付の指令あり、翌昭和二年三月七日には
更に農林大臣より水産貯蔵獎勵金十六萬二千五百圓を續いて同月
十日には商工大臣より冷蔵製氷及び貯蔵設備工事費に對し國庫補
助並十二萬一千五百九十九圓を夫々交付の指令をうけた。

斯くて昭和三年九月十五日には早くも冷蔵庫の竣工を見るに至つ
たので市場業務に先立ち同年十二月十一日より同冷蔵庫の業務を
開始した、然るに本市場敷地は敷地町に跨る工場、學校、住宅
等の建設物密集地の事として其の敷地買収、地上物仲り撤去等少
らざる接衝と日時を要し、之かため市場建設工事の起工運延を余
儀なくしたが、昭和四年七月四日漸く工事着手するを得、爾來
約二年鋭意其の工を急ぎたる結果、昭和六年三月大部分の工事
略完成するに至れるを以て同月二十八日市場竣工式を舉行、斯く
て業務開始の準備も着々進捗するに至つたので、其の年十二月二
十四日商工省は本市場指定区域内の主要なる類似市場閉鎖に關す

る本市の意見を徴する所あつた、よつて本市は同月二十九日の市
會に於いて之が閉鎖を適當と認むる旨の議決をなし、直ちに同省
に回答した、續いて十一月八日には警道部は省城西成織の貨
物支線に編入されると同時 本市場構内に大阪市場驛の開設 見
翌九日には商工省告示を以て上述の類似市場に對し昭和八年十一
月十日限り之を閉鎖する旨の命令が發せられた、一方本市場使用
條例に對しても同月十日内務、大藏大臣より認可あり、茲に全く
閉鎖についての萬般の準備工作を了へた。

此の間本市場開設に伴ふ木津、難波市場の閉鎖に關し地元の一部
に於いて反對の議起り、幾多の波瀾曲折を生んだが、幸にして事
態 無事落着し、十一月十日を以て茲に永年の歴史を誇つた既存
卸賣市場、難波場、天満、木津、難波場南の四魚市場、木津、天
滿、朝、難波場の四青果市場並朝、朝西の海産市場は終局を告げ
翌十八日より新に大阪市中央卸賣市場として生れ出で、同日早曉
を期し各部業務の一齊開始を行つたのである。

所謂單複問題

而してこの間全國業界に衝動を興へた、所謂單複問題は昭和三年
十二月遑早く竣工した市場冷蔵庫に對して利用組合を組織するに
當たり魚市場代表者がこれが出資者となつたに發端したもので、
惹いては市場機能の成否を決する根本問題であるの見解から茲に

所謂複數派が大勢の單一論に反對の烽火を擧げるに至つたもので
ある、これがため市場收容に一大支障を來したことは勿論、兩派
相對峙して當局の相憂一方でなかつた。而してこれが根本問題は
法規に明記されてない卸賣人の員數が素因となつたもので、複數
か單數か？それは地方的に考慮を要すべきであつて、單に法規
によつてこれを決するのは困難であることは當然であつた。

併し乍ら、既設の京都市場が偶々單一制度下に置かれてあるがた
め大勢が單一に傾いてゐたことは事實である。
とまれ、當初よりこれが解決に腐心した市當局並當事者にあつて
は八旗奔走の結果、裁定案を作成するに及んで、茲に複數を取入
れた單數制といふ至極時宜に適した裁定により幾多波瀾を豫期さ
れた問題も圓滑解決するに至つた。

市長裁定案條項

これが市長裁定案條項左の如し。
一、現在問屋ノ營業權ヲ會社ニ出資スル場合ハ公正ナル方法ニ依
リ嚴正ニ評價スヘキハ勿論會社ハ定款ノ定ムルトコロニ依リ一
定年限内ニ其現物出資額全部ヲ消却スル目的ヲ以テ減資又ハ積
立ヲ爲スコト
二、賣場敷並ニ其組織ハ開設者ノ承認ヲ經テ之レヲ定ムルコト
三、賣場相互間ニ販賣上ノ競争ヲ爲サシムル目的ヲ以テ委託者ニ
賣場撰擇ノ自由ヲ認メ耀人ノ選任ニ付テハ委託者側ノ意ヲ參

- 酌スルト共ニ賣場ニ對シ適當ノ獎勵方法ヲ講スルコト
- 四、會社内ノ主要業務擔當者ヲ選任シタルトキハ開設者ノ承認ヲ
受クルコト
- 五、役員及主要業務擔當者ヨリ成ル合議機關ヲ設ケ融資上場其他
營業上ノ主要事項ヲ審議スルコトトシ開設者必要ト認ムル場合
ハ會議ニ出席シ意見ヲ陳情シ得ルモノトスルコト
- 六、委託者側ニ對シ會社ノ營業狀態ヲ明カニスル途ヲ柝クコト
- 七、耀賣ノ單位ハ可及的之ヲ小ナラシムルト共ニ市内ニ配給所ヲ
設ケ買出人ノ利便ヲ圖ルコト

存貯運動と配給所設置

斯くて卸賣人收容の單複抗争は大團圓を告げたが、更に複數派
と關聯を有した市場存貯運動が擡頭し、就中木津難波市場に於い
てこれが運動は最も尖鋭なるものがあつた。即ち木津難波市場で
は夙に大正十四年市場開設認可ありたる當時既に木津分場設置を
叫んで止まず、これが市場調査委員會の容るゝところとならな
つたため直ちに第二次的目的貫徹の猛運動となり、茲に木津難波
市場聯合會を生んだ、時に昭和二年二月であつた。一方地主家主
側ではまた木津難波市場發展期成會を組織し積極的市場の存置に
乗出した。茲に於いて該運動はいよゝく尖鋭化し、昭和三年四月
南市場聯合會の設置とかり、三主要者に加へて附屬業者が乗出し
一大結束とはなつた。その後引續く猛請願を経て遂に當時の府知
事柴田善三郎氏の最後の裁定となつて木津難波市場は存置に決し

中央市場開闢と同時にここに配給市場の出現を見るに至り、天満市場もまた同じく天満青物市場（第一部、第二部）天満魚市場（第一部、第二部）の閉鎖に伴ひこれが存続の運動を起して本市場と共に天満配給市場として存続したものである。

本場

大阪中央卸賣市場本場は大阪市此花區下福島三丁目に在り本市内を貫流する淀川の分流たる堂島川と土佐堀川の合流せる所、安治川及び木津川の分流點の北岸に位し、市域全體の上から見ると市の西北部寄りに當たるが、比較的市の中樞部に近く陸上交通は市電船津橋停留所及び下福島三丁目停留所を控へ、又乗合自動車も市營、會社營共に數本の運轉系統ありて市場前に各停留所を有し水上交通は前記幹川を経て市内各川に連なり市内に於ける水陸交通の要衝地なり。敷地は東西五百七十三米（五町十五間）南北二百六十一米（二町二十四間）で總面積十二萬四千三百八平方米（三萬七千六百坪）で内市場敷地は十二萬一千一百一十平方米（三萬六千三百坪）を占め、鐵道引込線用地は四千二百九十七平方米（一千三百坪）を占め居れり。

設備概要

鐵道引込線

所に使用され地下室は貯蔵用又は物置に使用されてゐる。

仲買賣場

鐵骨、鐵筋コンクリート造り二階附、平家建て五十八棟に分たれ建坪一萬三千三百二十一平方メートル、延坪二萬二千七百五十九平方メートルで中二階は大部分物置用に使用されてゐる。

附屬營業所

鐵筋コンクリート造二階建て松竹梅の三棟に分つ、建坪二千五百七十六平方メートル、延坪五千五百五十二平方メートルを有し階下は背中合せとなり兩面共各種附屬營業人の店舗とし階上は卸賣會社其の他の事務所、公衆食堂に使用さる。

本館事務所

鐵筋コンクリート地階附五階建て、建坪七百九十二平方メートル、延坪四千六百三十二平方メートルある、市の事務所、卸賣會社、帝國農會、販賣會社、電話交換室を始め銀行、食料等に使用され又大集會室及び中集會室各一室、小集會室二室を設けし市場關係の各種會合に利用されてゐる、大集會室は六百人を容るゝに足り、大集會室には本市場に關する各種圖表、中集會室には本市場に關する各種の圖表、中集會室には寫眞と始めの電燈滅滅式による市場取扱ひ品の産地分布圖を配列し市場祝祭者の觀覽に供してゐる。

西成線野田線より分岐して本市場に達するもので場外延長六百二十五米（五町四十四間）場内延長三千三百七十五米（三町一間）に上り、市場内は別に常設の機關車を以て牽引する、一輛の牽引能力はワム十五噸貨車七輛である。

繫船岸壁

鐵板及びコンクリート矢板造りで延長六百三十米（五町四十六間）あり、水深平均は満潮面下三米三分乃至五米五分で満潮時には優に一千噸級の船隻を構着けにする事が出来る。

冷藏庫

鐵筋コンクリート造り四階建てでその建て坪千九百十二平方メートル、延坪五千九百五十七平方メートルである。冷却機は米國ビルター會社製構造複動式アンモニア壓縮機で冷却全能力は製氷五百十噸を有し内冷蔵庫冷却用九十噸、製氷用六十噸、一晝夜の製氷量は六十噸である。冷蔵室は三十室を有しこの廻り面積は二千八百五十六平方メートル、延坪容積は一萬八百立方メートルである。

卸賣場

鐵骨造中二階附平家で五棟に分たれ、總建坪一萬一千六百九十九平方メートル、延坪一萬七千五百三十八平方メートルを有し、鮮魚市場は全部花崗岩張りである。中二階は主として當該卸賣會社賣場事務の

車置場

買出人其他運搬人等、車を一定の場所限つて集合保管せしめる爲の設備で現在の場所別面積は次の如し。

南 第二車置場	二千八百七十平方メートル
北 立 賣場	四百七十七平方メートル
東 車 置場	二千二百四十二平方メートル
南 立 賣場	三百五十五平方メートル
南 第一車置場	四百八十五平方メートル
中 第二車置場	二百七十四平方メートル
北 側 車 置場	四百七十四平方メートル
附屬賣店南側車置場	二百四十六平方メートル
附屬賣店北側車置場	四百七十七平方メートル
南 第三車置場	百十五平方メートル

集所

買出入の買取品を集荷する場所、現在の場所別面積は次の如し。

雪 棟	一千百十平方メートル	河 棟	六百十九平方メートル
月 棟	一千百十平方メートル	海 棟	六百十九平方メートル
花 棟	一千百十平方メートル		

追熟室

バナナの加工をなす設備であつて、鐵筋コンクリート造、木造上家附で建坪八百四平方メートル、延坪千四百六十四平方メートルを有す、バナナは總て青實のまま消費地へ到着するもので、その後において着

色や甘味を興ふる加工が施されるものである、先づ青果のものを追熟室内に入れガスを以て攝氏八十度まで温かめ更に之に水と與ひ冷却と共に水分を給し夏季は三日間、冬季は約一週間放置して置く、と黄色の着色と甘味を呈するのである。

生 洲

鐵筋コンクリート木造上屋附で建坪三百六十八平方米、延坪四百二十四平方米で生洲面積は二百三十五平方メートルあり、上水道及び鑿泉から給水し常に鯉、鮒、鰻等の川魚類が多量に貯蔵されてゐる

上 水 給 水

上水給水栓は卸賣場に五七ヶ所、仲買賣場に三百七十四ヶ所、其の他に百四十九ヶ所あり、外に消火栓を十三ヶ所に設置してゐる。昭和十年度中の上水使用量は二百九十七萬七千四百七十六石に上つた。

電 話 設 備

自動式電話交換機(一千回線用)を設置し大阪中央電話局加入機七十七個、甲種常設場内電話機四百四十七個を有し機械保守人員五名、交換手十七名か之に従事してゐる。

時 報 設 備

S m式自動式時計一基を備へて時計二十六個を場内の要所に備

ま、魚海産物兩社は木津、天満、配給市場にそれ、會社出張所を設置し居れり。

仲 買 人

仲買人は舊來各市場に營業を續けた問屋中會社の重役に參加せざるもの並に仲買業者であつて場内に於ける營業は自己の見込と計算で卸買人の販賣に參加して物品を仕入れ、之を適量に選別又は加工して、小賣商人其他の買出人に主として相對賣販賣する商人で其の業務をなすについては市長の許可を要するのである、昭和十年十二月末現在に於ける各部仲買人の定員數及び現在品數は左の如し。

部 別	定 員 數	現 在 員 數
鮮 魚 部	六五〇人以上	(海水魚貝) 三六五人 (淡水魚貝) 三四人
鹽 干 魚 部	四五〇人以上	二八八
青 果 部	六〇〇人以上	四一四
漬 物 部	四〇人以上	一六
乾 物 部	四〇人以上	二八

鶏卵部には仲買人の制度、設けてゐないが、大體に於いて仲買の業務に相當する業務を爲す者、附屬營業人の資格に於いて收容し居れり。而して各所屬部別に仲買人組合を組織し本場、仲買組合聯合會(卸商組合聯合會)を構成す、天満配給所業者は青果仲買人を除き本場組合に加盟し木津市場業者はそれ、單獨に組合を

大阪市中央卸賣市場

ふ、向本館事務所屋上に五馬力サイレンを設置し親時計に設置せる繼電器操作に依り毎日午前四時、五時、十一時、正午及び午後三時の五回時報を爲す。

卸 賣 人

法規に基き、中央市場、收容されたもので舊來の各市場に營業した問屋業者が營業權を讓渡して成り、いづれも株式組織に依る會社である。而して卸賣の業務を爲す者は各地の荷主から販賣の委託を受けた物品を購買其の方法(購買を原則とす)により主として仲買人に販賣し荷主から一定の手續料を得る事を主たる營業をなすもので其の業務を爲すに就いては地方長官の許可を要するもので本市場卸買人の種類名稱は次の如し。

部 別	卸 賣 人	資本金(單位圓)
鮮 魚 部	大阪魚株式會社	一七、〇〇〇、〇〇〇
同	大阪淡水魚貝株式會社	六五〇、〇〇〇
鹽 干 魚 部	大阪海産物株式會社	一〇、〇〇〇、〇〇〇
青 果 部	大阪青果株式會社	一四、八〇〇、〇〇〇
漬 物 部	大阪漬物株式會社	二〇〇、〇〇〇
乾 物 部	大阪乾物株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇
鳥 卵 部	大阪鳥卵株式會社	五〇、〇〇〇
肉 類 部	大阪中央鶏卵部 卸買人五人各自獨立經營	未 定

立 賣 人

立賣人は關西特有のものである、本場に於ける立賣人は市場内一定の場所において、自己の生産物を一日一定量だけ販賣する近郊生産者でその業務をなすについては市長、許可を要するもので現在立賣人の販賣し得べき物品の種類は蔬菜及び魚介類でその販賣量は蔬菜一人一日に付、現甲一臺の積載量に限り魚介類は一人一日に付一荷の容量に制限されて居る、向昭和十年十二月末現在の立賣人、定員數各現在員數は左の如し。

部 類	定 員 數	現 在 員 數
蔬 菜 類	一四〇〇人以上	三三一人
魚 介 類	五〇人以上	三八人

附屬營業人 附屬營業人は市場内一定場所において市場の業務に附帯し營業を爲す者で、其の業務を爲すについては市長の許可を要し現在の附屬營業人は物品販賣業者、銀行業者、車直場管理者、荷集所管理、運送業者、倉庫業者とす、昭和十年十二月末現在に於ける種類別定員數及び現在員數は左の如し。

種 類	定 員 數	現 在 員 數
物品取扱業者	一七〇人以上	一六三人
銀行業者	五人以内	三人

三九

大阪市中央卸賣市場

車置場管理者	五人以内	四人
荷集所管理者	四人以内	二人
運送業者	一人	一人
運搬業者	六人以上	六人
倉庫業者	二人以内	一人

特殊機關

右の外通信機關として大阪中央卸賣組合中央市場分室、市場貨物取扱特殊機關として大阪市場驛あり。請願調査派出所(水陸共)及交通専任調査派出所あり。

業種別取扱高

	昭和九年	昭和十年
海水魚介	三三、九六、七三・五二	二六、〇八、〇七・五
淡水魚介	一、三三、九四・七五	一、四九〇、九五・〇〇
鹽干魚	一三、四〇、三三・五一	一四、〇九三、九六・一九
漬物	一三、九〇、四四・〇四	一三、七九八、九三・五七
乾物	八五、二五七・〇九	六八、九六六・〇二
鶏卵	三、〇八、六九七・七〇	三、五三三、四三三・五三
食鳥	四、五五、五二・二四	四、〇八、四六六・二一
計	二六、八〇七・九六	一五、八八一・〇九
合	五、〇六、七九・四五	六〇、一五五、五九・四七

配給所

本市場配給所は本場集中した品もの、市内配給を圓滑ならしめ

- 一、名稱ハ本津難波市場ニテ支障ナシ
- 二、府令ニ依ル改造期限ハ幾分考慮シテモ可ナリ
- 三、仲買人カ中央卸賣市場ニテ買入レタル品物ノ運搬ニ要スル運賃ノ軽減方法ニ付テモ相當考慮スヘシ
- 四、府令ニ依ル市場ヲ大阪府カ中央卸賣市場ノ配給市場ト指定スルモノナル故此配給市場ニ對シテハ或程度ノ市ノ監督力及フ
- 五、本津難波市場ニ於ケル青果問屋及問屋兼業者ハ大阪府下産青果以外ノ問屋行爲ニ付テハ老舗料トシテ中央卸賣市場卸賣會社ノ株式ヲ取得スルコト
- 六、從來ノ問屋業者ハ希望ニ依リ仲買人タリ得

補足

- 一、名稱ハ本津難波市場ニテ支障ナシ
- 二、府令ニ依ル改造期限ハ幾分考慮シテモ可ナリ
- 三、仲買人カ中央卸賣市場ニテ買入レタル品物ノ運搬ニ要スル運賃ノ軽減方法ニ付テモ相當考慮スヘシ
- 四、府令ニ依ル市場ヲ大阪府カ中央卸賣市場ノ配給市場ト指定スルモノナル故此配給市場ニ對シテハ或程度ノ市ノ監督力及フ
- 五、本津難波市場ニ於ケル青果問屋及問屋兼業者ハ大阪府下産青果以外ノ問屋行爲ニ付テハ老舗料トシテ中央卸賣市場卸賣會社ノ株式ヲ取得スルコト
- 六、從來ノ問屋業者ハ希望ニ依リ仲買人タリ得

本津配給所

昭和六年十一月十日大阪府市場取締規則ニ依リ開設を許可された本津難波市場に對して同市場開設者代表伊賀井茂之助の申請により同月十一日市場配給所として指定されたもので同日より業務を開始した。翌昭和七年一月四日には本市場鮮魚部の内海水魚介の卸賣業務を開始し、同年一月一日よりは鹽干、魚部、同月十六日より青果部の卸賣業務を開始し更に昭和十一年二月二十八日に至り鮮魚部の内淡水魚介の卸賣業務を開始した。現在の開設

大阪市中央卸賣市場

るために設けられたもので、大阪府市場取締規則に依り許可された市場中敵當と認めらるるものに對し、當該市場の申請により市場が之を中央卸賣市場の配給所と指定することとなつて居る。然して配給は原則として所謂仲買市場たることを本質として居るのであるが、本市場卸賣人は自己の取扱物品中本場より運搬するため特に多大の配達費を要するものに限り配給所に於いて業務を行ふことを認めて居る。なほ本津難波市場に對しては存置の運動が最も猛烈且鋭敏を極めたものがあつた爲め中央市場の開設は一頓挫を來すべく當時者間に頗るその成り行きを憂慮されたものであるが、當時これが解決に時の府知事が出馬し、次ぎの如き指示事項並に補足事項を以て完全に終幕を告げたのである。

本津難波市場に對する指示要項

- 一、本津難波市場ヲ配給市場トシテ同市場ニ仲買人ヲ存置ス
- 二、右市場ニ於テハ所屬仲買人カ中央卸賣市場ニ於テ買入レタル物品ヲ買入人ニ販賣スルコト
- 三、右市場ニ中央卸賣市場卸賣會社ノ出張所ヲ置キ旅荷ヲ受ケ中央卸賣市場ノ相場ニヨリ仲買人ニ分配スルコト
- 但シ場合ニ依リ臨時雇其他ノ便法ヲ講スルコト
- 四、右市場ニ本津難波市場ノ青果問屋及問屋兼業者ヲ以テ一ノ荷受機關ヲ設ケ中央卸賣組合、卸賣會社ノ委任ノ形式ニ依リ一定ノ場所ニ於テ大阪府下ノ地廻リ青果ニ限リ直接荷受及卸賣ヲ爲スコト

者は保證責任本津市場利用組合である。而して本津市場にあつては市場改造に伴ひ移轉地等、曲折を経たが利用組合により産業組合より百萬圓借入、元東洋紡績今宮工場跡約一萬餘坪を八十五萬圓で買収し、同地へ移轉、改造に向つて準備中である。

仲買人 數(昭和十年末現在)

鮮魚部	海水魚介	一〇九人
鹽干魚部	淡水魚介	七人
青果部		九四人
		二〇三人

業種別取扱高

	昭和九年	昭和十年
海水魚介	一一五、七五〇・九	一一八、五、二六・七六
鹽干魚	八七五、一九八・六	九二、〇六二・九六
青果	二、八三三、三二・七	二、九四、九二〇・八
計	四、九四、三三・三	五、〇三二、二九八・二

天滿配給所

市内北區河内町地先に在り、當初大體に於いて舊天滿青物市場の敷地建物を使用してゐたのであるが、之を改築する事となり、其の改築資金は本市に於いて遞信省贈與生命保險積立金その他八十五萬圓を借入れ、之を開設者 貸與する契約成り、昭和九年八月二十三日、昭和十年七月三十一日竣工した、市場敷地は四千二百四十坪を有し、鐵筋コンクリート造スレート葺平家建で建

大阪市中央卸賣市場

二千七百五十八坪、仲買其の他の店舗數三百四十六を有してゐる。

鮮魚部	海魚部	淡水魚部	介介	八〇人
鹽干魚部	青果部	漬物部	乾物部	八一人
				一〇〇人
				五人
				九人

市場監理職制

本市場は生鮮食料品の本市に於ける需給の圓滑と、價格の公正を期する目的を以て中央卸賣市場法に基き開設された市場で本市の市營施設に屬し、場長の下に庶務、監督、計理の三係を置き大阪市中心卸賣市場業務規程並に大阪市中心卸賣市場使用條例により本市場に關する一切の事務を管理、統制して居る。所屬員及び従業員は場長以下百二十八名で、各係の事務分掌は左の通りである。

市の事務組織

- 一、營業者ノ許可其ノ他ノ處分ニ關スル事項
- 二、設備ノ使用ニ關スル事項
- 三、調査統計並ニ諸報告ニ關スル事項
- 四、各種組合ニ關スル事項
- 五、其ノ他庶務ニ關スル事項

定休日一月一日より三日迄、毎月二十一日、但し七月は二十六日、十二月は八日とす。
開市時間 鮮魚部八午前四時ヨリ午後十一時迄、鹽干魚部八午前五時ヨリ午後三時迄、青果部八午前五時ヨリ午後三時迄、漬物部八午前六時ヨリ午後三時迄、乾物部八午前六時ヨリ午後三時迄、鳥卵部八午前六時ヨリ午後三時迄
上記の時間以外に於いて開市の必要を認めるときは臨時に變更し得ることとなつて居る。

大阪中央賣市場入場人員及諸車數

昭和十年	昭和十年	昭和十一年
八月十日調	十二月十五日調	九月五日調
歩行者	一、九五一	一、四〇七
自轉車	六、〇一八	八、三九七
トラック	二六八	三〇九
リヤカー	一、〇二五	一、二六一
三輪車	一、〇八一	一、四六一
肩車	一、一六五	一、七四三
牛馬車	一、一五	一、四
合計	二二、五二三	二七、一九二

大阪市内卸賣市場一覽(昭和十一年調)

市場名	所在地	取扱品目	買出人數
合名會社	東區中道黒門町	蔬菜、果實	不定
玉造丸四青物市場	二〇九	其他食料品	不定

大阪市中心卸賣市場

- 監督係 一、賣買取引其ノ他營業上ノ監督ニ關スル事項
二、商品ノ検査ニ關スル事項
三、場内ノ整理其ノ他保安衛生ニ關スル事項
四、保證金、使用料其他ノ料金ノ徵收ニ關スル事項
五、土地建物各種設備ノ管理處分及營繕ニ關スル事項
六、電燈、電力水道及電話ニ關スル事項
七、營業者ノ會計ニ關スル事項
八、其ノ他會計用度ニ關スル事項

職員

場長	池之端 穠
庶務係長	小笠原 龍哉
監督係長	伊藤 健一
計理係長	奥野 勝太郎
(庶務係)	技師 秋山 茂彦、書記 瀬戸 口信己、書記 關口 德雄、書記 上島 健造、書記 小川 勇藏、書記 平野 孝太郎
(監督係)	書記 近森 恒光、書記 田村 久雄、書記 竹内 峰藏、技手 上田 善久、技手 坂井 龍也
(計理係)	囑託 中島 正重、書記 上松 四郎、書記 井上 義雄、書記 辻茂、書記 谷口 勘治、書記 北村 芳二、技手 中村 敬輔、技手 古川 卯市

定休日及開市時間

新世界青物市場	浪速區 惠美須町	蔬菜、果實	同
天王寺	天王寺區 大道五丁目一四	同	一三〇
河堀口青物市場	北區 堂山町七四	同	一三〇
北野青物市場	住吉區 安立町宮原一七七	同	不定
株式會社安立島果物青物市場	住吉區 平野元町三丁目一八	同	同
平野青物合名市場	住吉區 上住吉町一〇六	同	同
住吉共同青物市場	住吉區 天王寺町三丁目一三、一五、一七	魚類	同
源ヶ橋市場	西成區 粉濱本町四丁目七三	乾物	一〇〇
粉濱共同青物市場	西成區 玉出本通五丁目〇七、四	蔬菜、果實、魚類	不定
玉出西青物市場	西成區 玉出本通四丁目	乾物、鹽干魚	不定
玉出東青物市場	西淀川區 中島町二八〇	蔬菜	不定
中島青物市場	西淀川區 西島町七二	同	三〇
西島蔬菜市場	住吉區 田邊本町五丁目四七	果實	一三五
田邊青物市場	東淀川區 十三西町二ノ二一	同	二〇〇
神津青物市場	東淀川區 小松町五九〇	同	八二
小松青物市場			

大阪市中央卸賣市場

大今里青物市場	東成區大今里町	青	果	七〇
番葉青年團西法	西淀川區加島町	右	同	三〇
支部青物市場	一、一七八	右	同	三〇
株式會社	西淀川區野里町	右	同	不定
姫島青果市場	四二二ノ一	右	同	不定
南百濟青物市場	任吉區湯ノ里町	右	同	不定
	七ノ一、一七〇、二一	右	同	不定

卸賣人業務許可及業務開始

年月日一覽表

卸賣人	業務許可年月日	業務開始年月日
大阪魚株式會社	昭和六年十月廿九日	昭和六年十一月十二日
大阪海産物株式會社	昭和六年十月廿九日	昭和六年十一月十二日
大以青米株式會社	昭和六年十月廿九日	昭和六年十一月十二日
大阪淡水貝株式會社	昭和六年十一月六日	昭和六年十一月十二日
大阪漬物株式會社	昭和六年十一月十日	昭和六年十一月十二日
大阪食鳥株式會社	昭和八年二月七日	昭和八年十二月十七日
鶏卵賣人(五名)	昭和十年二月廿七日	昭和十年十二月廿八日

大阪魚株式會社



池田社長 田副社長 井上專務

- ▲本社 大阪市中央卸賣市場
- ▲設立 昭和六年九月二十一日
- ▲業務開始 昭和六年十一月十一日
- ▲資本金 一七、〇〇〇、〇〇〇圓
- ▲内(老舖出資) 一、八七〇、〇〇〇圓
- ▲内(金銭出資) 一、四二二、五〇〇圓
- ▲株主數 一回(二月、八月)
- ▲決算期 昭和七年四月八年九月
- ▲株式増減 出張所 木津市場

概勢
 大阪中央市場收容に際して營業者間に單復兩様の意見出でその抗爭は熾烈を極めたが昭和五年十一月二十六日大阪市長の裁定條項により解決、而して先づ最初に單一主張等は各市場問屋の有志により資本金一千五百六

大阪市中央卸賣市場

十萬圓の會社の設立を見たが、その後復數主張者等も問屋有志により資本金二百二十萬二千七百圓の會社の設立を爲し、昭和七年四月資本合併を見るに至り現在會社の創立根幹を爲す、然るに同會社では昭和七年四月並に同八年九月に減資の方法を探り、現在の資本金となる、業務

開始以來その成績頗る良好にして第一期親株三十錢、新株七錢五厘、第二、三、四、五期共に三步の株主配當を爲し第六期は一躍三步六厘強の配當を、更に第七期以降は四分乃至四分四厘強の配當を繼續し大阪中央市場の卸賣會社中に於ける最高位の成績を擧げてゐる、尙同社に於いては昭和九年九月取締役改選に於いて重役職制の大變革を斷行し、社長、副社長、專務、常務制を採用し、現陣容の成立を見てゐるが、昭和十年九月には監査役の任期満了に伴ひ改選を行つたがいづれも重任現在に至る、尙同會社では株主の配當は以上の如く繼續せると同時に老舖權出資株の銷却に鋭意奔走中を爲すものとみられて居る。

重役

- 取締役 社長 池田平九郎
- 取締役 副社長 豊田 榮造
- 專務 取締役 井上德兵衛
- 常務 取締役 澤 平三郎
- 常務 取締役 和田德之助
- 常務 取締役 小泉國次郎
- 取締役 吉田猪太郎
- 同 松本德兵衛
- 同 西川元治郎
- 同 監査役 長尾松次郎
- 同 本庄治三郎
- 同 久井 友吉
- 同 柏原 好郎

事務職制

事務職制は之、分ちて總務、營業、庶務、會計及び凍魚部の五部制度とし各部長の下に係長或は主任を置く。
 總務 部長 井上德兵衛
 營業 部長 澤 平三郎
 同 主任 和田 利忠
 凍魚 部長 井上德兵衛

四五

四四

大阪市住吉區
田邊公設市場

サノヤ

佐野 俊一
電話天王寺三八五番

大阪市中央卸賣市場

賣場組織

同 主任 本村 久平
 庶務部長 小泉國次郎
 會計部長 和田徳之助
 同 主任 小泉道次郎

同 主任 北畑心次郎
 理事 磯野 重甫
 同 雜賀 捨藏

第一賣場(ツブシ物)
 副 主管人 田村 義男

第二賣場(タコ、エビ、子類)
 主 管 人 加藤四郎
 參 事 井上 繁次

第三賣場、第五賣場(一般物)
 主 管 人 谷口新之助
 同 村上 又藏
 副 主管人 鶴谷 良平
 同 糞谷 潤五郎
 同 米澤 律二
 同 事 本本竹治郎

第六、第七賣場(一般物)
 主 管 人 田口 正三
 同 市田鎮二郎
 副 主管人 佐久間平一
 同 木村 重一
 同 參 事 魚尾惣右衛門
 同 安田喜三郎

第八賣場(凍魚)
 副 主管人 中島 慶二

第九賣場(アヂ、サバ、イワシ)
 同 增井藤三郎
 同 戸田増太郎

損益計算書

(自昭和拾壹年參月壹日
 至昭和拾壹年八月參拾壹日)

卸賣手数料 一、三二、六三三
 收入 一、五、三〇、二五
 雜 收 一、〇、九、九三

諸 獎 勵 金 五、九、九三
 諸 稅 公 課 五、〇、九三
 諸 經 費 五、〇、九三

支 拂 利 子 一、七、九七、七三
 雜 損 失 四、五五、六四
 造作及什器銷却 五、〇〇、〇〇

當 期 純 益 金 三、六、八五、七
 計 一、五、七、九、九三

損 失

諸 獎 勵 金 五、九、九三
 諸 稅 公 課 五、〇、九三
 諸 經 費 五、〇、九三

支 拂 利 子 一、七、九七、七三
 雜 損 失 四、五五、六四
 造作及什器銷却 五、〇〇、〇〇

利益金處分案

一、金參拾參萬六千八百七拾五
 圓拾七錢也 當 期 利 益 金
 一、金一萬六千七拾參圓四拾九
 錢也 前 期 繰 越 金

大阪市中央卸賣市場

月別取引高

月	昭和九年	昭和十年
一月	一、八二〇、〇〇〇	一、九七六、六六四
二月	一、八四一、五三三	二、〇三三、九七〇
三月	二、一八、五七〇	二、三九、六〇〇
四月	二、七六、八三三	二、四八、五五五
五月	二、三二四、一五九	二、三三三、二九八
六月	一、七二七、三三五	一、九三二、九二五
七月	一、五九三、五三一	一、九二二、三九七
八月	一、五〇〇、四四四	一、七六六、五三三
九月	一、七三三、九二〇	一、九六六、八八八
十月	二、〇五五、四三三	二、一五五、一三〇
十一月	二、〇七四、五七七	二、三三三、〇六六
十二月	二、八四九、二七〇	二、九三三、〇三三
合計	二、九六六、七七八	三、〇六六、〇〇七

貸借對照表

(昭和拾壹年八月參拾壹日)

借 入 (資産之部)	借 出 (負債之部)
現 金 四〇、七〇、四八〇	預 取 手 形 九四、四八、二三三
受 取 掛 金 三、七〇、〇九三	受 取 掛 金 九七、六、〇八二
貸 付 金 七、七五、〇〇〇	有 價 證 券 三〇、七三、二五〇
未 收 掛 金 六、九三、七七七	未 收 掛 金 一、九六、九四〇
商 品 一、九六、九四〇	商 品 一、九六、九四〇
造作及什器 二七、〇八、七〇〇	造作及什器 二七、〇八、七〇〇
營 業 權 一、八〇〇、〇〇〇	營 業 權 一、八〇〇、〇〇〇

大阪海產物株式會社



杉村社長 織田專務

- ▲本 社 大阪中央卸賣市場
- ▲設 立 昭和六年九月二十八日
- ▲業 務 開 始 昭和六年十一月十一日
- ▲資 本 金 一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
- ▲老 鋪 出 資 十五萬株(全株)
- ▲金 錢 出 資 五萬株(半額拂込)
- ▲株 主 數 四百六名
- ▲株 式 增 減 每年二回(一月、七月)
- ▲出 張 所 昭和七年六月十日千五十一萬八千圓増資
- ▲出 張 所 昭和七年十一月二十八日一千萬圓減資
- ▲出 張 所 木津市場

概 勢

大阪市内元朝、朝西、天滿、木津、津波谷市場の海產物問屋有志一同より成る、中央市場内に

於いて業務開始以來業績目ざましく進展し第一期以來二分五厘乃至三分五厘の株主配當を續けてきたが、昭和九年度の關西大風水害に禍されて營業上に受けたる打撃からす爲に當期は株主配當も三分に減少の巴むなきに至りたるも其の後に至り業績逐次好轉を呈し第九期に至りて四分配當を斷行、以來之を繼續し、益々堅實なる營業歩調を辿りつゝある、尙會社にありては昭和九年十月前社長故櫻井龜次郎氏外三重役の辭任に伴ひ、之が改選の結果現社長杉村秀松氏以下再選更に同十年二月には監査役の任期満了に伴ふ改選をなし、其の結果従前通り再選され現在に至つてゐる、而して中央市場開場後昭和七年二月木津海産物會社と合併後これを同會

社木津出張所とし直接荷元との間に委託を受け物品の耀賣をなす、而して本社と出張所の間の特別の内規を設け厳制も別に設く。(別項南市場参照)

重役

取締役社長 杉村 秀松
専務取締役 織田 金吉
取締役 辻本新三郎
同 豊田寅太郎
同 田中 徳松
同 川中房太郎
同 北田太次郎
同 小仁信太郎
同 常任監査役 脇本幸三郎
同 監査役 北本 力藏
同 同 布施 政治
同 同 北國辰之助
同 同 榎山 哲三

營業部出仕

取締役 川中房太郎
同 田中 徳松
同 北田太次郎
同 同 北田太次郎
同 同 北田太次郎
同 同 北田太次郎
同 同 北田太次郎
同 同 北田太次郎
同 同 北田太次郎
同 同 北田太次郎

營業部組織

營業部は營業部重役これを監督し、賣場は第一部より第六部に

(取扱品目) 鯨皮肉粕、鯨加工品一切、竹輪、蒲鉾類一切、魚肉加工品罐詰、小魚節煮、

(取扱品目) 鹽鮭、鹽鱒、身欠鱈、数の子、棒鱈、丸干、明太魚、鰯類一切、昆布、冷凍魚、干貝類

(取扱品目) 煎子類一切、素干類
▲第六部
部長 サ賣場 野崎光太良
キ賣場 島内 靜浪

獎勵金及手數料規定

獎勵金は現在の所仲買に對し二分の規定を以て交付してゐるが荷主に對する出荷獎勵金は規定されて居ない。
手數料は第一、二、三、五賣場品目に對しては各一割なるも第四賣場品目八歩五厘、第六部品目六歩五厘乃至八歩五厘なり

事務職制

社長、副社長、専務取締役の最高機關のもとに總務部を置き庶務、會計、計算の三課を統轄せしむ。
▲總務部
部長 取締役 豊田寅太郎

大阪市中央卸賣市場

月別取引高

月	昭和九年	昭和十年
一月	一、四八五、六六九	一、二四九、四二四
二月	九四、二〇〇	九三〇、九六六
三月	一、一〇一、五八八	一、〇五五、四五五
四月	一、〇六七、〇二二	一、一四七、六四四
五月	一、〇一一、六六六	九八五、三三三
六月	八九、三三三	九八、七五五
七月	九五、三三三	一、〇九、八〇四
八月	七六、四三三	八九、三三三
九月	八四、〇六六	一、一五、六六六
十月	一、九三、三三三	一、三六、〇〇〇
十一月	一、〇七、二〇〇	一、五九、三三三
十二月	一、六〇、〇〇〇	一、九一、九二二

貸借對照表

借方(資産之部)	貸方(負債之部)
未拂込株金 一、五〇〇、〇〇〇	未拂込株金 一、五〇〇、〇〇〇
現預金 二七、〇九三	銀行預金 九三、三三三
有價証券 九三、三三三	有價証券 九三、三三三
銀行借入金 七、五七、六〇〇	銀行借入金 七、五七、六〇〇
未拂込株金 一、五〇〇、〇〇〇	未拂込株金 一、五〇〇、〇〇〇
現預金 二七、〇九三	銀行預金 九三、三三三
有價証券 九三、三三三	有價証券 九三、三三三
銀行借入金 七、五七、六〇〇	銀行借入金 七、五七、六〇〇

財産目録

資産之部	負債之部
未拂込株金 一、五〇〇、〇〇〇	未拂込株金 一、五〇〇、〇〇〇
現預金 二七、〇九三	銀行預金 九三、三三三
有價証券 九三、三三三	有價証券 九三、三三三
銀行借入金 七、五七、六〇〇	銀行借入金 七、五七、六〇〇
未拂込株金 一、五〇〇、〇〇〇	未拂込株金 一、五〇〇、〇〇〇
現預金 二七、〇九三	銀行預金 九三、三三三
有價証券 九三、三三三	有價証券 九三、三三三
銀行借入金 七、五七、六〇〇	銀行借入金 七、五七、六〇〇

主任 木谷 正一

▲第五賣場

(取扱品目) 一般促成(温室物
ヲ含ム) 百合根、沖繩、鹿兒
島、小笠原

主任 寺脇吉兵衛
三木喜三郎

▲特殊品賣場

(取扱品目) 馬鈴薯、玉葱、酒
粕

主任 長 松浦 金造

果實課

主任 高田孝太郎

▲關東賣場

(取扱品目) 林檎、梨、生柿
長 小林 梅一
人 勘佐 信雄

同 山崎 定治
同 村岡 榮吉

▲關西賣場

(取扱品目) 柑橘類、甘柿、菊
菊、桃、莓、枇杷、廿世紀梨
及洋梨、杏類、栗、西瓜及其
他瓜類

主任 長 山ノ井莊二

同 島本慶太郎

同 角谷政太郎

主任 長 土橋利一郎

▲果實課賣場

主任 芝田源太郎
古住友三郎

▲蔬菜課賣場

主任 近郊軟弱蔬菜
北浦 健藏

同 得田幸太郎

同 千田 英三
同 岩間 片岡

天滿出張所

主任 高平嘉久治

同 岸本 忠吾
同 長田 辰造

▲蔬菜課賣場

主任 印藤 忠夫

同 井上 金次
同 木村

月別取引高

昭和九年 昭和十年

一月 七三、六二一 一、〇九五、五四四

二月 七三、一五三 一、〇二九、二七三

三月 八九三、一七七 一、二七四、一〇〇

四月 一、〇四三、三〇〇 一、六六六、〇〇〇

五月 一、二〇〇、二四三 一、七五五、七二四

六月 一、一四〇、八六〇 一、六七三、〇七

七月 一、〇五三、八八 一、四八八、二五五

八月 八八八、八八四 一、五〇六、七七

九月 一、〇六六、八八 一、八五五、三〇

十月 一、〇六〇、三六 二、三六六、五九四

十一月 一、二八三、三三 一、四四四、二四三

十二月 一、三六六、九四 一、七三三、六五

昭和九年 昭和中 昭和中

一月 九八三、三〇〇 一、四、四四五、八〇

二月 八七九、九〇〇 一、三、四七四、三〇

三月 八九九、四五五 一、三、二〇〇、五〇

財産目録

(昭和十一年五月末日現在)

勘定科目 金額

老舗 權 一〇、〇四一、五〇〇

有價証券 一〇、〇〇〇

保證差入金 一〇、〇〇〇

貸付金 一〇、〇〇〇

未取利息 一八、六五七

運送費立替金 一、四〇一、九

前項純益金 二七〇、七五四

前期繰越金 三、八四三、七四

合 計 三、六一、五〇一

之ヲ處分スルコト左ノ如シ

法定積立金 一五、〇〇〇

別途積立金 一〇、〇〇〇

株主配當金(年四歩) 三、一五三、五

退職手當準備金 一〇、〇〇〇

役員賞與金 七、〇〇〇

後期繰越金 三、〇三三、九

合 計 三、六一、五〇一

損益計算書

計 一五、三三三、〇七二

利益之部

卸賣手数料 八七、五三三、六

收入利息 二五、五九、九

雑収入 一四、九七四、七

合 計 九三、〇〇八、〇

損失之部

諸獎勵金 三、四、四七六、三

營業費 三、〇九、〇六、五

營業權、動産不
動産、銷却金 九、〇〇〇、〇

合 計 六、五三三、五

純益金處分案

当期純益金 二七〇、七五四

前期繰越金 三、八四三、七四

合 計 三、六一、五〇一

之ヲ處分スルコト左ノ如シ

法定積立金 一五、〇〇〇

別途積立金 一〇、〇〇〇

株主配當金(年四歩) 三、一五三、五

退職手當準備金 一〇、〇〇〇

役員賞與金 七、〇〇〇

後期繰越金 三、〇三三、九

合 計 三、六一、五〇一

貸借對照表

借方(資産之部)

勘定科目 金額

老舗 權 一〇、〇四一、五〇〇

未拂込株金 三、〇一、八七、五〇

有價証券 一〇、〇〇〇

保證差入金 一〇、〇〇〇

貸付代金 一六、三三四、五

貸借對照表

貸方(負債之部)

勘定科目 金額

前項繰越金 一〇、〇〇〇

未拂込株金 三、〇一、八七、五〇

諸預り金 一四、一八五、九

退職手當準備金 一〇、〇〇〇

納税引當金 一〇、〇〇〇

當期利益金 二七〇、七五四



杉浦專務



小山社長

大阪淡水魚貝株式會社

本社 大阪市中央卸賣市場

▲設立 昭和六年十月十三日

▲業務開始 昭和六年十一月十一日

▲資本金 六一五、四〇〇圓(壹株
五十圓)

▲株數 一二三〇八株

▲現物出資 八五二九株(全額拂込)

▲現金出資 三七七九株(四分、一拂込)

▲株主數 四〇名(前設當時四十六名)

▲決算期 年一回(二月、八月)

概勢

昭和九年五月市内淡水魚貝業者有志相謀り貝明會を組織、爾後各地生産者、折衝を重ね、その基礎を鞏固せしむべく、大阪川魚會社等と交渉を重ね、専ら統制する營業方針を邁進し、同六月十月十三日大阪淡水魚貝株式會社を創設、同年十一月十一日大阪中央卸賣市場開業と共に業務規定の定むるところに依り、場内鮮魚部淡水魚貝卸賣人として業務を開始その後旬日にして業務過渡期にありて尙外には場外業者と抗争、内には仲買組合との紛糾が醸し出されるに及び、同社として將來に幾多の難關の横たはるあり、社内の陣容を刷新、爾來只營業態の轉換に努め、内外共に鋭意相互協同

の精神下に進み取引の完きを期し第十期に至りて實上増加率は場内各社に比し優秀なる成績を収つたるには非ざるも年二歩の株主配當をなし得、期を重ねるに従ひ漸次賣上金の増加する趨勢にあり、殊に經濟界は漸く動搖を脱し稍安定の曙光を呈しつつあり、産業界の活躍も職に加はり従つて一般購買力も自促進増加の傾向にあり、今や同社の基礎を堅實となり對外的信用日々に倍加し、社内の刷新、經費の節減に加へ外に生産地方を開拓し専ら集荷に全幅の力を致し其の躍進を期しつつあり。

重役

取締役社長 小山 晋吉
専務取締役 杉浦 房吉
取締役 田中 寅吉

販賣方法並に取扱品目

生洲部長 竹内 清一
現場部長 望月卯三郎

營業部組織

營業部 竹内 清一
生洲部長 竹内 清一
現場部長 望月卯三郎

活洲部のみにおいて便宜人札取引を行ふ。

取扱品目

生洲部 淡水活物類(鰻、鯉、鮒、鱒、スッポン、ヒガヒ、雨子其他川魚類一切野鳥類) 現場部 貝類(赤貝、蛤、蠣、白魚、鮎、生子、蜆) 蒸貝類(鳥貝、マテ貝、ニシ貝、ホタテ貝、タニシ、ガカ貝、板貝、川蟹、サルボ貝) 活洲部には二百三十五平方メートルの専用活洲を擁し、一日給水量七千石の水道と一晝夜一萬五千石の揚水能力を有する鹽泉水道の特別設備を利用することにより、數萬貫の鰻、鯉、鮒等を活し置くに自由である。また、鐵道省専用活洲車の利用により、各地より活魚輸送の便ありその集荷範圍は逐日擴大されつつあり。

獎勵金

同會社に於ける仲買に對する獎勵金は入金に對し二分拂戻をなすと同時に決算に入金總計に對し

- 七千圓以上—壹萬貳千圓迄 (二%)
- 壹萬貳千圓以上—參萬圓迄 (四%)
- 參萬圓以上 (五%)

月別取引高

月	昭和九年	昭和十年
一月	一三、九〇〇	一四、一七五
二月	二九、三〇〇	二六、五九
三月	二八、七四二	二六、一九
四月	一〇、八八五	一五、三三六
五月	七、三五	九、六五
六月	一四、二五六	二九、〇六
七月	一六、五二	一八、六〇
八月	一五、四三六	一〇、四八一
九月	七、八七	八、三三六
十月	七、〇六一	八、三〇八

大阪市中央卸賣市場

月別入荷量

月	昭和九年	昭和十年
一月	五、三二二	四、七三〇
二月	五、五三三	四、九〇九
三月	五、七〇九	五、四〇六
四月	四、九〇九	四、五三〇
五月	四、八〇六	五、三七一
六月	四、八〇六	七、四二五
七月	四、三三三	四、四〇六
八月	三、七九四	四、六二〇
九月	三、八二四	四、六二〇
十月	五、九〇三	四、八三三
十一月	五、九〇三	四、八三三
十二月	六、〇〇〇	八、〇〇〇

貸借対照表

資産	負債
現金	七、一五八・八
定期預金	五、八七〇・〇
資産部	一三、〇二八・八

(昭和十一年八月三十一日現在)

振替貯金

項目	金額
振替貯金	一〇、〇〇〇
受取手形	二、五〇〇
受取掛金	四、九三九
受取立替金	二、八四六
未収入金	五、八九六
未收手数料	二、三五〇
未收利息	二、〇六一
貸付金	一、一六〇
仕入金	二、七三〇
仕入掛金	一、〇七五
仕作什器備品	一、六五〇
造作什器備品	四、〇〇〇
動産及不動産	四、四〇〇
營業權	七、八六五
未拂込株金	一、四七二
未拂込金	四、二七六
假拂金	一、一四二
假拂金	一、四四三
遠州籠	六、六三三
差入有價證券	三、六九〇
整理勘定	二、七六六
美濃籠	四、八〇〇
合計	七、九七〇

當座借越勘定

六、七〇〇

財産目録

項目	金額
受託先勘定	一三、四七〇
預り保証金	六、九〇〇
未拂立金	八、七二〇
荷主積立金	六、三三〇
假受本金	二、三三〇
買掛金	六、五〇〇
身元保証金	四、一九〇
法定積立金	九、〇九〇
別途積立金	二、八一〇
退職給與引當金	五、〇〇〇
小廻荷扱費	一、〇〇〇
繰越利益金	三、三三〇
繰越利益金	三、七三〇
未拂配當金	一、八七六
当期利益金	七、七三三
合計	九、九七〇

(昭和十一年八月三十一日現在)

荷主立替金	二、八四〇・九
未収入金	五、八九〇・六
貸付金	三、一七六・四
仕入金	二、七三二・五
仕込金	一、四九七・七
造作什器備品	二、三三〇・〇
動産及不動産	四〇〇・〇
營業權	四六、四〇〇・〇
未拂込株金	七、八六六・八
假拂出株金	一、四一七・二
假拂出株金	一、四一七・二
遠州金	一、四一七・二
家器	一、四一七・二
差入有價證券	三、〇六九・五
整理勘定	二、七六六・六
美濃	四、六八〇・〇
合計	七五、五〇〇・〇
負債之部	
當座借越勘定	九、七〇〇・〇
受託先勘定	一、三〇七・〇
預り保証金	六、九〇〇・〇
未拂立金	八、七二〇・〇
荷主積立金	六、三〇二・〇
假受金	二、三二九・九

買掛金	四、九〇〇・九
身元保証金	九〇九・五
法定積立金	二、七二一・九
別途積立金	五、〇〇〇・〇
退職給與引當金	一、〇〇〇・〇
未拂配當金	一、七二七・六
合計	一四、八六六・八

昭和三十二年八月三十一日現在

損失之部	
營業費	三、三三二・三
仲買獎勵金	八、一五五・四
支拂利子	二、五九七・〇
雜損	四四一・四
仲買組合補助金	六〇〇・〇
當期利益金	七、七三三・九
合計	三〇、八六一・〇

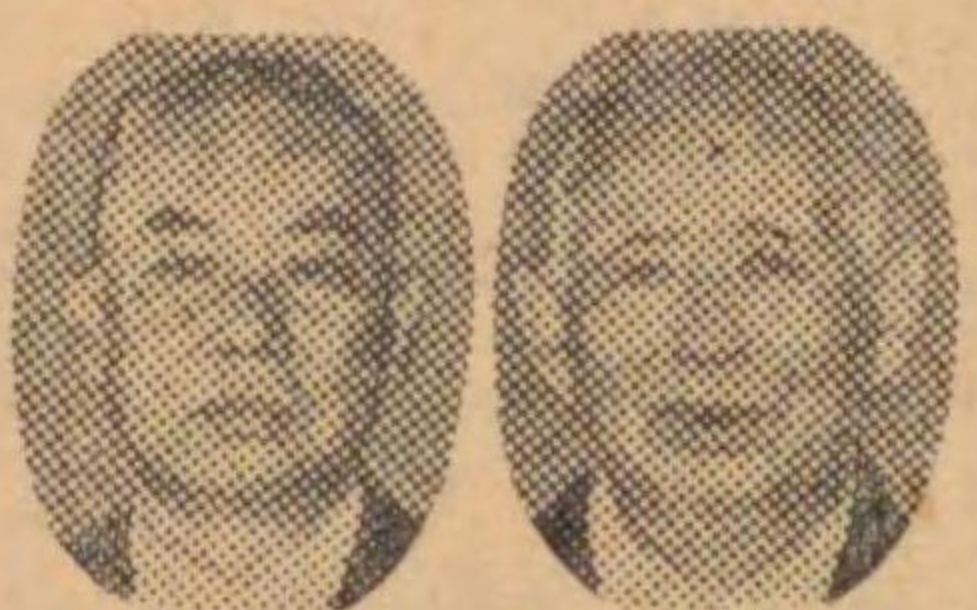
利益之部	
卸賣手数料	六〇、一五二・三
買付商品	六、〇七二・四
收入利子	一、五九〇・九
雜收入	一四〇・五
合計	六八、九五六・一

利益金處分案

損益計算書

昭和三十二年八月三十一日現在

大阪乾物株式會社



加藤社長 吉野常務

大阪中央卸賣市場に於ける一切

一金七千七百五拾參八拾圓九錢
 也 當期利益金
 一金參千七百六拾參圓四拾錢也
 前期繰越金
 合計壹萬壹千五百拾七圓貳拾九錢也
 之ヲ處分スルコト左ノ如シ
 一金參百八拾七圓七拾錢也
 法定積立金
 一金七百七拾五圓參拾九錢也
 株式銷却積立金

一金壹千圓也 別途積立金
 一金參百圓也 創立費銷却金
 一金貳百五拾圓也 造作什器備品銷却金
 一金五百圓也 一般退職手當基金
 一金四千七百參拾六圓八拾八錢也 株主配當金(年貳歩)
 一金參千五百六拾七圓參拾貳錢也 後期繰越金

概勢

▲本社 大阪市中央卸賣市場
 ▲設立 昭和六年十月十三日
 ▲資本金 二、〇〇〇、〇〇〇圓
 (壹株五拾圓)
 ▲株數 四〇、〇〇〇株
 内(現物出資二四、〇〇〇株(全額拂込)
 金銭出資一六、〇〇〇株
 (四分ノ一拂込)
 ▲株主數 五十七名
 ▲決算期 年二回(五月、十一月)
 の乾物類、食料糧詰、罐詰類、調味料等及び之等の製造加工品

同加工係長 吉田 二郎

同第三課長 永井 治助
同商事係長 吉田 永一

庶務部

庶務部長 山内 千造
庶務係長 木下 茂

販賣方法

現代式經營と舊來の慣習を適宜に按じ、從來の袖中取引や符牒取引を斷然禁止し、公正と正確を旨とする中央卸賣市場の規定に依る販賣及び入札又は適宜當局の認可を得た對賣り又は豫め荷主よりの申し入れ値を標準とし、何れも市長認可の受託契約準則に基き行ふ。

月別取引高

昭和九年 昭和十年
 一月 二二、一六圓 三五、七四圓
 二月 二五、二六圓 二七、四八圓

を取扱ふを目的で大阪市内元天満、朝、木津、難波各市場の有力乾物問屋業者よりなる中央市場開業と同時に營業開始以來將に五星期、この間複數制度に依る場外類似營業者の存在せるに原因して取引は難澁に逢着せる現状にあるも之は同社の將來に大いなる期待をかけられる所以であつて、こゝも全国的集荷と卸賣を營む特長に相應しく對内的には消極的に、對外的には積極的政策を實行しつゝある、同社の前途は實に日に價するものがある。

而して同社は創業當時よりの所謂五ヶ年計畫に依る社礎の堅固充實を目標に營業の躍進を計るは勿論、無配を斷行し來つたが第四期に至つてその取扱高は急激に増加し以來第五期から果

重役

取締役社長 加藤徳次郎
 常務取締役 吉野 源造
 取締役 岸 久藏

營業部

營業部長 吉村孝次郎
 兼第一課長
 第一課第一 福崎直次郎
 第二課長 波多野祐次
 同第二課長 甲斐 晴
 同第三課長 森川幾太郎
 第二課長 森川幾太郎

總務部

總務部長 加藤徳次郎
 同副部長 吉野 源造
 部員 岸 久藏
 同 永井 治助
 同 森川幾太郎
 同 吉村孝次郎
 同 木下榮次郎

同 永井 治助
 同 森川幾太郎
 同 吉村孝次郎
 同 尾本源之助
 同 山路 幸七
 同 松次郎
 同 木下榮次郎

同

同 永井 治助
 同 森川幾太郎
 同 吉村孝次郎
 同 尾本源之助
 同 山路 幸七
 同 松次郎
 同 木下榮次郎

三月	三、八、七〇	三、五、九、五〇
四月	二、七、七、六	二、四、五、三
五月	二、四、八、二	二、三、〇、七
六月	二、〇、九、三	二、四、五、六
七月	二、〇、四、三	三、五、二、〇
八月	二、六、七、七	二、九、六、七
九月	三、八、九、七	三、〇、九、四
十月	三、〇、一、七〇	二、五、〇、五三
十一月	二、六、七、三〇	二、四、八、九三
十二月	二、八、三、八	三、七、四、五
合計	三、〇、八、六七	三、五、三、四三

月別入荷量

一月	六、一〇一	六、四、七
二月	七、七、四〇	三、九、二七
三月	五、六、九〇	五、〇、三〇
四月	五、七、一三	九、七、一〇
五月	六、九、七二	一、二〇、一四
六月	三、三、六	八、〇、五
七月	七、七、二	一、〇、六、五〇
八月	五、六、七	九、六、九
九月	三、七、五、八二	八、八、〇〇
十月	三、五、九、六	九、四、五〇
十一月	一、七、三、八六	七、七、〇〇

貸借対照表(第九期末)

十二月	二、五、三、三	八、二、八、五
合計	五、八、四、七〇	九、六、三、六

(昭和十一年五月十五日現在)

借方(資産)	
未拂込株金	六、〇〇、〇〇〇
老舗株金	一、一〇〇、〇〇〇
有価証券	三、四、六、九
保証差入証券	五、〇〇〇、〇〇〇
造作物什器	二、五、六、三二
西品	三、〇、六、二五
商取手形	七、四、二、八
受取手形	七、一〇、一
假借手形	一、五、七、〇三
荷主貸金	四、七、二、三
荷主掛金	二、九、二、一三
未收立替金	六、七、三、〇一
現預金	四、五、三、七四
銀行預金	八、〇、四、元
振替預金	一、二、四、〇、八
信託貯蓄金	七、七、一
商標認許金	二、〇〇、〇〇〇
未收手形	九、九、〇〇
未経過保険料	一、九、一、七
未経過保険料	三、八、三

損益計算書(第九期)

(自昭和十一年十一月十六日 至昭和十一年五月十五日)

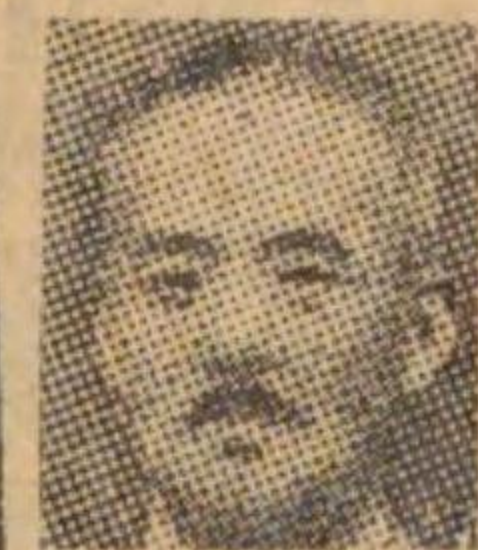
前期繰越金	一、三、〇、四、五
合計	二、五、三、六八
資本金	二、〇〇〇、〇〇〇
支拂手形	三、四、三、三
受託勘定	一、五、〇、四、五
買掛金	三、九、六、二
未拂掛金	九、八、四、二七
法定積立金	一、〇〇、一、三、五
社員積立金	一、九〇〇、〇〇
当期純益金	二、七、七、八〇
合計	二、五、三、六八

財産目録

(昭和十一年五月十五日現在)

現金	八、〇、四、元
銀行預金	一、五、四、一八
振替貯蓄金	六、七、一
賣掛金	二、九、二、一三
荷主貸金	四、七、二、三
荷主立替金	六、七、三、〇一
未收手形	四、五、三、七四
未経過保険料	一、九、一、七
受取手形	三、八、三
有価証券	一、五、七、〇三
合計	三、四、〇、七九

大阪漬物株式会社



岡田社長



堀田常務



永市常務

▲本社 ▲設立 ▲業務開始 ▲資本金 ▲株主数 ▲決算期 ▲株券書換料 ▲新券發行

大阪中央卸賣市場
昭和六年十月十日
昭和六年十一月十一日
二〇〇、〇〇〇圓(二分ノ一拂込)(壹株五拾圓)
四、〇〇〇株
三四名(創立當時三九名)
年一回(二月)
一枚ニツキ拾錢

概勢
既設構
然漬物部獨立を目標に進み、専ら漬物類一切及び其の他瓶詰、罐詰、酒粕等を取扱ふを目的として株式組織に依る會社を創設し、資本金を現金出資となし生産地に對する集荷の積極方針、販賣網の擴大等々會社五年政策は着々奏効し今日に至つて全く完備の域に達せり、就中徳島縣下八ヶ所並に長野縣下に於ける直營指定加工工場は全國業者

重役

- 取締役社長 岡田 藤七
- 常務取締役 堀田嘉四郎
- 常務取締役 永市 壽一
- 取締役 菊一 芳太郎
- 常任監査役 長谷川清太郎
- 相談役 豊田留三郎
- 顧問 堀 政秀

賣場組織

營業部を分ちて營業係、監督係の二つとし、營業部主任これを統轄し、營業部職員は常務取締役、營業部長を兼務し主任及び

利益金處分案

- 保證差入有價証券 五、〇〇〇、〇〇〇
 - 商標認許金 七四三、八
 - 造作物什器 二七、〇八、二五
 - 老舗株金 一、一〇〇、〇〇〇
 - 商標認許金 九、六、九
 - 信託貯蓄金 二〇〇、〇〇〇
 - 合計 一、九、五、六、五〇
- 利益金處分案
- 一金貳萬六千九百八拾圓六拾錢 當期純利益
 - 之ヲ處分スルコト左ノ如シ
 - 一金壹千四百圓也 法定積立金
 - 一金壹萬參千〇四拾參圓五拾八錢也 前期繰越損金補填
 - 一金四千貳百圓也 株式償却積立金
 - 一金壹千〇八拾圓也 役員賞與金
 - 一金七千圓也(年壹歩) 株主配當金
 - 一金貳百五拾七圓〇貳錢也 後期繰越金

主人を置く。

主 任 藤田 由造
人 高田 一男
辻本久壽三

取扱品目

澤庵漬、奈良漬、辛子漬、梅漬、生姜漬、蕪漬、さつま漬、酢漬、板粕、味淋粕、味噌漬、酸菜、練之菜漬、廣島菜、山葵漬、野菜佃煮、奈良漬原料、瓶詰類、罐詰類、干鹽味噌、福神漬

加工場

開業後久しく懸案の生産地に對する集荷政策の第一歩として昭和八年度徳島縣下八ヶ所に共同加工場を設立しその後昭和十年に入り信州澤庵集荷のため同地に徳島縣に於けると同様の加工場を新設した。

▲徳島工場 第一工場 名西郡高原村中島

貸借対照表

(昭和十年十二月三十一日現在)

Table with columns for assets and liabilities. Assets include 貸入金 (3,193,215), 借入金 (2,536,270), 未払金 (1,336,624), 未払利息 (92,217), 利益金 (3,193,215). Liabilities include 借入金 (3,193,215), 借入金 (2,536,270), 未払金 (1,336,624), 未払利息 (92,217).

月別入荷量

昭和九年 昭和十年

Table showing monthly cargo volume for昭和九年 and 昭和十年 from January to November.

月別取扱高

昭和九年 昭和十年

Table showing monthly handling volume for昭和九年 and 昭和十年 from January to May.

財産目録

(昭和十年十二月三十一日現在)

Table listing assets and liabilities. Assets include 現金 (3,499,846), 有価証券 (8,787,733), 銀行預金 (5,444,411), 振替預金 (3,073,011), 商品 (3,335), 振替金 (6,000,000), 出資 (2,755,000), 不動産 (1,102,943), 債権 (4,888,033), 前借 (9,948,999), 貸付 (1,344,999), 未収入金 (1,588,880), 製造勘定 (5,996,218), 受託勘定 (5,619), 負債 (3,367,844).

利益金處分

一金貳千五百七拾五圓九拾壹錢
一金九千八百八拾四圓貳拾壹錢也
一金壹百五拾圓也
法定積立金
前期繰越損金補填
前期繰越損金
前期繰越損金

大阪食鳥株式會社



中田社長 佐久間専務

▲本 社 大阪市中中央卸賣市場
▲設 立 昭和八年十二月十五日
▲業 務 開 始 昭和八年十二月十七日
▲資 本 金 五〇,〇〇〇圓
▲株 本 數 二千五百株
▲株 主 數 二八名
▲決 算 期 年一回(四月)

後期繰越損金

▲設 立 昭和九年八月六日
▲代 表 社 員 永市壽市
▲出 資 者 參名
▲販 賣 主 任 藤井多計志
大阪漬物會社の姉妹會社にして販賣の代理行為を爲し主として地方及び海外進出の目的として目下鮮魚、臺灣方面の販路開拓を爲しつつあり。

經過

市内の鳥問屋の有志相謀りて中... 大阪市中央卸賣市場を目的に昭和六年三月... 大阪九一合資會社を設立、地方取引一切會社に譲渡して營業を譲り、後大阪生鳥合資會社と名義變更、六年十二月廿三日中央市場に入場營業を開始したるところ豫期以上の入荷相次ぎ順調なる歩みを續けたるも、八年度に至り漸次場外問屋との競争その他に依りて業績不振となり爲めに代表社員田中廣助氏等は中央市場内卸賣會社としての前途をしきりに憂慮し、市當局と對策協議の結果全國に於ける生鳥大産地との提携の意圖し愛知縣外二縣の生産團體と交渉の結果遂に八年十二月に入つて大阪生鳥合資會社と生産者を握手せしめ同會社の營業權及び

その他財産の一切を買収繼承して茲に大阪食鳥株式會社を組織するに至つた。

概勢

營業開始と共に入荷殺到し超えて九年度一月の取扱ひ高は實に昨年度一月の取扱ひ高に比較して六割強の増加を見せ、また新事業として冷蔵庫の専屬室を設け加工品に力を注ぎ大量消費者に對する配給を周滑ならしめんとせり。第一期の相場は一高一低のまゝ稍閑散に終始せしも將來を期待して同期の株主配當は年六分に止まれり、然れどもこの間創設當初にて集荷勸誘等に相當の經費を要せるは勿論なり

努め、第二期に於いては魚島と鶏卵高に禍されまゝ風水害の影響により需要期を不慮に終始したため八百餘圓の缺損金を招來せり、幸ひ第三期に入りて出荷統制の緒につかんとする傾向ほのみならず、集荷の効を納め前期に比し一日平均百餘圓の取扱増加を示し、以て前期缺損金を補填するの好結果を得、將來に備へて經費節減と相俟つて賣上増加のため萬全策を講じ第四期に入るに及んで愛知縣より加工場を設置による加工肉の統制出荷を見、三重縣、奈良縣の統制品等相次ぎ出荷せられて取扱ひ高も著しく増加し業績も好調年六分の配當を復活せしめるに到れり、而して同社の最近の業績に對するに一ヶ年五十萬圓以上の取扱ひは優に易々たるもの

重役

- 取締役社長 田中 廣助
專務取締役 佐久間小次郎
取締役 佐久間百次郎
常任監査役 佐久間軍治郎
監査役 勝瀨 岐吉
相談役 坂本菊太郎

營業種目

食用鳥類及び之に類似する附帶物品の賣買並に委託販賣及びこれら加工品の加工販賣でこれに關聯する事業並に投資をも爲す

取引方法

取扱ひ品の特殊性に鑑み當局の許可を得て相對賣に依り取引を爲す。

月別取引高

Table with 2 columns: Year (昭和九年, 昭和十年) and Month (一月, 二月, 三月, 四月, 五月, 六月, 七月, 八月, 九月, 十月, 十一月, 十二月). Values represent monthly transaction volumes.

貸借対照表

(昭和十一年四月三十日現在)

Table showing monthly transaction volumes (月別入荷量) for the years 昭和九年 and 昭和十年, from January to December.

財産目録

(昭和十一年四月末現在)

Table of assets (貸借対照表) including items like 借方(資産之部), 勘定科目, 金額, etc.

損益計算書

(自昭和十年五月一日至昭和十一年四月三十日)

Table of income and expenses (損益計算書) including items like 勘定科目, 金額, 諸税公課, 重役報酬, etc.

當期純益金	四、三二・五
合 計	二七、九一・五
利得之部	金 額
勸定科目	一六、七六・六
商品買入利益	八〇・三
雜 收 益	八〇・三
預 金 利 息	八〇・三
合 計	二七、九一・五

利益金處分案

- 一金貳萬七千七百九拾壹圓五拾壹錢也 當期儲蓄益金
- 一金貳萬參千四百七拾九圓拾貳錢也 當期儲蓄損益
- 差引金四千參百拾貳圓參拾九錢也 當期純益金
- 一金壹千六百七拾七圓九拾八錢也 前期繰越金
- 合計金五千九百九拾圓參拾七錢也
- 之ヲ處分スルコト左ノ如シ
- 一金貳百貳拾四圓也 法定積立金
- 一金六百六拾五圓也 創立買銷却金
- 一金五拾圓也 什器及備品銷却金

大阪中央市場

鶏卵部

概況 昭和十年十月四日大阪鶏卵株式會社の解散に伴ひ之が後繼として生れたもので五名の鶏卵賣人から成り同年十一月二十八日卸賣人認可と同時に市場に收容され營業開始、超えて昭和十一年四月四日現在の所に直買所建築許可され五月六日同所竣工を機に愈々本格的營業をなし今日に至り。

獎勵金交付規定

同鶏卵部は出荷者に對して出荷獎勵金制度なき、賣上金高の三分の手數料を一分引下げ實際は二分を販賣手數料として徴收してゐる關係上結局賣上金高の一分は出荷獎勵金として之に代ふものと考へられる、仲買人に對しては落札者に對し一箱に付き

大阪中央市場卸商組合聯合會

▲事務所 大阪中央卸賣市場
▲設立 昭和六年五月四日
▲加盟員數 六團體

組織

大阪中央卸賣市場仲買人組合を以て組織され、現在生魚、青

六四
二錢也を歩戻しとして交付し居れり。
入札日
一日、六日、十一日、十六日、二十日、二十六日の毎月五回を入札日 定む。
月別取扱高
昭和十一年(五月六日本) 格營業開始
五月 三〇、七二〇〇
六月 三六、七〇〇六
七月 三五、七四〇八
八月 三〇、九四〇・七

概勢

上進展に資す。専ら理事制による内部統制を計り居れり。
昭和六年五月生魚、青果、海産物仲買代表者會し三業仲買組合懇談會を創設、當時は生魚小林海産物布施、青果吉井三氏代表となり中央卸賣市場開設並に公認仲買人の公示等につき市當局に折衝し、仲買業者の共通利害を三業共にして進み、超えて九月に至り乾物、淡水、漬物の各仲買組合の加入を促し茲に仲買組合聯合會と改稱す、同年十月に至り前記三組合を合し茲に六組合聯合會を實現し、同年十一月仲買業者の聯絡機關としてその相互向上發展に資す、同年十二月聯合會の新役員を選し、仲買に不利なる諸法規改正運動を

起し全國聯合の名に於いて中央市場法案の改正案を發表せり。之全國仲買業者聯合會創立の素因を爲す。同七年四月十日吉井藤次郎氏常務理事に就任、爾來仲買救済に關しこれが諸種の對策を廻つし以て仲買業者の營業轉換に努めるを初め、聯合會の結成により仲買業者は保證金共同購入による市價の承認、店舗使用料共同納付に依る事實上の店鋪委任管理權獲得、店鋪使用料引下げ、配給所の經營等の幾多利するところとなりたり。而して昭和八年に入りては中央市場と諸交通機關との聯絡整備、商議員設置及び商業組合法の組織等に努め、就中仲買業者の全國を擧げて不況の聲を聞かざるに當たり、商業組合法の適用により従來の準則組合の任意的存在の

役員

生魚卸商組合長	尾崎徳太郎	天滿配給市場常務理事
會 長	同	同
海産物卸商組合長	村井 廣吉	乾物卸商組合長 吉井藤次郎
副 會 長	同	理事兼會計 松川 常吉
青果卸商組合長	小林 熊吉	淡水魚貝卸商組合長 寺川 菊造
同	同	理 事 山川 益郎
牛魚卸商組合相談役	小林 久次郎	漬物卸商組合長 山川 益郎
相談役	同	生魚卸商副組合長 吉田吉之助
海産物會社監査役	布施 政治	同 田中 朝一
同	同	同 巴 熊太郎
青果部出身	同	同 伊賀井清市
		同 森本 龜吉
		同 海産物卸商副組合 蒲生熊太郎
		同 海産物卸商組合理事 廣瀬 文治
		同 同 村井 幸輔
		同 同 村井 幸作

概勢

昭和六年九月大阪青果株式會社設立同時所屬仲買組合として中央市場業務規程に基づき、天満、木津、難波、靱鞆喉場の各青果仲買業者を以て組織される未開業者とは青果株式會社員にして營業せずその他は本場、天満の配給所に營業を營む、而して木津配給市場に於ける營業者は別個に木津青果仲買組合を構成し本組合とは直接關係を有せず、天満配給市場にては本組合員が營業を營みつゝありしも昭和十一年一月を以て天満配給市場の營業者は當組合より分離して別天満市場に於いて仲買組合を組織したる爲現在に於いては本場仲買業者のみを以て組織する、而して同組合は小林陳容成立以來内部の充實刷新に努

役員

組合長 小林 熊吉
副組合長 外山 淺吉
監事 山本 駒太郎
宮澤 彦治
實 彦治
足利 恒次郎
山田 貞次
石上 重幸
米田 良徳
中島 儀平
吉村 熊治郎
青木 久吉
山口 福藏
石上 重幸
本丸 勝次
河合 繁次郎
今井 廣吉
谷名 幸七
長村 小三郎
外山 政次郎
札本 亀吉

がり業界發展 貢獻する所歟しとせず。

歴代組合長

初代 山田 貞次
二代 角川 松次郎
西村 角治郎
東村 爲之助
三木 孝治
川上 力松
高平 清

大阪淡水魚貝卸商組合

事務所 大阪市中央卸賣市場内
設立 昭和六年十一月二十日
組合員數 四三名
内譯一本場 三三名
天満 一名

概勢

昭和六年十月大阪淡水魚貝株式會社の設立に伴ひこれが所屬仲買人組合として組織されたが爾來組合株主仲買は常に會社側との間に内抗絶えなかつたが、八年遂に店舗移動によつて營業環境に擧がり、將來大いに期待され



寺川組長

獎勵金

當代 小林 熊吉
仲買人對小賣者に對する獎勵金は現金取引を厭厭せざるも現金支拂證明のあるものに限り組合は二歩の歩戻をなす。

役員

組合長 寺川 菊造
常任理事 伊藤 傳吉
上田 外次郎

大阪乾物卸商組合

事務所 大阪市中央卸賣市場内
設立 昭和六年十二月十一日
組合員數 三三名



松川組長

概勢

昭和六年十一月大阪中央市場開場に伴ひ、大阪乾物同業組合員有力者により大阪乾物株式會社が創立され場内に於いて營業を開始せしにより、これが仲買

歴代組合長

初代 北濱 兵次郎
二代 寺川 菊造
三代 寺西 順一
當代 寺川 菊造

役員

組合長 松川 常吉
副組合長 山本 久吉
山路 幸七
評議員 村瀬 利一

大阪漬物卸商組合

事務所 大阪市中央卸賣市場内
設立 昭和六年十一月十一日
組合員數 二〇名
内譯一本場 十五名
天満 五名



山川組長

概勢

大阪中央卸賣市場並に同天満配給所に營業する漬物業者を以て組織、大阪漬物株式會社所屬仲買人として組合員共同の利益増

役員

相談役 豊田留三郎
 組合長 山川 益郎
 副組合長 上田 徳松
 評議員 木内 秀一
 吉田 昇司
 松月 平吉
 田村庄左衛門
 竹中 康藏

玉央會

概勢

大阪中央卸賣市場内鶏卵仲買人を以て組織され、會員相互取引の連絡、經營の合理化を計りその取扱數量に於いても逐年累進的增加を示しその業績愈々好轉其の將來期待さる。

役員

代表者 八木 喜市
 幹事 村松 銀藏
 水谷 豊一
 小川松之助

株式 尼武商店

▲本社 大阪市西區江戶堀下通五
 ▲設立 昭和六年九月
 ▲資本金 二五〇、〇〇〇圓
 ▲決算期 年二回（五月、十一月）

沿革

天保年間創業以來生魚専門卸賣問屋兼仲買業を営み専ら遠藤武次郎氏個人の經營なりし。大正十一年三月中央市場法發布に伴ひ大阪市内に於いてこれが開設計定されたるを以て、同市場法に基づき昭和六年十一月十日市場開場と同時に大阪生魚株式會社に問屋營業權を移譲し、遠藤武次郎氏に同社取締役就任したるなり。茲に於いて同商店營業も時勢の

役員

取締役 遠藤 治郎
 遠藤直三郎
 坂本市治郎

推移するに鑑み組織變更の必要を認めるとし、茲に於いて遠藤武次郎氏を相談役に委嘱し、資本金二十萬圓の株式會社尼武商店を設立したるに昭和九年二月早くも五萬圓を増資、二十五萬圓の株式會社として現在に及べり。然れども舊雜喉市場の閉鎖により舊市場に於ける營業は不可能となりたるため四ヶ所の査定割當てを受け中央市場の収容に應じ、場内に營業を續け市内各料理店、食堂及び東京方面等に顧客を有し、いづれも取引の円滑を期し配給の合理化を計り、現在に及び一ヶ年賣上高百萬圓を計上し居れり。

同 村上 五郎
 同 荒川 寅吉
 同 尾崎喬太郎
 同 中田秀次郎
 同 藤井 満彦
 同 遠藤武次郎
 同 遠藤直三郎
 同 坂本市治郎

一般物部(ホ二六)

遠藤直三郎
 近海、遠洋物一般料理用鮮魚類
 ▲鮪部(ハ) 中島 榮一
 ▲漬魚部(イ二五) カマボコ用材料 荒川 寅吉

魚介類部(ホ二二)

尼崎慶一郎
 淡、海産一般介類、蟹、川魚
 而してこれが配給には配達係を置きオートバイ三臺によりこれが迅速確實を期し居れり。



大阪市中央卸賣市場

大阪市場冷蔵株式會社

代表電福話島一七七七番
 場内専用三五〇・三五二・三五二番

冷製燃料

冷藏冰料

部部部

大阪市中央卸賣市場

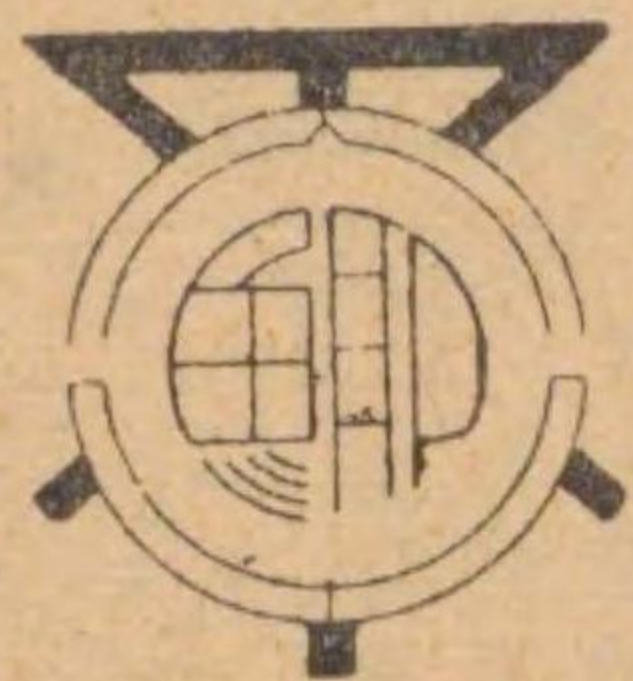


大阪中央市場飲食業株式会社

代表電話福島(45)一七七二・一七六一番
場内専用 六四五・六四六・六四七番

社長	野口幸太郎	監査役	石井龜太郎
專務取締役	増田雄亮	同	加藤友藏
常務取締役	川浦政吉	同	藤道市
取締役	久世寅吉	相談役	赤澤進
同	廣田三八		

大阪市中央卸賣市場



大阪河あぶ株式会社

取扱品
活あなご
開あなご
其他加工品

取締役社長	田邊忠實
專務取締役	高田伊三郎
專務取締役	松井藤三郎

電話福島 二七七三番
場内交換 五九〇番

大阪中央市場河あぶ商組合

組合長 高田福松



中央市場營業所

★★★★★★★★★★★★★★★★

- 一般鮮魚部(ホ二一六)
- 鮪部(ハ八)
- 海老部(イ二五)
- 漬魚部(ホ三)
- 魚介類部(ホ三)

大阪市西區江戸堀下通五丁目九

株式會社 尼武商店

電話土佐堀(七二九六番)

中央市場代表電話福島一七五一番

- 海一鮪部
- 老魚部
- 場內電話
- 五五六番
- 五四四番(藤政)

立賣人

青果部立賣人聯合會



長會本栗

▲事務所 大阪市中區卸賣市場内
 ▲設立 昭和五年十一月一日
 ▲會員數 三百五十名

▲本場 一五〇名
 ▲天配 二〇〇名

關係者に於いて夫々獨自の立場にあつて對策研究中であり其の具體實現は目睫に迫つてゐるが此處其の動向如何に依り立賣聯合會として蒙る影響蓋し少しとしないであらう。

役員

- | | | | |
|-----|-------|---|-------|
| 顧問 | 山中 清吉 | 同 | 東 未太郎 |
| 相談役 | 竹野 龜藏 | 同 | 中谷 彌造 |
| 同 | 向井菊次郎 | 同 | 塚本庄太郎 |
| 同 | 栗本竹三郎 | 同 | 和三辨次郎 |
| 同 | 田中 徳松 | 同 | 新 清太郎 |
| 同 | 佐野信次郎 | 同 | 山本富三郎 |
| 同 | 伊藤 此吉 | 同 | 源田伊之助 |
| 同 | 飯田 新吉 | 同 | 奧田榮太郎 |
| 同 | 中井勝三郎 | 同 | 吉川半次郎 |
| 同 | | 同 | 綿世末太郎 |
| 同 | | 同 | 坂下嘉三郎 |
| 同 | | 同 | 大野 一一 |
| 同 | | 同 | 平田 庄吉 |
| 同 | | 同 | 覺正與次郎 |
| 同 | | 同 | 壺井積之助 |
| 同 | | 同 | 大塚 久吉 |
| 同 | | 同 | 吉川 清勝 |
| 同 | | 同 | 重田仲次郎 |

生産者蔬菜立賣人

▲管理者 大阪市長會

概勢 大阪市長會は中央市場開場後大阪市長會は當然の監督に屬すべきである

大阪市中區卸賣市場

概勢

從來舊天滿市場にて蔬菜類の立賣營業をなし、爾來當時は組合を結成するに至らなかつたが共同目的遂行のため一致協力するの必要を痛感し業者翻然之に参加し遂に昭和三年一月十一日に至り天滿市場蔬菜生産販賣組合聯合會の設立を見た。越えて昭和六年十一月十一日大阪市中區卸賣市場の開場するや當局は本場内並に天滿配給所内にか營業を許可した。爾來青果部立賣

聯合會として大阪より蔬菜賣場管理權を附與せられ其の傘下に二百數十名の立賣人擁し統制をなし來つたのである。昭和十一年三月本聯合會組合機構の改革を圖り天滿配給所立賣人を分離獨立せしめ以て各特權の利益確保に邁進することとなつた。

概勢

大阪市長會は中央市場開場後大阪市長會は當然の監督に屬すべきである

との見解の下に當時大阪市淀川農會との間に論議を醸すに至り、昭和六年六月末に至り大阪同府農會ではこれに賛意を表し、同年七月一日よりこれを淀川農會に移管することとなつた、然してこれが移管に當つて次の七項の條件が附せられた。

移管條件

- 一、管理は淀川農會に一任するが依然農會がこれを監督すること
二、立賣人は差別的待遇をなさないこと
三、立賣場所に上屋を設置すること
四、立賣人の認可又は取消しは府農會協議すること
五、將來使用料その他の負擔を増加せぬこと
六、管理人は現在のまま継続すること

七、府農會が從來投じた費用は相當の價格で辨償すること
昭和七年七月十四日場内立賣人管理を府農會より移管された淀川農會は西成區農會を合併し茲に大阪市農會と改稱するに至り昭和八年二月現在大阪市中央卸賣市場内に出張所を設け、立賣人の管理一切の事務を行ふこととなつた。



田邊社長

大阪中央あなご株式會社

- ▲本 社 大阪市中央卸賣市場附屬賣店松ノ棟二階
▲創立 昭和十年四月二十七日
▲營業許可 昭和十年六月一日
▲資本金 一六〇、〇〇〇、〇〇〇圓
▲現物出資 一〇、〇〇〇、〇〇〇圓(全額拂込)
▲現金出資 六、〇〇〇、〇〇〇圓(四分の一拂込)
▲株主數 一八名
▲決算期 年一回(三月)

概勢
昭和六年十一月大阪中央卸賣市場開場と同時にあなご立賣人として入場後間、な、同業者、相互に調和し對外的折衝の必要を痛感せらるゝに至り同七年十一月あなご取扱業組合を組織し

たか、時勢の進運に伴ひ將來あなご取引上存したる諸種、宿弊を一掃し統制あり且公明正大なる取引、依り價格決定、公正にし圓滑なる需給の保持を期するため、之を會社組織に變更すべく寄々協議を重ねられ遂に

同十年四月二十七日創立を見るに至つたもので、大阪市の營業許可と同時に業務を開始し爾來業績逐日繁進を見つゝあり、其の社體愈々堅固將來の躍進を期待されてゐる。

重役

- 取締役社長 田邊 忠實
專務取締役 高田伊三郎
同 松井藤三郎
取締役 中川 岩吉
同 泉谷 菊松
同 相田増次郎
同 榑田 芳房
同 小川 滿藏
支配人 眞田 春男

貸借對照表

(昭和十二年三月三十一日現在)

Table with columns for assets and liabilities. Assets include cash, bank deposits, and receivables. Liabilities include capital and loans.

財産目録

(昭和十二年三月三十一日現在)

Table listing various assets such as cash, securities, and equipment.

利益ノ部

Table showing profit components like sales, expenses, and interest.

利益金處分

Table detailing the distribution of profit funds, including dividends and reserves.

賣上成績

Table showing monthly sales volume and amount for the years 1929 and 1930.

大阪市中央卸賣市場

之ヲ處分スルコト左ノ如シ
 一金壹百圓也 法定積立
 一金貳百圓也 別途積立
 一金參百圓也

船舶購入準備積立金
 一金壹百圓也 役員賞與金
 一金壹千壹百五拾七圓拾貳錢也
 後期繰越金

大阪市市場冷蔵株式會社



小林久次郎 社長

▲本 社 大阪市中央卸賣市場内
 ▲設 立 昭和七年四月七日
 ▲資 本 金 二〇〇、〇〇〇圓
 ▲株 主 數 四、〇〇〇株
 ▲決 算 期 年一回(三月)

概勢

大阪市市場冷蔵株式會社は昭和四年一月中央市場開業以前元大阪食料品市場冷蔵利用組合によつて經營されしも中央市場開業まもなく昭和七年三月組合組織を解散すると同時に卸賣會社並に仲買組合關係者を以て株式會社とし、しかして場内市冷蔵庫を借受けこれが倉庫、製氷の業務

一切をなす。年額豫算は保管、製氷共に十萬圓、製氷部はこれを配給、船積、兩部 分割し配給部は陸上配給一切の營業をなし夏期にありてはアイスクリーム製造、場内飲食會社始の一般配給を營む。船積部は市場出入の船舶に氷の供給をなす、昭和七年十一月同部特殊設備として貯氷庫より岸壁に至るコンベ

ヤの完成を見て愈船積配給の迅速を期し居り。現場従業員は製氷、倉庫兩部を通じて六十餘名あり。昭和十年年度の營業成績は冷蔵部にあつては市場集注貨物は逐年増加せるに不拘本期間に於ける貨物出入庫状態は入庫總數量一萬三千六百噸出庫總數量一萬參千八百噸にして前期と大體大差なかりしは冷凍、鮮魚の入庫薄に原因せるものなり、されど、經濟界の大勢 特殊工業營業費の緊縮と利率低下を防止すべき諸般の工作 其 効果顯くために冷蔵部收入の前期に比し減收を見たるものなり。次に製氷部は第四期首に於ける製氷界は比較的順調なりしも仕入、販賣に關し相當考慮を拂ひ營業向上に努めたるも六月雨季不順及び盛夏の天候は不幸最悪

重役

取締役社長 小林久次郎
 取締役 村井 廣吉
 同 久井 友吉
 同 外山 淺吉
 常任監査役 東 羊三
 監査役 永市 壽一
 相談役 杉村 秀松

歴代社長

第一次 櫻井龜次郎
 第二次 小林久次郎

貸借對照表

(昭和十二年三月三十一日現在)
 借 方(資産之部) 三五五七五
 現 金

銀行預金	二〇、二八八・九三
受取手形	三〇〇・〇〇
賣掛金	一、五八六・六六
未收保管料	一〇、二〇三・八四
未収入金	三、七四七・七〇
有價證券	二、〇〇〇・〇〇
設備及什器	四、一七三・三五
立替金	一四、八八五・八八
配給所勘定	一、八四六・九〇
假拂金	三、五九三・七六
保證差入有價證券	一九、八〇〇・〇〇
受託工事未收金	六、五五五・〇〇
未拂込資本	一五、〇〇〇・〇〇
前期繰越缺損金	二、五八七・七一
合 計	二、六、三、五七・七三

大阪中央卸賣市場

當期利益金	五、二五〇・五三
合 計	二、八、六、五七・七三

財産目録 (昭利十二年三月三十一日現在)

銀行預金	二〇、二八八・九三
受取手形	三〇〇・〇〇
賣掛金	一、五八六・六六
未收保管料	一〇、二〇三・八四
未収入金	三、七四七・七〇
有價證券	二、〇〇〇・〇〇
設備及什器	四、一七三・三五
立替金	一四、八八五・八八
配給所勘定	一、八四六・九〇
假拂金	三、五九三・七六
保證差入有價證券	一九、八〇〇・〇〇
受託工事未收金	六、五五五・〇〇
未拂込資本	一五、〇〇〇・〇〇
前期繰越缺損金	二、五八七・七一
合 計	二、六、三、五七・七三

損益計算書 (自昭和十年四月一日至昭和十一年三月三十一日) 収入之部

製氷賣上金	二、三、三、五〇・一八
保管料收入	二、五、〇三三・三三
雜收	四、一三五・二〇
納付金戻入	一、二六〇・八四
合 計	二、六、二、八三三・八五

支出之部

製氷仕入高	九、四七八・四八
使用料	九、四七三・八一
營業費	七、三〇七・〇三
當期利益金	五、二五〇・五三
合 計	二、六、二、八三三・八五

利益金處分

一金五千貳百五拾圓五拾參錢也

大阪市市場運送株式會社



田村 社長

▲本 社 大阪市中央卸賣市場内
 ▲設 立 昭和六年十月三十日
 ▲資 本 金 一〇〇、〇〇〇圓
 ▲株 主 數 二、〇〇〇株
 ▲決 算 期 年一回(四月、十月)

概勢

大阪中央卸賣市場の鐵道運送航

係一切の營業をなす團體として中央市場開業に先立ちこれが機

能の達成に萬全を期するため梅田大阪合同運送株式會社、株式會社丸神運送店、運搬舎等運送關係者及び中央卸賣市場、卸賣會社關係者即ち生魚、青果、海産物、淡水魚貝、乾物及び漬物の各會社關係者に依つて創設せられた。しか、利益配當運送關係者所有株、みよさされる契約、て一般卸賣關係者所有株の配當は第一期(第一期は營業日數一日で無代算)より第六期に至る間一部の株主配當をなしたが配當實數から見れば六分となつてゐる。而して昭和七年十月一日より場内機關甲の運轉の同社經營となりたる關係上多少の經營増加を免れなかつたが、専門業者の運當實數を得堅實、歩調と共に業績亦好調、第八期よりは事實上の一割配當

を斷行し第十期に至りて愈々社礎の堅固不動を築き上げ、對內的刷新、對外的積極的政策等、兩々相俟つて社運の更に隆盛を期しつゝあり。

重役

- 取締役社長 村田 順吉
専務取締役 松村與三郎
常務取締役 竹本 福松
同 村岡 雷三
同 西川元治郎
同 脇本幸三郎
同 長次郎
常任監査役 林 長次郎

組織及職制

運道による各種運送の特種機能發揮せんとして次ぎの如く四部制とし、各部に部長を配置、これが指揮、監督に當たらしめ、専ら運送の特殊性による事務の迅速を計りつゝあり。

- 鮮魚部長 岡田 謙治
海産部長 津田 克己
青果部長 四方 藤二

經理部長 伊藤信太郎
發送部長 戸田 靜三
所屬各部取扱は次ぎの如し
▲鮮魚部 生魚會社
▲海産部 海産物、淡水魚貝、鳥各會社
▲青果部 青果、鶏卵、漬物、乾物、各會社
▲經理部 庶務、會計、一切
▲發送部 貨物發送一切

貨取扱數量

第十期(自昭和十年十一月一日至昭和十一年四月三十一日)ノ貨物取扱數量
發送數量
貸切車 五〇車 四、四五輛
小口 扱四、五九個 一、六八
宅 扱三、〇二個 九一
到着數量
貸切車 三、五九車 二、二四三輛
小口 扱五、〇九五個 一、四、六三〇
宅 扱二、一七二 二、三九
合計 一四、〇九車 七四、〇六七個 一四、〇六輛

貸借對照表

Table with financial data for assets and liabilities as of April 30, 1922. Includes items like 貸切車, 小口, 宅, 合計, 未拂込株金, 什藏物, 貯藏物, 有價證券, 振替貯金, 假拂金.

Table of financial data including 未收店金, 他店貸, 得意先貸, 合計.

財産目録

Table of assets including 未拂込株金, 建物及造作物, 什藏物, 貯藏物, 有價證券, 振替貯金, 假拂金, 未收店金, 他店貸, 得意先貸, 合計.

損益計算書

Table of income and expenses including 收入運賃及諸料金, 收入之部, 合計.

大阪市中央卸賣市場

Table of income and expenses including 收入利息及配當金, 雜收入, 合計.

支出之部

Table of expenses including 支拂運賃及諸料金, 賠償金, 營業費, 交入金, 諸税金, 支拂利息, 雜損, 合計.

利益金處分

Table of profit distribution including 一、參千百參拾圓八拾四錢也, 一、四百八圓四拾壹錢也, 合計.

大阪市市場運送作業株式會社



池田鴻社長

概勢
從來梅田驛を中心とせる鮮魚、鹽干魚類の食料品取扱ひに従事した十八團體を以て一丸として中央市場に入場したので中央市場開場と共にその機能組織の一機關として大阪魚株式會社、大阪海産物株式會社、大阪淡水魚株式會社、大阪生鳥合資會社(現食鳥株式會社)の到着貨物

その汽船積貨物取扱ひを開始し、爾來堅實なる歩調を示し、今や社礎大いに強固となれり。

重役

- 取締役社長 鴻池藤太郎
- 専務取締役 井上 福一
- 取締役 三嶋 義治
- 同 三木 秀次
- 同 川合 熊三
- 同 稻垣 國雄
- 同 吉原喜代助
- 同 小山 熊藏
- 同 曲村 清一
- 同 針木 喜三
- 同 野村 貞一

現場組織

第一部より第五部及び小口部、發送部の七部制により、全従業員百四十餘名をこれに配置、各部長の指揮監督下に取扱の迅速完全を期し居れり、たは本船係の特別部を設け、これを第一番

貸借対照表

(昭和十二年五月三十一日現在)

資本金	100,000.00
法定積立金	1,400.00
諸積立金	2,700.00
別途積立金	1,700.00
預り金	1,198.33
未拂作業金	477.45
前期繰越金	5,721.56
前期利益金	1,091.80
当期利益金	4,823.51
合計	118,113.76
現金	2,853.01
預金	1,350.10
銀行預金	3,353.11
債権	1,700.00
貸付金	87,500.00
保業金	5,000.00
什器	4,864.41
得意先	1,045.00
債権	1,045.00
負債	1,700.00
銀行預金	1,700.00
現金	1,700.00

財産目録

(昭和十一年五月三十一日現在)

合 計 二八、二三・五

大 阪 信 託

「營業案内」贈呈

町後備區東阪大 店本

損益計算書

(自昭和十一年十二月一日 至昭和十二年五月三十一日)

雑収入	4,512.24
雑支出	4,851.83
雑損	339.59
雑益	1,091.80
雑費	1,504.88
雑税	507.79
雑損	80,321.55
雑益	4,823.51
雑費	1,091.80
雑税	2,700.00
雑損	7,631.33
雑益	7,631.33

一金貳千五百拾參圓拾壹錢也
 事務所建物一切及荷車其
 他銷却金
 一金參百圓也 法定積立金
 一金七百圓也 諸銷却積立金
 一金參百圓也 別途積立金
 一金壹千圓也
 株主配當金(但シ壹株ニ

株式會社天下市組



東村社長

- ▲本 社 大阪市中央卸賣市場青果卸賣市場階上
- ▲創 立 昭和九年十一月十四日
- ▲業務開始 昭和九年十二月二十六日
- ▲資本金 一五〇,〇〇〇圓(全額拂込)
- ▲株式數 三,〇〇〇株
- ▲株主數 八名
- ▲決算期 一年一回(十一月)

概勢 天下市組は元天満市場と同じ、その創設は遠く天正十一年豊臣秀吉が居城を大阪の地に定めたる當時に遡り、而して名稱も天下市組は天下一組と稱してゐた

大阪市中央卸賣市場

が、或日はからずも豊太閤市内巡遊に際して天下一の名稱についていたく不審を抱き詰問するところあつたが、當時の責任者は昔から市場の小廻運送機關である旨説明したるため豊太閤は

これを諒としてそのまま公許するところとなつたといはれる、爾來昭和の現代に至る三百年間その名は天下一と稱せられ、東村松造氏の個人經營にて榮へたが先代は中川伊三郎氏であつて東村氏先代より引續きや間もなく昭和四年七月中央市場開設に先立ち天下一組を中心に打本組、木津角江組、朝荒木組、維喉場種田組の各市場専屬小廻運體を一括して天下市組と改稱、而して昭和六年十一月十一日中央市場開設と同時に大阪青果會社並に大阪鶏卵會社、大阪漬物會社及び各仲買組合専屬運送機關として業務開始、その後昭和九年十一月豫て青果會社、仲買組合等の輪旋もあり、加ふるに個人經營による組織を以てしては將來市場運送機能の完きを期

重役

- 取締役社長 東村 松造
- 専務取締役 打本房五郎
- 取締役 木村孫之丞
- 同 小林 熊吉
- 同 松本朝三郎
- 同 村岡政治郎
- 同 常任監査役 角江元次郎
- 同 監査役

八五

同 同 同 同 同 同 同	喜多 丑松
同 同 同 同 同 同 同	濱田 勇藏
同 同 同 同 同 同 同	廣畑 徹男
同 同 同 同 同 同 同	本條 磯吉
同 同 同 同 同 同 同	谷口理三郎
同 同 同 同 同 同 同	日尾 龜吉
同 同 同 同 同 同 同	角江新三郎
同 同 同 同 同 同 同	飯野 豊次
同 同 同 同 同 同 同	中村 末松

貸借対照表

(昭和十一年四月三十日現在)

資 本	100,000.00
退 職 積 立 金	1,100.00
法 定 積 立 金	1,800.00
借 入 金	6,675.00
未 拂 入 金	5,033.88
預 期 繰 越 金	2,933.32
前 期 純 益 金	2,650.82
合 計	131,083.32
未 拂 込 株 金	55,000.00
銀 行 預 金	12,577.55
未 收 入 金	3,323.66

損益計算書

(自昭和十一年十一月一日 至昭和十一年四月三十日)

水 揚 收 入	6,784.87
小 廻 收 入	8,933.80
發 送 收 入	8,290.73
冷 藏 庫 收 入	39.76
諸 車 卸 收 入	633.55
雜 收 入	1,540.21
合 計	23,043.92
營 業 支 出 之 部	15,371.33
店 業 費	15,277.99
差 引	10,600.32
當 期 利 益 金	2,650.82

利益金處分

前期繰越金	5,500
前期利益金	2,650.82
合 計	8,150.82
之ヲ處分スルコト左ノ如シ	
法定積立金	5,000.00
退職積立金	500.00
後期繰越金	700.82
營業權銷却	100.00
什器銷却	300.00
株主配當金	1,550.82
老舖株壹株ニ付五拾錢、拂込	
株壹株ニ付拾貳錢五厘	

大阪海産物運搬株式會社



植村社長

▲本 社 大阪中央卸賣市場内
 ▲設 立 昭和九年六月二十日
 ▲資 本 金 五六、〇〇〇圓
 ▲株 主 數 一二五名
 ▲決 算 期 毎年一回

概 勢
 昭和六年六月元天滿徳永組、廣
 畑組、木津角江組、西海産市場
 專屬、朝、二三番運專屬の各海
 産物取扱仲間を一九として昭
 和六年六月中央卸賣市場開業を目的
 として大阪海産物株式會社專屬
 取扱品の荷揚、小廻り、發送
 運輸事務一切の業務を営むべく
 大阪海産物運搬組合を組織にし

階に事務所を設け營業を爲せし
 が、魚社の賣場事務所新築に
 伴ひ移轉するの已むなきに至
 り依つて同社では市場裏門附近
 に豫め事務所建築中の處最近に
 至り明瞭 誇る建築成り營業歩

高速運搬組合



北畑代表

▲事務所 大阪中央卸賣市場内
 ▲設 立 昭和七年九月三日
 ▲組合員數 自動車部 一一七名(二一八臺)
 リヤカー部 一二五名(三二二臺)

重役

取締役社長 植木梅太良
 取締役副社長 福原佐五郎
 同 坂本 竹吉
 支 配 人 降山 正義

沿 革
 中央市場開場と同時に市場運送
 機關、就中高速運搬業に従事す
 る各種團體はいづれも競つて中
 央市場に地盤を維持するに狂奔
 し、やがて上に輻輳し、これが
 爲 財界一般の不況を深刻なる
 折柄、その經營は困難を來し開
 場頭初市場局が何分の制限を加

大阪市中央卸賣市場

へざりしたため所謂モーター、跋
 扈熾烈なる物品争奪戰 弊害、
 乗込禁止區域の無斷通行等によ
 り事故の發生、延いては物品の
 延着等の弊害頻々として起り、
 高速運搬業者はさながら骨肉
 相食む醜態をも出現、早晚自滅
 を憂慮されるに至つた、市場局
 はこれか無統制なる事實に鑑

組 織

而して大阪中央卸賣市場に於い
 てリヤカー又はトラックの高速
 運搬機關による食糧品の運輸を
 營業とするものを正組合とし、

自家用車を有するものにして買
 積せざるものを準組合員とす
 しかして昭和七年十一月十一日
 以降は同組合員に屬せざるもの
 は場内入場禁止の取締りをなさ
 ら居るがため同組合は鋭意市場
 局の監督と相俟つて内容の充實
 組合員の相互扶助の便を計るべ
 く、近 スタンド置場を設けて
 組合の利潤を計るなど輸送の迅
 速圓滑、運賃の協定、不正競争
 の防止を旨とし、また各地組合
 間の連絡を完全にし、延いては
 同業の福利増進に向ひ努力を拂
 つゝあり、今や管組合も加入す
 べき者ごとく加入し、トラ
 ック百十七人、二百二十八臺、
 リヤカー百二十五名、三百二十
 二臺となり、茲に全く基礎確立
 場外荷締の完全なる統制を計り
 居れり。

尙昭和十年九月中旬青米リヤカ一部中田組、竹内組、阪神組、大タク急配部を合同して合名會社青果合同運搬社設立、益々配給の迅速々期し居れり。

役員

- 代表 北畑 芳藏
同 橋本重太郎
同 花崎 豊
主事 花光 健介

自動車部

青果、富島組自動車部、海産物は木船組、鮮魚は丸超市場トラツクが主としてこれが配給運輸に従事し、その他地方一般にはその他組合員がいづれも合理的に従事し居れり。

理事

- 宮崎 豊
橋本重太郎
北畑 芳藏

現業部組織

現業部は海上、陸上の兩部に分ちいづれも入荷、發送及び配給の三係を置く。海上部は船積による出入貨物の運送配給に従事し四國各港の定期輸送を営む。陸上部は自動車による場内車に場外の運輸一般を取扱ひ外、京阪神各都市々場間の定期輸送を営む。

貸借対照表

Table with columns for assets and liabilities, including items like '借方資産之部' and '貸方負債之部'.

大阪市中央卸賣市場

阪急自動車株式會社

- 井上 佐吉
橋本 茂樹
白馬平太郎

- 評議員
古川千三、井上佐吉、鴻池藤太郎、黒野宇吉、三村龍三、高桑三郎、川岸宗太郎、森本榮太郎、大柳保七、松田伍一

大阪中央合同廻運株式會社



永市市長

重役

- 取締役社長 永市 壽一
專務取締役 高松淺治郎
取締役 藤田 由造
同 松島龜太郎
同 堀田嘉四郎
常任監査役

資本 一〇、〇〇〇圓
株數 二〇〇株(壹株五拾圓)
内(老舖出資) 四〇株
(金銭出資) 一六〇株(全額拂込)

経過

元漬物運送會社(昭和六年十一月設立)解散せし後これが營業一切を引継ぎ漬物會社並に仲買

理事 中田 悦藏
同 湯淺富太郎
同 橋本 茂樹
同 北畑 芳藏
同 竹内 一雅

リヤカー部

- 郎、北浦房吉、荒木萬平

概勢

業務開始以來業績頗る盛進を來ち加ふるに從來又請取度を採りたるが故に社直接荷扱の業務となり、多年の懸案を解決断行するに當り、時宜 適せる概政策は事業遂行の合理化を標榜するものなれば従業員の熟練と相俟ち會社將來の基礎堅實を築けり、これと同時に往來漬物會社卸賣場にあつた本社を現在の場所に移轉し、事務の簡便と對外交渉の完きを期し居れり

前期繰越金

現金 四七七・三〇
貸方(負債之部) 一、六二六・〇三
合計 一、一四八・七三

損益計算書

(自昭和十年十月三十一日)
(至昭和十一年三月三十一日)
營業 損失之部 四、四七九・九四
營業 利益之部 四、三三三・六六
合計 利益之部 三、五〇四・九六

財産目録

(昭和十一年三月三十一日現在)
資産之部 二、〇〇〇・〇〇
負債之部 一、八〇〇・〇〇
合計 二、〇〇〇・〇〇

大阪市場驛



藤原長驛

▲驛本屋
▲鐵道引込線
▲延長
▲機關車
大阪市中央卸賣市場驛門用地 四、二九七平方米
同西成野田驛至大阪市場驛六二五米(五町四十四間)
場内卸賣場外周馬蹄型三、三七五米(三十一町)
市場内ハ蒸氣機關車二輛ヲ常備ス

職制

- 長 藤原長三郎
副長 西田米三郎
助役 丹羽 保徳
同 掛 二名
同 掛 二名

- 轉轍手 四名
連結手 七名
構内助手 一名
荷切看手 一〇名
貨物掛 八名
荷扱手 四名

概勢

中央市場陸上輸送の大半を占むる鐵道便による貨物取扱...

數量は僅に之を凌駕してゐる。昭和八、九、十年の三ヶ年を顧みると八年中の到着二〇一、四九一噸、九年中は二三七、三九八噸、十年度は二六四、五五〇噸で累進的増加の勢を示し、發送に於いても、八年一、一八六噸、九年一、六〇六噸、十年一、五四二噸を取扱ひ、最近一日平均貨車一七〇車、鮮魚三〇噸、代用車四〇車、その他鹽干魚、漬物、乾物等三〇車である。昭和八年十一月市場北接地に青果會社が専用倉庫を建設してより乾門を迂回して運搬するの不便に鑑み會社の希望に基づき、卸賣より倉庫に至る線路踏切を設置すべく本省に許可申請をなし居たる處昭和十一年五月許可近く工事着手の豫定。

貨物運輸營業成績

(大阪市場驛調査) 三ヶ年ノ實績

Table with columns for years (昭和八年, 九年, 十年) and rows for arrival (到着) and departure (發送) quantities.

到着數量(噸)

Table showing arrival quantities for various goods like fish, meat, and other commodities over three years.

通知書枚數(枚)

Table showing the number of notification letters sent over three years.

發送計 昭和八年 九年 十年

一日平均 一八、九七六 三、六五五 三、九七七

到着計 二二、〇七七 二七、九五九 一四、八三三

一日平均 三、三〇七 三、七六八 一、四四五

收入金額(圓)

Table showing revenue amounts for various categories like fish, meat, and other goods.

使用車數(車)

Table showing the number of vehicles used for transport over three years.

到着車數

Table showing the number of arriving vehicles for various goods like fish, meat, and other commodities.



柴田組長

附屬

▲事務所 大阪市中卸賣市場附屬賣店松ノ棟階上

商組合

大阪市中卸賣市場附屬賣店松ノ棟階上 昭和六年十二月十五日 一八一名

概勢

大阪中央市場開場と同時に場内附屬營業人(運送運搬業者を除く)を以て組織され組合員相互の親睦機關として該營業人の信用向上を圖つたが昭和八年十一月從來の附屬賣店聯合會を現名稱に變更す。その間にありて組合では納付組合を組織するなど使用料の完納に努める一方對外的場外取引に専念しつゝある。

役員

Table listing the names and positions of the market association's officers.

營業種目

場内營業者業種は次の如きである。蒲鉾、雜貨其他飲食、鶏卵、佃煮、諸鳥、折函、菓子、湯葉揚物、麩、豆類、菊蕪、庖丁金物、牛豚肉、煙草、食料菜、竹籠、帳簿紙類、皮ゴム靴、メリケン粉、砂糖、花カツヲ、鰻、荒物、生花、厚焼、陶器、漆器、味噌、漬物、藥局、合羽傘、防水布、自轉車、鞆袋物、冷蔵豆腐、菓子料理用品、度量衡器、牛乳、紙袋包裝用品、箱、セイロ、竹

大阪市中央卸賣市場

皮、天婦羅、川魚加工、時計店
なほ會社組織並に組合團體のもの
に次の如きものがある。

- (カツコ内ハ營業品目、數字ハ賣場數)
- 大阪市中央卸賣市場飲食業株式會社(飲食店十七)
- 大阪中央食品株式會社(函弱、紫蘇、漬豆類四)
- 大阪加工昆布株式會社(昆布四)
- 大阪味噌製造業組合販賣所(鹽味噌二)
- 大阪麹製造株式會社(函弱、ぜんまい一)
- 合資會社長崎龜喜(料理用組香蒲餅、菓子二)
- 株式會社大阪中央市場植木市場(植木、盆栽、金魚一)
- 大阪園藝市場(花卉、球根、種子及園藝品一)
- 合資會社マルニ商店(鶏卵一)
- 合資會社前海與吉(佃煮一)
- 朝日合名會社(蒲鉾一)
- 大阪竹籠會社(籠類三)
- 日の丸穀粉株式會社(穀粉一)

いなりあげ株式會社(冷蔵豆腐一)

大阪削節製造販賣組合(花かつを節一)

大阪牛肉合資會社(牛豚一)

高崎保合資會社(函弱、揚一)

泉崎合名會社(和洋酒、醬油一)

橋本合名會社(砂糖一)

合名會社豆淺商店(菓子、煮豆一)

マルウ佃煮合資會社(佃煮一)

棍合名會社(折箱一)

東出合資會社(蒲鉾一)

合名會社五ッ屋商店(砂糖飴一)

大阪中央市場飲食業株式會社



長社口野

▲本立 大阪中央卸賣市場内
▲設 昭和六年三月三十日
▲資本金 七五、〇〇〇圓
▲株主數 三、七五〇株(壹株貳拾圓)
▲決算期 年二回(五月、十一月)
▲株式増減 昭和八年七月二十八日

概勢
大阪中央市場飲食業株式會社は元天滿、木津難波、朝、難波の各市場に於いて營業を續け來りし飲食業者總てを網羅してな中央市場内に於いて飲食業を營む團體である。場内各卸賣場併賣店舖、附屬賣店を通じ十八

店舖をまた附屬賣店二階に大食堂、本館地下室に各食堂を有し昭和八年二月十一日中央クラブ社交室に食堂、新設經營するに至りその外場外十五賣場三十六店舖を有し何れも委任經營をなし會社は賣上高に對し一割二歩を徴せり、従業員二百名あり

重役

- 取締役社長 野口幸二郎
- 専務取締役 増田 雄亮
- 常務取締役 川浦 政吉
- 取締役 久世 寅吉
- 同 廣田 三八
- 監査役 加藤 友藏

賣場

- 同 石井龜太郎
- 同 中道 市松
- 相談 赤澤 進
- 支配 加澤 茂數
- 同 梅棟第十一號
- 第一號賣場 梅棟第十一號
- 第二號賣場 梅棟第十二號
- 第三號賣場 梅棟第三十五號
- 同 梅棟 三十六號
- 第四號賣場 松棟 第八號
- 第五號賣場 松棟第二十一號
- 第六號賣場 松棟第二十二號
- 第七號賣場 雪棟 荷集所東
- 第八號賣場 同
- 第九號賣場 雪棟 荷集所西端
- 同 同
- 第十號賣場 月棟 荷集所西端
- 同 同
- 第十一號賣場 花棟 荷集所西端
- 第十二號賣場 海棟 荷集所東端
- 同 同
- 第十三號賣場 河棟 荷集所東端

大阪市中央卸賣市場

- 同 第十四號賣場 第十一號使所横
- 同 第十五號賣場 櫻棟三階食堂和食
- 同 洋食
- 同 酒場
- 同 鮮部喫茶部
- 同 本館地下 食堂
- 同 梅棟 第三號

株式會社大阪味噌製造業組合販賣所

▲設立 昭和六年二月六日
▲資本金 五〇、〇〇〇圓
(四分ノ一拂込)
▲株主數 一、〇〇〇株
▲株主數 三八名
▲決算期 年二回(四月、十月)

概勢
昭和六年二月大阪味噌製造業組合員中、傳統的觀念に捉われ、中央市場に於ける各代味噌の販賣を忌避する兩三名を除き三十名の同業相計つて中央市場附屬營業人認可の個人入場の弊害を慮り茲に會社組織による經營

の合理を計劃して株式會社大阪味噌製造業組合販賣所を設立した。

しかし、現在場内に二店舖を有し、専ら株主の所有商品の販賣に努め、大阪市内の味噌標準相場の確立を標榜し、十月十一日營業開始以來日増しに一般買

重役

- 取締役社長 肥塚 市良
- 取締役 梶川己之助
- 同 池内宇之介
- 同 金澤末太郎
- 同 俣野榮次郎
- 同 北村松太郎
- 同 北秋藤兵衛
- 同 村上 豐爾

大阪加工昆布株式會社



長社田安

▲本 社 大阪西區靛中通三丁目
 ▲設 立 昭和六年七月二十日
 ▲資 本 金 二〇、〇〇〇圓(全額拂込)
 ▲株 主 數 一、〇〇〇株(壹株貳拾圓)
 ▲決 算 期 年二回(五月、十一月)

賣場職制

同 岩田千治郎
 同 小堀 金藏
 同 相 談 役 井上伊太郎
 第一賣場主任 西村佐太郎

九六
 第二賣場主任 糟谷彦太郎
 第三賣場主任 寺澤千馬一
 第四賣場主任 廣瀨與三郎
 第五賣場主任 井上 太郎
 (店員)

概 勢

大阪中央市場附屬營業人として
 收容するべき昆布取扱業者中
 には従来の慣習等よりして個人
 經營を持続するには多大の打撃
 を与けるもの多數を算するを憂
 慮されるに鑑み、これら同業者
 共謀り中央卸賣市場本來の使命
 達成のため將た又同業者相互の
 福利増進、權益擁護のために共
 同經營による營業の合理化を計
 らんとして茲に大阪昆布株式會
 社を創設したものである。而し
 て場内に第一、第二、第三、第

重 役

取締役社長 安田常次郎
 專務取締役 傳賢 岩吉
 取 締 役 小堀 又七
 同 寺澤千馬一
 同 入江武治郎
 同 西村佐太郎
 同 糟谷彦太郎
 監 查 役 外村榮次郎

重 役

取締役社長 永市 壽一
 專務取締役 高松淺次郎
 取 締 役 渡邊覺太郎
 同 米田 彦一
 監 查 役 辻 義一

概 勢

漬物業界の進展に伴なひ容器の
 改良、業界擧げての痛害する
 こととなり、空桶業者自らも亦

大阪空樽株式會社



務專松高

▲設 立 昭和十一年二月二十六日
 ▲資 本 金 三〇、〇〇〇圓
 ▲株 主 數 六〇〇(全額拂込)
 ▲決 算 期 年一回(二月)
 ▲株 券 書 換 料 一枚貳付貳拾錢

九七
 時代 趨勢に鑑み漬物業界の歩
 みに併行せんとするの氣運漸
 濃厚となりつゝある折柄、從來
 大阪漬物業株式會社空樽委任經營
 者たりし高松氏等共謀り、空樽
 業界を漬物業界に併行せしめ完
 全なる業界の一員たらんには株
 式會社を設立し、之に依つて舊
 習を打破し統制市場に迎台せる

取締役を爲すより他に途なしとし
 て株式會社を設立し、大阪市
 中央卸賣市場附屬營業人としての
 業務許可を受け、昭和十一年三
 月一日より業務改革の第一歩を
 踏、出せるものなり、もとより
 空桶規格の統一を目標に信州鹽
 尻工場に於いて新桶をも製造し
 反面生産助成の意味から大阪漬
 物業株式會社並に大阪各縣販賣
 場所と緊密なる運携を保ち大い
 に便宜を圖り、發送には市場購
 引に併行せる倉庫より直ちに貨車
 積つたし、引取貨銀の負擔と
 品傷みの絶無を期し迅速なる配
 給を行ひつゝあり。

切を處理し、新計費並に改革案
 等は兩部の合議に依り重役會に
 諮問する事とせり。

庶務部長 高井 克之
 營業部長 大槻 博章
 製樽工場長 飯口 庄吉
 而して新桶工場は信州地方の需
 要旺盛に鑑み輸送費の負擔を輕
 減せしめる爲め長野縣東筑摩郡

大阪中央食品株式會社

▲設 立 昭和六年五月
 ▲資 本 金 五〇、〇〇〇圓(壹株五拾圓)
 ▲株 主 數 一三名
 ▲決 算 期 年二回(五月、十一月)
 營業をなす。

取扱高

取扱高は新桶の製造を五萬樽
 一般樽を十五萬樽として着々こ
 の數字に接近せしめつゝあり將
 來の目標は年五十萬樽とす。

取扱品目

取扱品目はゼンマイ、豆類、
 雜穀の加工品一切並にコンニヤ
 クの製造販賣、酒粕等であつて
 就中ゼンマイ加工は消費者直接
 供給による理想的食料品供給の
 實を擧げつゝある。

重 役

取締役社長 吉井藤次郎
 專務取締役 海野 喜一
 取 締 役 瀬尾 清吉
 同 石塚 與一
 監 查 役 石塚 與吉

株式會社中央植木市場



長社藤加

▲本 社 大阪市中央卸賣市場内
 ▲設 立 昭和九年四月二十日
 ▲資 本 金 一〇、〇〇〇圓
 ▲株 主 數 二二名
 ▲決 算 期 年二回(二月、八月)

職 制

庶務、營業の兩部に分ち庶務部
 は庶務、會計事務、營業部は販
 賣、購買並に製造工場事務の一

大阪市中央卸賣市場

概勢

青果仲買業者の補助機関として昭和七年六月市當局の認可の下に有志相寄り場内に植木草花等の販賣を目的に植木市立販賣所を設け組合員の生活擁護を努めて来たが昭和九年組織を變更株式會社とし金魚の追加販賣を開始すると共に場内本館前に常設陳列即賣所を設け市立の有無に拘らず毎日朝六時から夕刻まで臨時販賣す。

重役

取締役社長 加藤銀三郎
取締役 足利恒次郎
同 松本朝三郎
同 竹中 助三
同 米田 種藏
同 宮澤 信
同 三木 孝治
相談役 三木 孝治

販賣方法

毎月三、六、九、日總計九回の市立日を定め午前、午後、に亘り總ての人々の購参加により販賣す。

大阪漁業

空箱商組合

▲事務所 大阪市中央卸賣市場内
▲設立 昭和七年五月七日
▲認可 同八年一月十一日
▲代表者 宮本末三郎
▲組合員 三十名

概勢

大阪中央卸賣市場に於ける漁業用空箱を取扱ふ業者を以て組織され、昭和八年一月十一日附正式に附屬營業人として認可されたものである。

現在代表者宮本末三郎氏以下七

諸味噌漬物 製造卸

味 噌 漬 物
ミサウ
大阪中央卸賣市場
船場橋北詰角
大 宇佐美商店
電話福島一〇二番

名の責任下に組合員相互の合理的經營に依り場内の空箱販賣の

鮪同志會

概勢

大阪生魚卸賣商組合會員中の鮪取扱専門業者を以て組織され、會員の相互利益を圖る一方金融部を設置するなどでその活動は目覺しきものあり。

役員

理事長 金谷晋太郎
常任理事 伊賀井清市
會計理事 渡邊 岩龜
同 島田專二郎
同 多胡 利一
同 西川博太郎
同 高橋勝次郎
同 高松源三郎
同 旭 榮次郎
同 豐島孝太郎
相談役 豐島孝太郎

大阪市場驛(西線成)

鐵道省 指定運送取扱人
大阪市

大阪市中央卸賣市場

通 大阪市場運送株式會社

計 交計契約店 (T) 交計契約店 (通) 國際通運代理店

代表電話(一七六一番場 内自六七〇番 福島 二七七一番 當社専用)至六七六番
電略(一ウ)又ハ(一ウ)振替口座大阪三四二九八番

大阪市中央卸賣市場

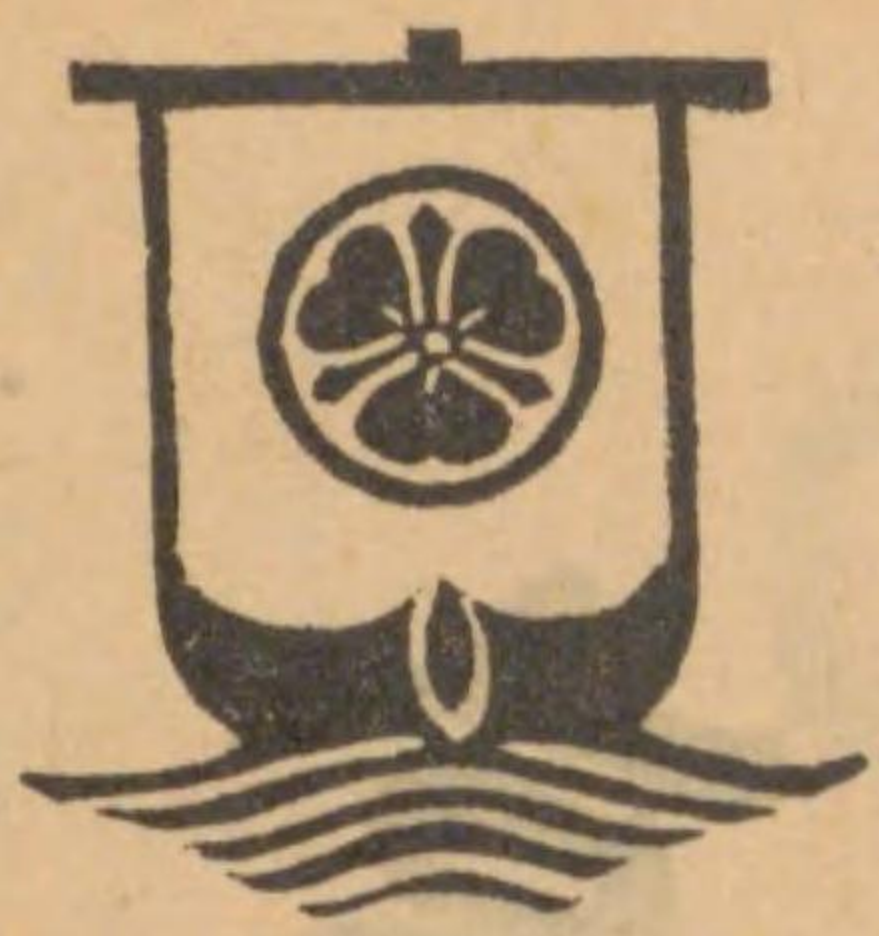


大阪市場運送作業株式會社

電話代表福島一七六一・一七七二番
場內專用 三三五七・二八一番

取締役社長	鴻池藤太郎	取締役	稻垣國雄
專務取締役	井上福一	同	吉原喜代助
取締役	三鴨義治	監查役	小山熊藏
同	三木孝次	同	曲村清一
同	川合熊三	同	針木喜三

大阪市中央卸賣市場



木船組自動車運輸部

代表者 北畑芳藏

電話福島一七六一・一七七二番
場內 五九七・五六一番

大阪市中央卸賣市場

高速運搬組合

電話福島一七六一・一七七二番
場內專用 五六一番

大阪市中央卸賣市場

富島組自動車部

電話福島代
場內表一七七二番
六八九番

大阪市中央卸賣市場

株式會社天下市組

電話福島自一七三一至一七七二番
場內三三八・三三九番

(廣告)

大阪市中央卸賣市場

鮮魚運搬株式會社

電話福島 一七六一・一七七一番
場內電話 三五五・三五六・三五七番

一〇四

大阪市中央卸賣市場

大阪海產物運搬株式會社

電話福島 一七六一番
場內特設 一七七一番
六五四番

阿波共同汽船株式會社
大阪發動汽船株式會社
共正海運株式會社

大阪中央卸賣市場
大阪味噌株式會社

荷扱所 專 屬



大阪中央合同廻運株式會社

迅速で丁寧な

運送配給

海上汽船部
電話福島自一七五〇番至一七七二番
場內專用 五九五番 六二六番
陸 自動車部 電話場內專用 五九五番

◎輸送は迅速 ◎価格は均衡 ◎品傷が絶無 ◎商品は優良

大阪市中央卸賣市場内



大阪空樽株式會社

各國縣農會
全國購販聯合會
大阪漬物株式會社 指定

電話福島 ④自一七五〇番至一七七二番
場內專用 六二六番 五九五番
振替口座 大阪九〇二二三六番

(廣告)

一〇五

買出人團體

大阪市中央卸賣市場

買出人組合聯合會

- ▲本部 大阪青果小賣商組合
- ▲設立 昭和七年四月四日
- ▲職員 三團體

概勢

大阪市中央卸賣市場の場を機として市場を中心とする生鮮食料品の配給機能 完きを期すべくその使命達成のため小賣商組合乃至買出人團體を以て組織し、現在構成員は大阪鮮魚買出人組合、大阪青果小賣商組合、大阪海産物小賣商組合の三團體とす。

而して利害共通の諸問題に關し加盟團體一致し對外的に善處し以て市場本來の精神發揮に努むるものである。偶々中央市場内の仲買業者間に於いて小賣行爲を起るため紛糾が絶えなかつた、これがため昭和九年五月、中川富三郎氏の調停斡旋により小賣聯合會は、中委員以下理事多數出席の下に協同聯合會長尾崎徳太郎氏と會見の結果、道徳上仲買は小賣の權益を侵害する行爲を禁止する事右條件は建築物を汚損せぬ程度、機具を用ひ揭示する事及び揭示板は定められたもの、外從來各自に於いて

役員

- 會長 大澤 鼎三
- 副會長 大夜 庄吉
- 同 上畑伊三郎
- 同 田村龍之助
- 同 谷輪孫次郎
- 同 大本清太郎
- 同 脇田吉之助
- 同 西川光太郎
- 會計 西川光太郎
- 常議員 中川半之助

(鮮魚)

- 中川富三郎
- 前田 博造
- 大村宗五郎
- 井川 豊吉
- 宮崎 藤吉
- 西川光太郎
- 牧野五兵衛
- 井村 格二
- 田積辰次郎
- 田淵甚三郎
- 上山永次郎
- 荒木 定吉
- 平田芳太郎
- 太田善之助
- 山口 宗吉
- 松下長次郎
- 小林伊一郎
- 津田好太郎
- 安井長二郎
- 千馬 精一
- 木村勇次郎
- 三村久次郎
- 佐藤源三郎
- 萩原 利一
- 三宅金十郎

(海産)

- 同 新 榮次郎
- 同 辻村 才助
- 同 藤田 岩吉

大阪鮮魚買出人組合

- ▲事務所 大阪市中央卸賣市場内
- ▲設立 昭和四年九月十一日
- ▲組合員數 一、五〇〇名
- ▲支部數 一七



荒木組長

- 同 藤田 長三
- 同 島田 市三
- 同 岩井米次郎
- 同 安松谷勇造

沿革

昭和四年八月中央卸賣市場開場の機運漸 熟した折柄、全市公設市場に營業を移けた生魚商を以て成る大阪生魚商組合が組合長荒木定吉、會計平田芳太郎、氏を中心として組合員一致團結市場開場後に於ける場内車道並に荷集所の管理權獲得を目的として又市場收容問題に關心を有し奔走する等運動を開始し、

大阪市中央卸賣市場

組合員に加へて公、私設市場並に、全市に散在する生魚買出人を糾合し、同年九月三百餘名の同業相集まり創立總會を開き、た、これ即ち買出人組合を胚胎した。

概勢

昭和六年十一月大阪中央市場開場すると同時に愈々本格的事業の統制を企圖し、組合員各自の向上發展を期すると共に相互の

權益擁護に努め来たに於て、市當局よりの場内南第二車道、山、川、海荷集所、管理の認可を得て、之が事業を續けて現在に及ぶこの間、昭和七年度、西區支部を初め大阪市各區、直り十支部の設置を見、任吉支部を増設本支部間の連絡、努める一方組合内部の充實を計り居る。た、ま、生魚卸商組合と本組合との間に於いて永年競争中の取引改善並に奨励金問題が俄に擡頭する所となり、昭和八年に入り兩組合間の空氣は俄然険化する所となつたが、その間關係有力者の斡旋に依つて信用組合設置等の要項を圓滿解決する所となつた。右決定要項に依り昭和十一年九月七日より信用組合の代行機關として大阪鮮魚買出人金融組合の設立に依りて同月三十

役員

- 顧問 小谷 勝重
- 同 西村宇之助
- 同 吉川 龍藏
- 相談役 山口 宗吉

部の難参川證は青果會社に保管を委任するといふ條件の下に會社側はこれに對して年額五千圓の助成金を小賣商組合に提出することに協定なつた、尙同組合は青果卸商組合より現在組合員個々に對し二歩の歩戻を受けてゐたが(獎勵券發行)これは結局その結果に於いて期待し得るだけの効果を認められず、依つて組合そのものに對し獎勵金として二歩の交付方を交渉中であり、其の他諸種の新事業の計畫も進めてゐる、又同組合は場内車置場並に荷集所管理者として附屬營業の認可を受け居り

役員

組合長 昌中半之助
副組合長 井川 豊吉
大村宗五郎
大本清太郎

評議員

中谷 善七 山野宗次郎
原田 和助 田淵基三郎
石原 健治 小野 太郎
片山久三郎 吉住 惣吉
垂水幸次郎 秋本 末吉
福井 榮次 大川 眞造
野田 實 花田 寅吉
松村 清 吉井 芳松
芦田 寅幸 山崎與一郎
田原 仁一 三宅 眞次
本田 松治 山本 政治
平田 勝造 榎木 包次
山本 一雄 古川 永吉
安藤桑次郎 西川光太郎
橋本 友吉 角川善太郎

支部並支部長

沖田 毅 永井 郁二
西田庄太郎 山口 幸作
坂本 信一 奥谷 喜好
木美徳之助 松本 勝次
松山善三郎 田中松之助
村岡 金藏 谷野 禎藏
淺田 宇一 神谷市太郎
但馬 祐貞 小山龍太郎
岩本 力 松下豊次郎
井上亥一郎 津田儀三郎
細原豊三郎 池出長次郎
高田 武三 一松 定吉
顧問 蒲田 利郎
同 有山福重郎
同 中谷 虎司
同 吉川 瀧藏
同 中川富三郎
同 前田 博造
相談役 前田 博造
書記 祐影清二郎

概勢

青果小賣商組合の金融機關として有限責任である、出資金は一

信用購買組合

事務所 大阪市中央卸賣市場青果小賣商組合内
▲設立 昭和六年七月二十一日
▲組合員數 百四十名

口五十圓、第一回拂込十圓以後は剩餘金より拂込に充つるもの、外毎月五圓を拂込す、而して貸付金並に貯金の利率は、貸付金については一割以下貯金については年六分以下と定む。

役員

組合理事長 中川富三郎
常務理事 片山久三郎
理事 昌中半之助
同 大本清太郎
同 前田 博造
同 井川 豊吉
同 中谷 善七
同 大村宗五郎
同 脇田吉之助
同 小野 太郎

大阪海産物小賣商組合

▲事務所 大阪市中央卸賣市場内
▲設立 昭和七年三月二十一日
▲組合員 二〇〇名



新組合長

全大阪市内外設市場干魚商團體の公友會を主體としてこれが會員百餘名は中央市場開場後全市同業者の團結を旨とし昭和八年一月二十五日本部創立總會を開催して結成さる、同年二月十二日場内に事務所を設置して

大阪市中央卸賣市場

進し一致協力業界に飛躍を試みつゝあり、尙同組合は場内車置場管理者として附屬營業人の認可を受く。

役員

相談役 廣芝 捨吉
同 吉田菊次郎
同 新 榮次郎
同 田村龍之助
同 辻村 才助
同 谷輪孫次郎

大阪食料品小賣商組合協友會

▲本部 大阪市中央卸賣市場内
▲設立 昭和三年四月一日
▲組合員數 一、二〇〇名
▲支部數 十三



川谷會長

大阪全市の生魚、青果、乾物、鹽干魚の小賣商人よりなる青果協友會は先づ昭和三年十二月に西淀川區支部を設け、翌四年に

は此花港北西東成東淀川、東の各支部を結成、同年に天王寺支部を増設し、爾來組合員の物品購入相互信用向上生活擁護等に努め、同年十一月

大阪市中央卸賣市場

中央卸賣市場の開場と、もに場内に出張事務所を設け、場内兩車庫の管理事業を初め、越えて七年度に再び浪速區、南區兩支部の増設を見、同時に組合名を大阪食品小賣商組合協友會と改稱、また最近財界の不況深刻なる折柄金融機關「信用講」の確立を以て組合員相互扶助の目的達成に努めつゝある、昭和八年一月大阪市場に伴ひ大正區支部を増設、更に天満給市場に於いて支部員三百余名を擁する獨立支部の設置を見、この時また場内車庫場管理者として附屬營業の認可を受く。昭和十年に入り偶々半島同胞業者が躍進し、これが特殊支部の設立を見たが間もなく警察當局の勸告に基づき遂に解散の己むなきに至つた。

役員

會長 谷川 清治
副會長 下戸 壯夫
理事長 高尾 陽一
常任理事 坂根 健藏
同 戸田 時雄
同 白崎 勇
同 北郷 正三
顧問 淺利弘次郎
同 北田 伊一
同 足立 金治
同 宇佐美政重

評議員

池田清三郎 水尾 保政
土肥 雪藏 佐々木長太郎
岡本半兵衛 坂口 重吉
八木 忠藏 平尾 那一
桑原 常助 元宗丈太郎
藤原 勤 小菅欽之助
中村 榮藏 戸村 忠藏
吉田 藤八 田坂 道雄

支部並支部長

此花區 池田清三郎
西淀川區 坂口 重吉

銀行

港區 佐々木長太郎
西區 戸村 忠藏
南區 田坂 道雄
東區 傳法松三郎
東淀川區 平尾 那一
北區 戸田 時雄
大正區 桑原 常助
天王寺區 木村辰次郎
住吉區 田中 寅藏
浪速區 河留 鹿藏
天區 上田憲次郎

三和銀行

支店長 藤岡 定雄
代理 松永義三郎
同 鈴木壽太郎

野村銀行

支店長 蘆田 潔
代理 山本 寛

住友銀行

支店長 矢部愛之助
代理 倉本 佐吉
同 中村 光次

計量自治會

▲設立 昭和八年二月
▲設立目的 度量衡肅正改良
▲會員數 七百三十名
▲組織 準則組合
▲代表者 吉田榮次郎
▲計量士 弓削仁正

概勢

昭和八年二月本會設立を見

章和會

▲設立 昭和七年一月
▲會員數 二七名

概勢

大阪中央卸賣市場開場間もなく本場 天満、木津、タコ専門業者有志相寄り同業、發展向上と相睦協働機關として昭和七年一月結成されたもの、毎年四月定期總會を開催す、而して役員任期を二ヶ年とし専ら事業發展に指針的努力をなすべしとありその足跡にも亦見るべきもの多し

郵便局

中央市場分室

主任 主事 中島 壽

概勢

同九年大阪府知事より第一種取締免許の特典を受けたり。同會は中央市場内に度量衡器、計量器の使用を以て組織し、本市場の取引の正確信用の増進に努む。

大阪中央卸賣市場は昭和七年八月

一二三

一二三

職制

理事長 鈴木松次郎
會計兼理事 松本 清吉
同 理事 尾崎宗兵衛
同 尾崎 龜喜

蒲鉾製販會

▲設立 昭和十一年五月
▲會員數 一八名

概勢

大阪中央市場内蒲鉾製造並販賣業者(附屬營業人)間で一般蒲鉾業者が製造用原料下げのため危険性の多い原料を使用し防腐劑を混入する等一般消費者が安心して購入出来ないといふ遺憾なる實情に鑑みる所あり市場内同業者を打つて一丸とし原料の精選共同購入衛生設備等の充實を期する爲の機關として生れたもので安全、美味、安價を誇る蒲鉾を製造販賣し以て業務の發展向上を期し一面同業者間の親睦を圖るものである。

役員

會長 岩口美三郎
會計 入江松次郎
同 幹事 西上房次郎
同 吉川 勝三
同 高濱 豊吉
同 大熊 平八

有限責任 靴信用購買利用組合

昭和五年二月五日
大阪市中央卸賣市場内
▲設立
▲事務所
▲組合員

概勢

大阪靴物産物組合員の有志により産業、又は經濟の發達に必要なる資金の貸付及び貯金の便宜を得せしむる目的を以て組織す。昭和十年度内に於ける新加入者五名にして此の口數百四口あり、同年末現在組合員數百五十五名にして口數三千五十二口拂込た。出資金は十二萬二千五百二十一圓也。尙本組合の事業は購買及び利用組合として事業は未だ開始するに至らず、信用組合事業の組合員の利用を得て昭和十年度内總取扱高は金九百一萬一千百三十四圓六十一錢

財産目録

(昭和十年度末現在)

資産之部	二九、〇九四〇〇
拂込未済出資金	一八、三三〇七六
貸出金	一六、五八〇六三
預金	一〇〇、〇〇〇〇〇
有價證券	一、九八、八九九
信用組合聯合會出資金	四、〇四六、八九
備品	三〇〇、〇〇〇
現金	二、〇〇〇、一六六
負債之部	五、六、四〇〇、四三三
貯金	一〇、一三五、四三三
	八、三二九、〇七〇
	六、三三六、三六〇

役員

未拂利息 二、五九〇・二四
給付備金 二、九三〇・〇八
未経過金利息 一、二九〇・〇二
合計 三、三三〇、〇四八
差引純財産金拾六萬參千貳百五圓五拾八錢也

中央俱樂部

▲事務所 大阪市中央卸賣市場本館五階俱樂部
▲設立 昭和八年二月十日
▲會員數 百七十八名

概勢

大阪中央卸賣市場に關係ある者

を以て組織せる社交機關にして會員相互の智識を交換し親睦を計り以て市場發達に資する所多し、其の面積二百二十九平方メートルにして社交室、撞球室、別室、麻雀室、食室の各室を有し圖書、圖書、圖書、圖書の設備ありて中央市場唯一の社交俱樂部なり昭和八年二月十一日に創設され會員(特別會員を含む)常に百七十八名内かたるも、一ヶ年平均二萬五千人以上の來館者ありて之が利用益を増加し、又その事業には一ヶ年二十數回の見學講演、座談等を開催し以て俱樂部本來の使命達成に進みつつあり。

代表理事 小栗與三郎
理事 井上伊太郎
理事 昌中半之助
理事 尾崎徳太郎

中央罐詰

競賣會

▲事務所 大阪市中央卸賣市場大阪乾物株式會社内
▲設立 昭和十年十月一日
▲定例日 八月、二十三日
▲會員數 六十五名
相談役 祭原 商店
野田喜商店
刀福 商店
豐國 商店
安原 商店
松川 常吉
茂 松次郎
山路 幸七

大阪乾物商 同業組合

▲事務所 北區菅原町三六
▲組合員數 二一六名

役員

組合長 島田由兵衛
副組合長 和田 常七
青地 泰三
評議員 茂 松次郎
同 松川 常吉
同 大原 商店
同 今中源之助
同 伏本政之助
同 吉岡 友吉

概要

罐詰業界の將來を考慮し需用増加と販路の大伸張を期し大阪乾物株式會社が札元となりその責任下に誠實公平最低下の薄利を

高速冷蔵

汽船株式會社

▲本社 大阪市中央卸賣市場北八間道路
▲戸畑營業所 福岡縣戸畑市 汐井崎町

同 織田 金吉
同 加藤徳次郎
同 吉井藤次郎
同 竹本 福松
同 永市 壽一
同 村岡政次郎
同 村井 廣吉
同 村田 順吉
同 布施 政治
同 小林 熊吉
同 鷺池平九郎
同 杉村 秀松
同 柏原 好郎
同 佐野 俊一
同 白石 信義
同 檜山 哲三
同 廣畑 徹男
同 小笠原龍哉
同 橋本 馬吉

重役

▲設立 昭和六年三月
▲公稱資本金 貳拾萬圓(全額拂込)
▲株數 四千株(壹株五拾圓)
▲株主數 九名
▲決算期 年二回(五月、十一月)

概勢

戸畑より大阪中央市場岸壁へを標榜し共同漁業を始め各方面の漁獲物一手販賣會社たる日本水産株式會社の專屬として之が鮮魚其の他の急速輸送の營業をなし高速貨物船に依る鮮魚輸

大阪市中央卸賣市場

第七分團 小西正二郎
第八分團 福田 清治
第十分團 平塚梅太郎
▲班長 第一大原留太郎、第二木島順太郎、第三垣内庸男、第四宮本三郎、第五岡村文三郎、第六河合辰男、第七高田辰藏、第八美濃武三郎、第九上田太一、第十加藤賢一郎

青年團

▲事務所 大阪市中央卸賣市場内
▲設立 昭和十年三月二十日
▲團員數 五〇六名

概勢

さきに海産物店員組合は市場開設以來従業員の自發的親睦團體として實を致し來つたが、たまた昭和十年三月二十日従來の店員組合を主體にし青年團の結

成以來は益々この機能を發揮し業界の進展に資する折多し。習育體育、德育等あらゆる方面に目覺しい活躍を見せつゝあり。

役員

團長 村井 廣吉
副團長 杉村 藤一
同 長尾 寛一
同 蒲生 榮次
同 山内 勝市

會計 監督 川中房太郎
同 柴田末次郎
同 中西彦太郎
同 吉田菊三郎
同 横井 直義
同 田中 政一
同 海産物卸賣組合役員
同 榎山哲三、藤本傳三郎、廣瀬文治、寺村義夫、吉村源信、大鏡重次郎、西尾武雄、

熊本正夫、荒木和三郎、北神彌一郎、中澤善三
分團長 班長
第一 新宮 和一 上原利三郎
第二 安永 敏男 廣瀬 甚吾
第三 古山秀三郎 森 正次郎
第四 井上 明 駒 良平
第五 森口 文一 梅澤志馬雄
第六 瀨尾 治 平井 一男

大阪南市場

青果立賣組合

大阪市浪速區木津市場

大阪木津市場

沿革

大阪中央卸賣市場の開設を巡り木津、難波市場業者から獨立分市場を設けよとの烽火が擧げられたが、當時の調査委員の相容るゝところとならなかつた。これがために木津難波業者間にあつては飽きりこれが目的貫徹を期して止まず、昭和二年二月遂に木津難波市場聯合會では委員を選び東上し請願運動のトップを切るゝところとなつた。然るにこの後の運動は不幸にして一時頓挫の形にあつたが昭和四年四月大阪食料品聯合會復舊問題にからみ突如木津難波青果共同組合の分裂騒ぎが起り、脱退派は新に新組合共設會を組織し大阪中央市場 收容を拒否する臍を固めると同時に、木津市場の存置運動に邁進することとなつた。當時の主唱者は主として青果業者であつた。これと同時に一方地主、家主側では昭和五年三月十八日土地の有力者生魚、鹽干魚その附屬商を纏羅して木津難波市場發展期成會を組織し積極的に木津市場の存置の運動に乗出すに至つた。

南市場聯合會 併し存置運動は捗ましくなかつたので業者側と有志よりなる期成會が共同戦線を張り、昭和六年四月

大阪市中央卸賣市場

木津難波市場の生魚、青果、鹽干魚の三業にそれに附屬商等の約六百餘名が加はり、大阪南市場聯合會を設け置ることとなつた。その間これが解決の關係主務省に請願の如きその間二十數回に亘つてゐる、市場の存置？さなくば死か？といふスローガンを掲げて猛怒なる運動が續けられたのは丁度この時である。これが爲め一時は中央卸賣市場收容は頓挫した如く將た又市場開場は甚だしく阻害されたかゝり如き感があつた。

然るに偶々これが運動を擁護すべく市場に直接、間接古き關係を有する酒梅組故郷梅吉氏が起つところとなり、昭和六年十月十二日に至つて、當時の大阪府知事、元内閣書記官長柴田善三郎氏にトリ最後の解決案が擧げられるに及んだ。即ち同日午前十時知事館に代表者二十九名を招致、配給所案を提示、さしほ紛糾を極めた市場問題 解決 至るものと見られたか、不幸にして該知事裁定案り聯合會並に有志團體の容るところとならず、同月二十二日これを一蹴するところとなつたので、昏間の豫想を専切つて再び暗雲にとざされた。茲に至り東京の辻嘉六、竹中義一兩氏の奔走するところとなり二十八日に至り急轉直下聯合會並に地主側は知事裁定案を承諾するに決し、こゝに木津難波市場の存置運動はその目的を貫徹するを得たのである。而して市場の存置と同時に大阪府では

伊賀茂之助 包清伊太郎

前尾 松藏 碓 喜久郎

小仁信太郎 住澤米太郎 新多 久吉 伊藤 峰一
和氣榮次郎 柏原 善藏

各會社設立

超へて昭和六年十一月十一日大阪中央市場
開設し、翌年一月木津市場を中心として設立された大阪海魚株式會社
を始の木津灘波青果株式會社、木津海産物株式會社は何れも本場
の大阪魚株式會社、大阪青果株式會社、大阪海産物株式會社とそ
れぞれ資本合併を行ひ大阪中央市場の第一組織はこゝに於いて全
く確立したものであるが、會社作業の實際、本場各會社の出張所
ではあるが、自由荷引、贈賄販賣等に於ける状態、恰度市場復數
制の觀を呈してゐる。

改造委員會

併し併ら、同市場は大阪府令市場取締規則
則の適用を受けるものであるところからこれが規定に基き市場の
現状維持は不可能と將又市場存置の條件として改造を絕對必要と
すものであるがため同年八月木津灘波市場改造準備委員會等の
設置を見、改造の促進を準備したか不幸圖らずも該委員會は自
然解消した型となつた。

また一方南市場聯合會も昭和九年五月二十六日解散するの已む
きに至つた。こゝに於いて改造委員會が設立され、委員會が引續
いて市場改造の方策について研究協議を初めた。改造委員會は
開設者を初め家主側、會社代表、青果、鮮魚、鹽干各部並に商盛

會側、立賣部を加へて總計六十名の委員を擧げてゐるが、こゝま
た計畫は依然として進捗するに至らず偶々移轉、現地の兩論出で
これに蟻まりを生じ、一頓挫の態で越年するを豫想された。

計畫委員會

ところが、同年末に至り突如府當局の正面
的乗出しで開設代表者に對し再三警告を發し、改造の時期、計畫
案等に對し可及的即答を促すに至つた。これにより業者は意氣を
擧げ再び準備工作に移つたが、昭和十年を迎へてこの準備工作は
いよゝ促進されなければならなくなつて業者は銳意奔走した
が、偶々鹽灘波警察署長の斡旋するところとなり、改造委員を招
致して意見聴取を行つたが、その結果雖然業者等の意向が積極的
改造を轉換し、茲にいよゝその第一歩は踏み出された、即ち業
者は署長の斡旋によつて直ちに業者大會を催した、當時偶々新任
の羽生經濟部長は「改造は之を現地でへ行へ」と府としての斷乎た
る方針を示した業者はこれに相呼應して決議文を作成、改造常任
委員二十六名を選任した。

右常任委員の設置によつて市場改造計畫はその曙光を見出すを得
業者らは現地改造に進進する、同時に一方府當局が正面的に業者
を説得すると相俟つて左の計畫委員八名が選ばれた。

- 伊藤 大藏 岸本元治郎 石田彌一郎 住澤米太郎
包清伊太郎 前尾 松藏 伊賀井茂之助 井上宇三郎
然して右計畫委員は府東警察當局の斡旋と相俟つて一途改造計畫

を進め、一併これが改造に要する建設資金の調達のためその母體
とも云ふべき株式會社案、産業組合案、兩案が樹てられ曲折を経
たが、將來の市場に對する相互利益擁護並に取引の向上を期
するために出資金二十萬圓を以て市場關係者で産業組合法による
木津市場利用組合を設立するに意見の一致を見、十月十日當局の
認可を得、而して木津市場利用組合では大阪府當局の方針に基き、
現地改造に向つて進み市場區域並に所要坪數などの計畫案の大綱
を決定した。これと同時に利用組合では地主側にして土地買

木津市場利用組合



包清伊太郎



住澤米太郎

- ▲事務所 津速區高岸町三
▲設立 昭和十年十月二十一日
▲資本金 二一〇、九五〇圓
▲組合員數 七六二名

概勢

更に同年十二月六日附を以て同
市場の開設權を譲受せるものに
して爾來市場建設を目的として
敷地(現地)交渉開始したが
もとい同市場の改造期間が昭
和十一年十一月十日限りである
爲め餘日少く期間内に於いては

收の交渉をなしたが、地主側では徒らに地價の評定價格の回答
を遅延するの市場の現地改造は再び一頓挫の己むなきに至つた
爲に、利用組合では再び大阪府の指示を仰ぎ遂に昭和十一年初度
現地改造を放棄して移轉改造に向かつて進進する肚を決め、直ち
に同市場の東南部元東洋紡績今宮工場跡一萬餘坪を八十五萬圓で
買収し目下着々工事 進の明年十月頃竣成する豫定で、多年の懸
案りし木津市場改造問題も茲に愈々解決を見るに至つたので
ある。

役員

- 組合長 包清伊太郎
常務理事 住澤米太郎
會計理事 錦野 清古
理事 石田彌市郎
同 岩田新太郎
同 伊藤 峰一
同 伊賀井茂之助
同 井上宇三郎
同 柏木 捨三
同 高石周次郎

大阪市中央卸賣市場

- 同 榎間祐太郎
- 同 中野 國松
- 同 宇山 淺吉
- 同 前尾 松藏
- 同 志倉 平吉
- 同 文球 友次

大阪魚株式會社

木津



長所井久

沿革

昭和七年一月柴田知事裁定案に基き大阪魚株式會社と合併を前提に老舖の査定を受け便宜上大阪魚株式會社と資本合同をなし、獨立して大阪魚株式會社と合併し、後大阪魚株式會社木津出張所として同出張所設置については左の諸氏並に岸本元治朗氏が代表者となり總ての責任者として

出張所

▲事務所 大阪市木津市場 昭和七年三月

- 常任監事 榎 喜久郎
- 監事 新多 鶴松
- 同 村田熊太郎
- 同 上善卯之助
- 書記長 尾崎 茂一

▲取扱高
昭和九年 昭和中十年
一月 八六、五三 八九、一五
二月 九一、二五 九〇、一七
三月 九八、三三 九三、九四
四月 一〇七、九三 一〇三、〇七
五月 一〇四、四八 九九、一五
六月 八三、五七 八〇、二六
七月 七〇、八五 八四、〇八
八月 八〇、九六 七、〇六
九月 八五、〇七 八七、一〇
十月 九五、七三 一〇四、八九
十一月 一〇五、四三 一三〇、四三
十二月 一八、九三 一六、六五
合計 一、一五、七五 一、二五、二七

大阪淡水魚貝株式會社



長所本岸

概勢

▲業務開始 昭和十一年二月二十八日
南へ南へと急速な勢で延びつゝ、常に出張所はこの南大阪住宅街一帯及大阪一流大料理店の幅比する道頓堀、千日前、新世

▲取扱高
昭和九年 昭和中十年
一月 八六、五三 八九、一五
二月 九一、二五 九〇、一七
三月 九八、三三 九三、九四
四月 一〇七、九三 一〇三、〇七
五月 一〇四、四八 九九、一五
六月 八三、五七 八〇、二六
七月 七〇、八五 八四、〇八
八月 八〇、九六 七、〇六
九月 八五、〇七 八七、一〇
十月 九五、七三 一〇四、八九
十一月 一〇五、四三 一三〇、四三
十二月 一八、九三 一六、六五
合計 一、一五、七五 一、二五、二七

界方面への新鮮なる淡水魚貝類の迅速圓滑なる配給を期する爲特に大阪市役所の許可を得て昭和十一年二月二十八日開所したる物でその營業方針及び販賣方法は中央市場本社と全く同一にして至て中央市場法に依り大阪市役所直接監督の下に營業をなす。

▲現場部 赤貝、蛤、蜆、蠣、白魚、生子、鮎、貝柱、アナゴ、鳥貝、ニシ、ホタテ、マテ、バカ、タニシ、サルボ、川蟹、板貝、貝類一切
▲生洲部 鰻、鯉、鮒、鱈、スッポン、ヒガイ、ツムギ、ヒヨ、ハト、鴨、キジ、野鳥一切

▲所長 岸本元次郎
▲營業課長 豊西 源次
▲賣場主任 玉置 太郎
▲貨物主任 高 勇
▲生洲主任 二柳 滿藏
▲荷主係 田畑太一郎
▲計算主任 吉田 勝彦
▲會計主任 松下 和
▲主任主任 和 貞

▲職制
取締役 岩田新太郎
監査役 橋川 鶴松

▲賣場組織
當所 品目に依つて現場部と生洲部の二部に分ち主なる取扱ひ品左の通りで何れも専門熟練の職人か營業の第一線に立つて活躍してゐる。

賣場組織

▲大阪青果株式會社
▲事務所 木津市場 昭和七年二月

大阪市中央卸賣市場

大阪青果株式會社



長所田岩

沿革

▲事務所 木津市場 昭和七年二月
資金二百十八萬圓(内現金出資十五萬八千九百六十二圓五十錢)を以て木津難波青果株式會社を設立したが、營業統一の目的のため昭和七年二月六日大阪青果株式會社と資本合流をして木津市場青果卸賣人として實現した。而して兩社の合併に伴

▲職制
取締役所長 岩田新太郎
監査役 橋川 鶴松
嘱託 住澤米太郎

大阪市中央卸賣市場

次 長 六角新太郎
會計係長 八木 留吉

賣場組織

營業部現場は蔬菜(土物、促成) 青物、果物の三課に分ち、その職制は次の如し。

青物課長 和氣榮次郎
同 主任 得田幸太郎
同 副主任 千田 英三
果實課長 西村兼次郎
同 主任 芝田源太郎
同 副主任 古住友三郎
同 副主任 青木建二郎
蔬菜課長 花崎米太郎
同 主任 北浦 健蔵
同 副主任 岩間 榮一
事務主任 大角 大三

獎勵方法

なほ集荷に對して荷主に交付する出荷獎勵金は本場大阪青果株式會社の内規に準據す、また他買人に對する獎勵金は買上高に

海物、批發物の兩部を置き各部にそれ々々專任者を配置して營業の完壁を期し居れり、而して同所の業績は木津市場の特殊的事務からその成績は極めて良好で取扱高に於いても逐年増加の一途を辿り將來に大いなる期待がかけられてゐる。

取扱高

Table with 2 columns: Year (昭和九年, 昭和十年) and Month (一月 to 十二月). Rows show monthly and annual totals for both years.

大阪市中央卸賣市場

對して二万三厘の歩戻を實行し居る。

取扱高

Table with 2 columns: Year (昭和九年, 昭和十年) and Month (一月 to 五月). Rows show monthly and annual totals for both years.

大阪海產物株式會社

出張所

▲事務所 大阪市浪速區元町五丁目
▲設立 昭和七年二月



小仁所長

概勢

株式會社木津出張所は木津難波市場貯蓄運動の終末すると同時に大阪中央卸賣市場大阪海產物株式會社と合併を前提として昭和七年一月、前尾、包清兩氏の盡力により松本氏創立委員長と

木津魚仲買組合



錦野組長

▲設立 昭和七年二月十一日
▲事務所 浪速區鳴町一丁目
▲組合員數 一三七名

概勢

中央市場開設まもなく木津市場生魚部業者の相互機軸として公認組合を組織したもので鋭意對内、對外的に協同精神を發揚し取引の圓滑を期しつゝある。

役員

組合長 錦野 清吉
副組合長 宇山 淺吉
同 吉田健之助

木津青果仲買組合



石田組長

▲設立 昭和七年六月八日
▲組合員數 二二一名
▲事務所 浪速區敷律町一丁目

概勢 南市場青果部では木盛會、青市會、共誠會の三青果仲買組合が分立してゐたが昭和八年一月二十六日三派結成大會を開催、現在の組合を組織す。

役員

相談役 中野 國松
組合長 石田彌市郎
副組合長 鬼追長次郎
會計 高石周次郎
同 小林 門次
同 片鎌 常松
同 山本 秋造
同 岡島 儀作
同 與木 秀松
同 松本 鶴市
同 若枝政次郎
同 新井龜太郎
同 吉田東四郎
同 佐久間福松
同 南野 利一
同 西 義夫
書記長 三吉 久夫

由選擧となし獨立の營業組織を有す。

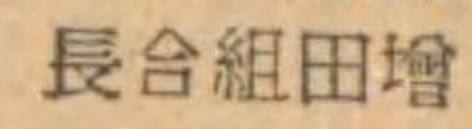
賣場組織並職制

出張所事務營業は總て五名の代表者によつて協議決定する、さりながら相談役は營業事務に關係せず、但し同出張所長並に相談役は本社の直接命を受け一は取締役、一は相談役とし事務統制をなす。

相談役 前尾 松蔵
同 包清伊太郎
同 小仁信太郎
次長兼近海部長 松本 完一
營業主任 吉島徳之助
近海物 今西竹次郎
北海物 小仁信太郎
同 新田 鶴松
同 巖人(特ニ北海物)

同 鷹羽喜之助
同 古川 杉松
同 寺田久次郎
事務主任 寺田久次郎
營業部組織は營業主任の下に近

木津鹽干仲買組合



長合組田增

▲設立 昭和六年一月
▲組合員數 一一五名
▲事務所 浪速區鶴町一丁目

概勢

同組合は本津市鹽干部業者の相互協同機關として中央市場場内に伴なひ獨立設置されたもので公認組合としてその足跡見るべきもの多し。

役員

顧問 前尾 松藏
同 包清伊太郎

大阪木津市場商盛組合



長合組田村

▲事務所 大阪市木津市場
▲創立 昭和八年二月二十四日
▲組合員 五團體、一三三名

概勢

本津市場附屬團體商盛組合の母體をなすもの同市場内に於いて漬物、味噌、鶏肉、煮豆、昆布、蒲鉾、蒲燒、清豆、ぜんまい、蒟蒻その他雜穀類、料理用折箱、天ぷら等を商ふ業者を網羅す。

役員

會長 井上宇三郎
副會長 美尾野源次郎
會計 中村 石松
幹事 植木 四郎
同 岩田千太郎
同 栗村庄次郎
同 江尻 民平
同 蒲田宗太郎
同 永井 徳松
同 平田喜太郎
同 相談役 村田熊太郎

乾盛會

▲設立 大正十一年
大阪市中央卸賣市場



長會珠文

▲組合員數 一九名

概勢

本津市場乾物業者の有體附屬團體木津市場商盛組合の構成會す。

役員

會長 文珠 友次
會計 井尻奈良太郎
幹事 奥田菊太郎
同 汲田徳三郎
同 山中丑之助

斗五會

▲設立 昭和五年二月十五日
▲組合員 二七名



長會間健

▲概勢 斗五會は本津市場内の飲食業者を

概勢

組合は本津市場内に於いて食料品及び附屬品を商ふ者並に飲食店を營むものを以て組織し、左の業種別による五ヶ團體を以て單位とす。
一、萬商會(漬物、昆布、鶏肉、蒟蒻、雜穀、佃煮類)
一、乾盛會(乾物)
一、玉盛會(鶏卵)
一、鏗盛會(創鏗節)
一、斗五會(飲食類)

昭和九年六月事務所を新設、規約を制定し對内的に組合相互間の連絡統制に努め共同權益を擁護し、ま、對外的には本津市場三主業に對し附屬營業人團體として市場改築造に對する協同機關とす。

役員

顧問 前尾 松藏
同 包清伊太郎

萬商會

▲設立 昭和三年二月
▲組合員 六十八名

役員

會長 生駒新三郎
會計 河合新太郎
幹事 宮本 秀雄



長會尾松

概勢

本津市場内に於いて、而して本津市場商盛組合の構成員で業者の連絡協同に資す。

役員

會長 松尾 近藏
會計 上田 元吉
幹事 伊賀井敏雄
同 岩橋正之助

概勢

本津市場創り鏗節業者を以て組織し本津市場商盛組合の構成員

鏗盛會

▲設立 昭和六年五月
▲組合員數 一〇名

會長 植間祐太郎
副會長 小原 靜雄
會計 河邊 喜平
幹事 中川信太郎
同 小原 睿
同 中島元三郎
同 吉田 篤二

青果立賣組合

▲創立 昭和七年六月
 ▲組合員 一二五名
 ▲事務所 浪速區大國町二丁目



概勢
 本津市場時
 代青果部中
 木盛會青市

役員
 相談役 志倉 平吉
 組合長 辻野 理藏
 副組合長 天野 幸助
 上島 由松
 計 鍋本 清一
 尾野鶴之助
 理事 川崎石松、柏吉吉、館
 幸太郎、向井房太郎、田中
 正春

青年團

▲事務所 木津魚仲買組合内
 ▲團員數 八〇名

青果青年團

▲事務所 浪速區敷津町一丁目
 ▲創設 昭和七年十月一日
 ▲團員數 一七五名

鹽干青年團

▲事務所 木津鹽干部内
 ▲創設 昭和七年五月二十日
 ▲團員數 正團員 一二〇名
 贊助團員 一一二名

役員

▲幹事 山口勇、山口德藏、元
 木常吉、中川徳松、山上菊太
 郎、淺野彦太郎、尾上喜一、
 紙谷種吉、小川作太郎、栗田
 幸三郎、葦川芳雄、澤田伊之
 助、中尾愛之助、岡次郎、寶
 樂政吉、脇田寅吉、近藤藤三
 郎、栗葉彌一郎

▲幹事 佐々木米吉、佐々木新
 三郎、伊藤實、久井正一、久
 井正雄、新木滿、井上竹次郎
 宇野惣太郎、南田義一、豊原
 歳一、下田米造、高橋正直、
 澤建次郎、芝田健造、萩原良

▲幹事 石田藤太郎
 山岡 末吉
 補計 鬼追 福長
 西辻 義介
 山口 政一
 外務部長 泉 政夫
 第一分團長 川勝 文治
 第二分團長 岩田佐太郎
 第三分團長 太田 由夫
 陸上部係長 近藤 重夫
 同 宮本 秀雄
 同 野田 清三
 相撲部長 野田 清三

役員

▲顧問 岩田新太郎
 ▲同 中野 國松
 ▲名譽團長 石田彌一郎
 ▲團長 橋川 鶴松
 ▲副團長 南野 利一

概勢

本津市場鹽干部を母體として鹽
 干魚部青年の習育、體育兩方面
 の修養並に練習機とす、團の

組織は第一より第七分團に分た
 れ、總務部に屬しては庶務、教練
 兩部を構成し、教練部は第七分
 團を構成す、體育部には野球、
 競技並に水泳の三部を設け、部
 長、主將これを統制す、又同團
 は防空演習に當たつては防火班
 を擔當す。

役員

顧問 前尾 松藏
 同 包清伊太郎
 同 牧野安太郎
 同 菊池 貞夫
 同 前尾 義夫
 同 長 川島義三郎
 同 團長 柏木 捨三
 同 計 川島重太郎
 同 伊加井磯五郎
 同 神 吉次
 同 小林 長三
 同 蒲田仙次郎
 同 村上忠三郎
 同 矢羽 種吉

大阪市中央賣市場

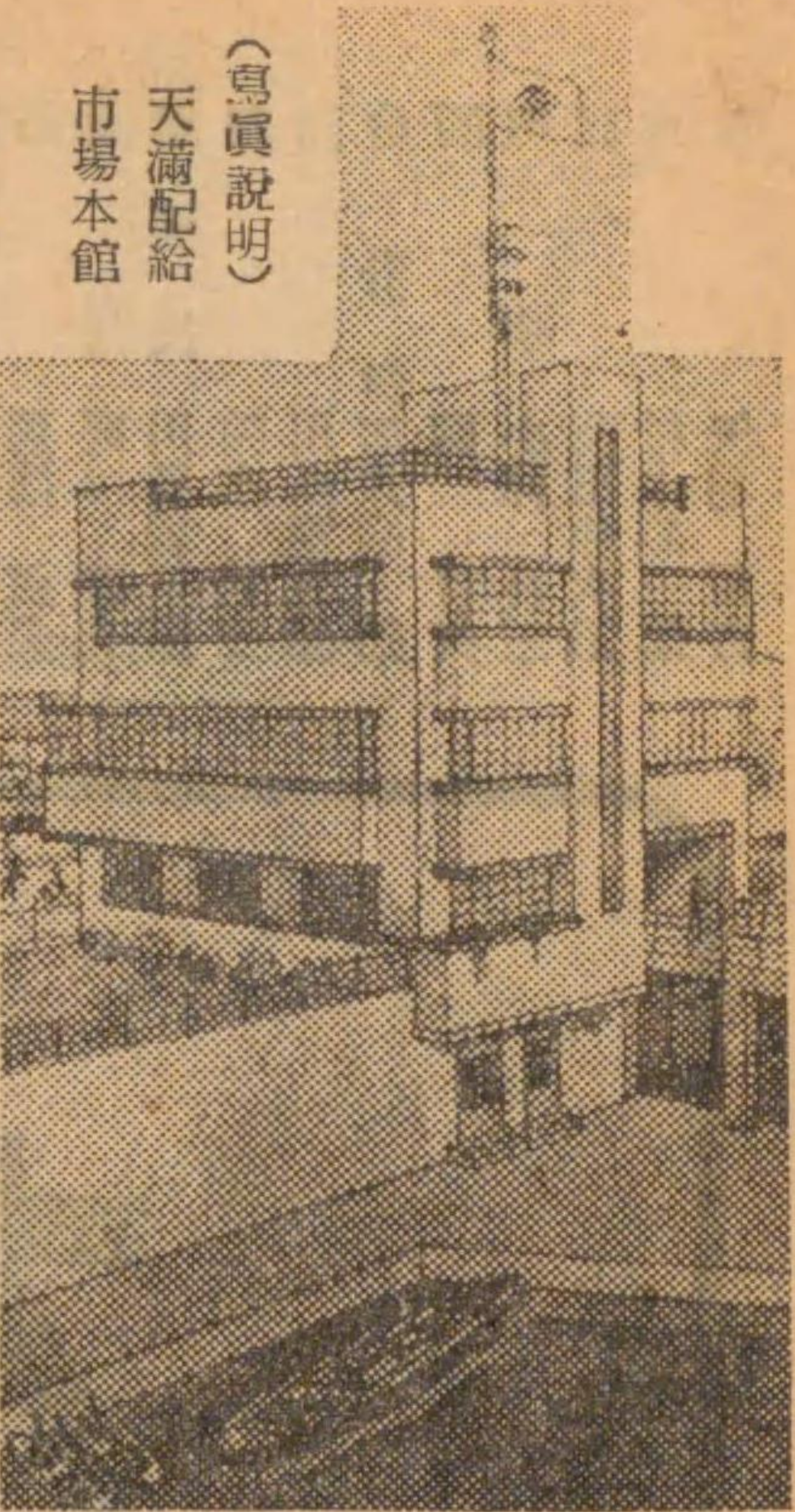
一般株式賣買
 大阪魚株
 大阪海産株
 大阪青果株
 一手取扱

大二三商店

大阪市中央市場乾門前

電話土佐堀

市場専用北濱四九八一番



(写真説明)
天満配給
市場本館

天満配給市場

沿革

大阪中央卸賣市場天満配給市場は、昭和六年十一月大阪中央卸賣市場開設により元天満市場即ち天満青物市場(第一部、第二部)天満魚市場(第一部、第二部)が閉鎖されたに基き翌十一日新に配給市場として指定され直ちに開業した。その後これが経営者の決定に當つては種々曲折を経、結果一ヶ年有餘の後遂に昭和八年一月天満配給市場所屬の仲買聯合會加盟仲買業者及び附屬業者

概勢

二百九十餘名が天満配給市場利用組合を創設しその經營に當たることとなつた。その後市場の改築を必要とされるために改築の完成する間同敷地床下川端にて假營業すべく改築して三月二十二日より假營業を續けた。然るに右利用組合が市場を經營するは産業組合法に抵触するを以て昭和九年一月二十九日茲に新しく天満配給市場利用組合は市場の建設利用に當り市場の運営を行ふこととなつた、従つて市場開設者は利用組合代表者にあらずして市場組合代表者でこれに認可されたものである。而して昭和九年八月起工の後同十年七月三十一日竣工明新市場の出現を見豊公築城以來股脈を極めたる天満青物市場並に魚市場は幾多時流の變遷に乗て、茲に凡ゆる近代設備を誇る生鮮食料品卸賣市場として、萬代の礎強固きを誇りに至つた。

市場は南(木津)配給市場と相對して大阪市中央卸賣市場の配給機關の使命を遂行するに全きを爲すもので、就中青果部にあつては既に本場同様の集荷機關を確立し居り、また鮮魚、鹽干魚兩部を初めその他各部に於いても、卸賣場、設置計畫中で逐次市場機能の全きに近づきつつある、又買出人の便に資すべ同市場は專屬の定州貨物自動車給便を配置し、配給の迅速と相俟つて買出人の握手愈々固し、昭和十一年九月現在に於ける營業者數、卸賣人使用、三階を大ホールに充てるもりである。

一、購買人二百八十四名、立買人四百四十三人であつて、營業極勢に見れば購買人は大阪青果株式會社天満出張所、仲買人は鮮魚部、海水魚部を取扱ふ者八十八人、淡水魚部を取扱ふ者九人、鹽干魚部八十一人、青果部百人、漬物部五人、乾物部九名合計二百八十四名となる、次ぎ、立買人は蔬菜立買人四百人、青果立買人四十人、アナゴ立買人三名で計四百四十三人となつてゐる。また天満配給市場新築竣工以來天満市場躍進は目のあたりに見あり、従つて業者の意氣はいよゝ高まり吾らの市場躍進のため相協力する等近き將來には益々股盛を誇るべく、市場組合では新店舗劃宛に伴ひ各部の増員を實施した。

本館の建築

新市場竣工を機に業者は各機關事務所間、連絡並に統制の必要を痛感し、市場建設資金とは別個に市場本館を建設する事となり利用組合員の有志を以て協同會を組織した。右協同會が出資者となり昨年以來六十餘坪の敷地を領し鋭意工事を進めてゐたが、昭和十一年九月之れが竣工を見た。而して本館位置が偶々都市計畫に依る都市美觀保存區域に在るので右建築模様もこれに適したものとすべく、マイル張り總窓の近代様式を多分に盛し極優美なものである。本館は地下一階地上二階の内地下を倉庫、書庫等に使用し、一階を一般商品賣店に貸室し、二階を各部組合事務所

構造

本館	鐵筋コンクリート棧橋上、鐵骨スレート
店舖	鐵筋コンクリート總窓、マイル張
卸賣場	一千坪
蔬菜置賣場	五百坪
車庫	一千坪
倉庫	一千一百坪
本館	六十二坪九合七勺
岸壁	五百七十坪
其他	一千七百十四坪四合八勺

天満配給市場組合



理事 橋種次郎

- ▲設立 昭和九年一月二十九日
- ▲代表者 橋種次郎
- ▲組合員数 三二〇名
- ▲事務所 天満配給市場内

- 同 田中 直
- 同 牧野 義一
- 同 寺村 義夫
- 同 栗津寅太郎
- 同 佐藤榮次郎
- 同 寺西與三郎

- ▲代議員 西脇顯吉、神崎徳兵衛、神谷君一、田中熊太郎、丸劍順平、古井徳太郎、道井直一
- ▲事務 長 西島 戦争
- ▲庶務 係 長 林 三造
- ▲監 督 田淵 房吉
- ▲守 警 志倉 鶴松
- ▲清浄係 監督 谷川甚三郎

役員並職員

- 組合長理事 橋種次郎
- 常務理事 吉井藤次郎
- 理事 北本 力藏
- 同 神崎徳兵衛
- 同 古井徳太郎
- 同 村岡福三郎
- 同 田中 朝一
- 同 田中熊太郎
- 同 寺西與三郎
- 同 竹中 安三
- 同 土井 委治
- 同 長谷川長治郎
- 同 神谷 君一
- 同 瀨尾 辰藏
- 同 西島 戦争
- 同 中小路 繁
- 同 松田政之助
- 同 安東 照彦

天満配給市場利用組合



事務 常井吉

- ▲設立 昭和七年一月
- ▲代表者 橋種次郎
- ▲組合員数 三二〇名
- ▲事務所 天満配給市場本館内

専ら市場の運営機構として行政的の事業に當つて居、同市場收案に際してはその活動日覺しき

役員並職員

- 理事 長 棚橋種次郎
- 常務理事 吉井藤次郎
- 代議員理事 西村 辰次
- 同 田中 朝一

大阪青果株式會社

天満出張所



長所 廣永

- ▲事務所 天満配給市場
- ▲設立 昭和七年六月一日

昭七七年二月大阪青果株式會社は本津青果株式會社を合併し同所に大阪青果株式會社本津出張所の設置となり、同時に本津に於けると等しく販賣により青果販賣をなさしめたり、而して同時六月天満配給所の認可された結果、同社では新に天満出張所を設置し本津出張所に倣ひ所長、次長を置きこれが監督下に果實、蔬菜兩課に分ち賣場を設け販賣す。生産者の天満市場に對する認識を高めるに至つた結果に外ならなく、一面新市場出現を機とし

大阪市中央卸賣市場

職制

- 所長 永廣 幾松
- 次長 岩田安兵衛
- 果實課長 坂口 貞次
- 蔬菜課長 鳥居平治郎
- 事務 長 齋田 嘉平
- 經理 主任 龜田 利生
- 仕切 主任 片木 貞雄
- 果實課 主任 高平嘉久治
- 同 副主任 岸元 忠吾
- 同 蔬菜課 主任 長田 辰造
- 同 蔬菜課 副主任 印藤 忠夫
- 同 蔬菜課 主任 井上 金次
- 同 蔬菜課 副主任 木村 春雄
- 同 蔬菜課 主任 岸田次郎
- 同 蔬菜課 副主任 促成 主任

取扱高

月	昭和九年	昭和十年
一月	七〇、七三三	一〇四、四七四
二月	八六、八三三	一〇三、五九六
三月	一三三、七六三	一四一、五六一
四月	一五五、六六三	一九一、五六一
五月	一九六、六三三	三三三、四四六
六月	一七〇、六七九	一四九、八三八
七月	一七三、五九六	一九三、七九三
八月	一九一、三三五	二〇一、六七〇

月	九月	十月	十一月	十二月	合計
取扱高	一六〇、八八八	二六五、五五五	一六五、三二五	三三〇、〇一七	一、〇二二、八〇六
組合員数	三二六、二七〇	三二七、三三三	一九三、八七〇	二四九、八六〇	一、〇九七、三三三

一致會

- ▲事務所 天満配給市場本館内
- ▲設立 昭和七年一月
- ▲組合員数 八四名



長會 中田

概勢 大阪生魚卸の他買人に對し、天満配給市場生魚部に營業するもの、團體である、會員相互の親睦並業務發展に資す目的を有す。

役員

- 相談役 棚橋種次郎
- 會長 田中 朝一
- 副會長 牧野 義一

會計主任 堀 萬太郎
 委員 長谷川長次郎
 同 南部 市松
 同 櫻井 倉造
 同 春次 市松
 同 丸劍 順平
 同 道井 直一
 主事 黒瀬 收

天満配給市場

生魚部納稅組合

▲設立 昭和八年一月
 ▲會員數 八四名
 大阪生魚仲買組合にして天満配給市場生魚部に於ける營業者（一致會々員）を以て組織す、専ら組合員の營業稅その他諸稅金の納期完納を目的とす。
 組合長 田中 朝一
 副組合長 牧野 義一
 幹事 南部 市松
 同 長谷川長次郎
 同 池田 市松

天満青果卸賣商組合



中組會長

▲事務所 天満配給市場本館内
 ▲設立 昭和十一年一月二十八日
 ▲組合員數 一〇一名

概勢

天満配給市場青果部仲買人を以て組織されてゐるもので、同組合は元天市會と稱して大阪青果卸賣組合に加盟してゐたものであるが、地理的關係其の他組合員の増加に伴ふ統制上等から豫て獨立の氣運あり、大阪青果卸賣組合との諒解も成つて昭和十一年一月二十六日創立總會を開き、従来の天市會を解體して名稱も天満配給市場青果卸賣組合と爲し、更に四月一日より賣場制度の確立實施に移り茲に始めて華々しきスタートを切つたのである。専ら相互の發展向上を期し組合員も新市場完成を機に増員を見て對内的の充實強化に伴ひ對外的にも愈々積極的の諸種の計畫を進めつゝあり。

役員

組合長 中 延三郎
 副組合長 栗津寅太郎
 同 村岡福三郎
 同 古井徳太郎
 同 神谷 君一
 同 岩田勇次郎
 同 西村 辰次
 同 後藤龜三郎
 同 西浦 圭二
 同 樋口 徳三

納稅組合

▲設立 昭和八年八月
 ▲會員數 一〇一名

天満配給市場青果部仲買人を以て組織（天満配給市場青果卸賣組合）され、専ら組合員の營業稅其の他諸稅金の完納を目的とする機關であるが、その納付成績極めて良好なり。

青果青年團

▲事務所 天満配給市場青果卸賣組合事務所内
 ▲設立 昭和十一年二月十五日
 ▲團員 一八五名

概況

同團は最初大阪青果青年團に二分團として屬してゐたものであるが、その母體たる青果卸賣組合の獨立に伴ひ大阪青果青年團より分離して新に天満青果青年團を結成す。

役員

名譽團長 中 延三郎
 團長 栗津寅太郎
 副團長 赤松辨次郎
 同 木村 春雄
 幹事長 都倉 久平
 常務幹事 印藤 忠夫
 會計 上田 龍三
 同 竹下 正己
 ▲幹事 明石龍太郎、上野金一
 島田菊三郎、川合人志、吉田島治、中岡圭次郎、安川鮭喜雄、神内國夫

天榮會

▲事務所 天満配給市場内
 大阪市中央卸賣市場

▲會員數 八五名

組織



北組會長

大阪海産物卸賣組合、天満配給市場海産部に於いて營業をなすものを以て組織し専ら幹事制により内容の充實を計るとともに業界の發展並に親睦を期す。

役員

會長 北本 力藏
 副會長 西脇 顯吉
 會計長 中澤清治郎
 幹事 神崎徳兵衛
 同 北本助次郎
 同 中川 太七
 同 光岡 五作
 同 鳩崎甚五郎
 主事 古川太一郎
 書記 麻子

天満配給市場海産物納稅組合

▲設立 昭和七年三月一日
 ▲組合員數 八五名

大阪中央市場天満配給市場海産物營業者天榮會々員を以て組織し組合員納付に係る營業稅所得稅並にこれが附加稅の諸稅金を各納期に完納するを目的とし組合員より月額納入の便法を講ずるものとす。

役員

組合長 北本 力藏
 副組合長 神崎徳兵衛
 同 西脇 顯吉
 同 寺村 義夫
 同 瀬尾 辰藏
 同 中川 太七
 同 北本助次郎
 主事 古川太一郎

共榮會

▲事務所 天満市場組合内
 ▲設立 昭和七年一月
 ▲會員數 二二名

組織

會長 西島 戰爭
 常任幹事 黒瀬 收
 兼會計幹事

役員

會長 田中熊太郎
 副會長 森位 大助
 會計長 北村松太郎
 幹事 森本安次郎
 同 向井三治郎
 同 西原 福一

天満配給市場職員共濟會

▲事務所 天満配給市場内
 天満配給市場内各機關事務職員が共濟會を組織し市場買出人業者の便益を爲るため場内は一概日用品の賣店を經營す、尙賣店に主任並に事務擔當者を置く。

大阪市中央卸賣市場

常任幹事 古川太一郎
賣店主任 浦邊順太郎

八七起會

▲事務所 天滿配給市場内
▲設立 昭和八年七月
市場の運営につき相互連絡統制のため各他買組合事務部員を以て組織し相互親睦を圖るとともに前記市場事務の敏速圓滑に便らしむ。

- 會長 西島 戰爭
- (利用組合) 仲小路 繁
- 會員 (利用組合) 松田政之助
- 同 安東 照彦
- 同 伊藤 利彦
- 同 (生魚) 黒瀬 收
- 同 河部 重藏
- 同 喜多 正
- 同 (海産物) 古川太一郎
- 同 霜 麻子
- 同 (青果) 大松國太郎

- (市場組合) 林 三造
- 同 古子彌三郎
- 同 田淵 房吉
- 同 志倉 鶴松
- 同 谷川甚三郎
- 同 東城 正夫
- 同 濱中富美子
- 同 西木喜三郎

市監督係出張所

▲事務所 天滿配給市場本館内

概勢

同出張所は天滿配給市場開場間もな設置されたもので、その目的は本場監督係と異なる所なく、係長の命に依り専ら市場全般の監督に當る。

専任監督 松下幸太郎

天滿信用利用組合

▲事務所 北區壺屋町一丁目

▲設立 三九
大正十三年三月二十六日

▲組合數 二七三名

▲出資 八八、八五〇圓

▲出張所 大阪市中央卸賣市場附屬賣店梅ノ棟

概勢

大阪中央市場、本場並に天滿配給所に於ける牛鹽世買業者を以て組織されその出資總額は八萬八千八百五十圓にして爾來、利用者多く現在にては貸付四十五萬圓、貯金八十萬圓といふ膨大な数字的業績を挙げその内容の堅實なる事亦誇るに足るものあり。

役員

- 組合長兼專務 棚橋種次郎
- 理事 北本助次郎
- 同 巴 熊太郎
- 同 西山 辯二

立賣聯合會

▲設立 昭和十一年三月
▲組合員 二〇〇名

概勢

昭和十一年三月本より分離獨立して會員相互の親睦と權益擁護に努め爾來その結束愈々固く對外的信用も日を送りて深まりつゝあり。

天立會

▲設立 昭和八年一月十日

▲事務所 北區金屋町松井食堂内
▲會員數 一二〇名

組織並概勢

大阪中央卸賣市場天滿配給所内に於いて營業をなす蔬菜立賣人を以て組織する、天滿配給所の發展を期すると共に組合員相互の親睦及び利益を計り以て會員の商業發展信用向上を資する。

役員

- 會長 牡丹 久一作
- 計長 上田 甚吉
- 理事 達野 伊助
- 同 中馬 善藏
- 同 馬場 九藏
- 同 田中 力藏
- 同 宮内 力藏
- 同 北野 力藏

互助會

▲會員數 六五名

概勢

生産者の特殊の青果立賣人に於いて會員の親睦協同機關としてその機能發揮に努つゝあり。

大阪市中央卸賣市場

富士印
角砂糖
臺灣製糖株式會社

會長 西田保右衛門
▲會員數 二四名

昭和十年陽春生産者の特殊の青果立賣人を以て組織され、結成以來未だ淺日るに拘らず内部

の強化見るべきもの多し専ら全員の福利増進に努めつゝあり。

會長 行澤 竹造

大阪市浪速區南高岸町

保證責任

木津市場利用組合

電話戎(四七一四)三番

組合長	包清伊太郎
常務理事	住澤米太郎
會計理事	錦野清吉

大阪木津市場
大阪青果株式會社

(南大果) 南出張所

電話戎(長四一九)〇七八番

取締役所長	岩田新太郎
監査役囑託	橋川新鶴松郎
囑託長	住澤米太郎
次長	六角新太郎
會計主任	八木榮留吉郎
青物課長	和氣榮次郎
果實課長	西村兼次郎
土物課長	花崎米太郎

大阪市木津市場
大阪魚株式會社

木津出張所

電話戎一〇一三番二五七四番

所長	久井福松	相談役	新多久吉
監督主任	澤安吉	相談役	伊藤榮彦
第一部長	柳田宇之吉		

大阪海產物株式會社木津出張所

木津鹽干魚賣場

大阪市浪速區元町五丁目

電話戎一四五七二番

相談役	前尾松藏	營業主任	吉島德之助
同	包清伊太郎	近海物	今西竹次郎
所長取締役	小仁信太郎	北海物	小仁信太郎
次長近海部長	松本完一	同	新多鶴松

大阪市木津市場

木津鹽干魚仲買組合

電話 戎六二一四番

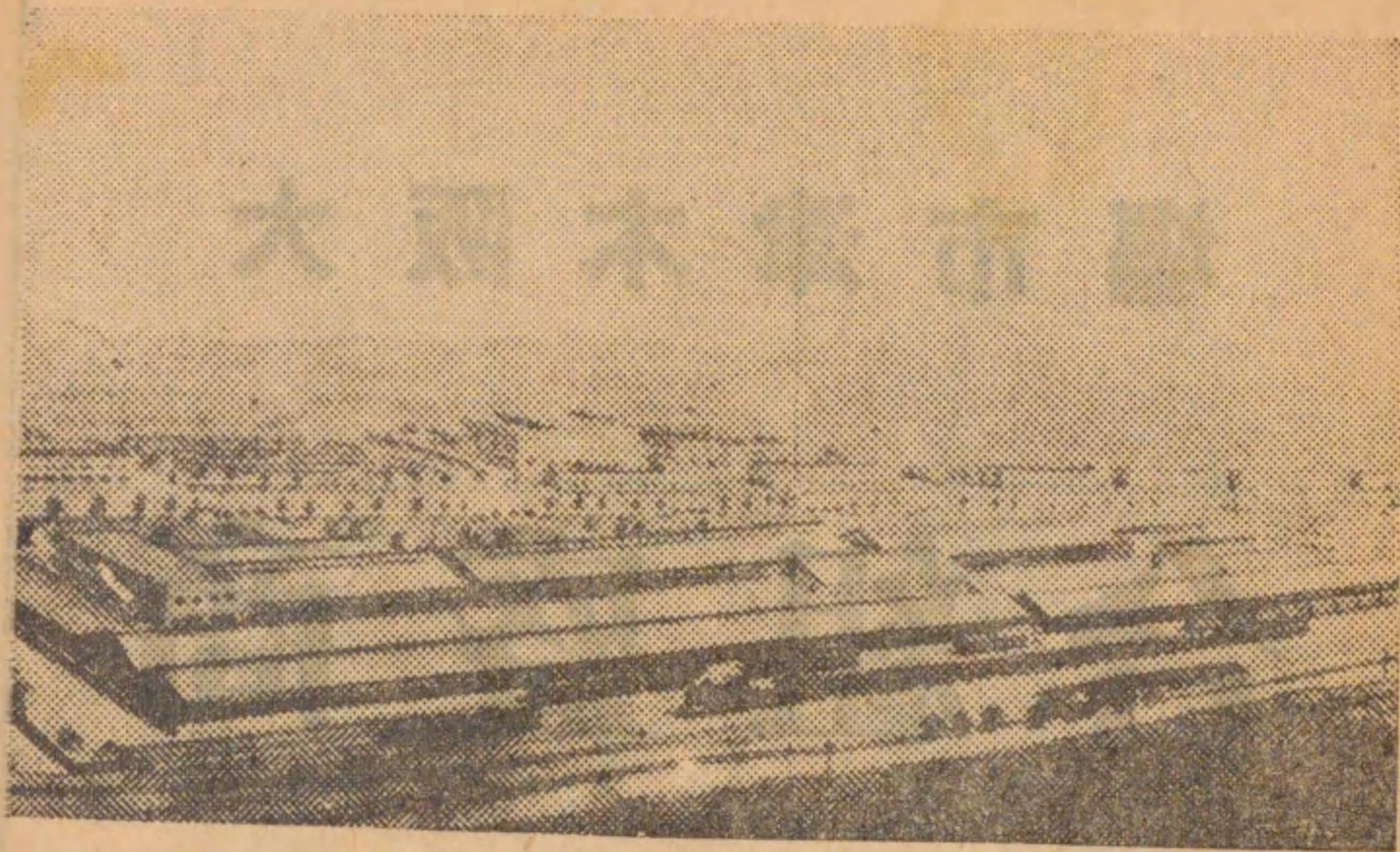
同	會	理事兼會計	副組合長	組合長	名譽組合長
松	柏	前	川	增	北
本	木	尾	島	田	種
完	捨	義	義	勘	治
一	三	夫	郎	郎	郎
					評議員
					今西竹次郎
					萩原新次
					川島重太郎
					吉島德之助
					淨弘安次郎

大阪木津市場

商盛組合

加盟團體

萬	斗	乾	玉	鯉
商	五	盛	盛	盛
會	會	會	會	會



(場市賣卸央中市都京む望りよ方東)

京都市中央卸賣市場

開設經過

京都市に於ける中央卸賣市場建設は中央卸賣市場建設株式會社が昭和二年以前即ち大正十年二月十六日既に市會の可決を得たもので我國中央卸賣市場制度の先鞭をつけたものであるが、其の後大正十三年三月十四日附の建設費起債決議となり續いて三月三十一日附で右起債の認可を得、超へて大正十四年二月二十八日同市場の開設認可申請し、同年六月日認可を得たもので、京都市下京區下室寺北町、同南町、朱雀分木町、同寶藏町、同室ノ口町、同正會町及同内畑町の一帯に位置し、大正十四年十二月二十四日地鎮祭を執行、同日直ちに全國各都市に於いて中央卸賣市場法に依り中央市場建設に起工する所となり、爾來三星霜を経て昭和二年四月二十日竣工を見、同月二十六日竣工式執行、こゝに始めて全國各都市中央卸賣市場の第一番乗りを擧げたのである。

同市場の總坪数は二萬七千五百一十一坪四合六勺、その中一萬五千八百七十七坪四合五勺は官有地の拂下げを受けたもので殘餘の一萬一千七十四坪一勺は民有地を買収したものである。南北延長四百九十五間、東西延長五條通四十七間七尺、七條通り八十一間でその中建坪は總坪數八千四百九十三坪五合三勺、延坪一萬二千四百八十七坪九合一勺を占め、之が建設費總額は四百二萬

二千四百九十七圓五十二錢でその内用地費として百二十八萬四千八百三十圓十七錢、建築費百九十萬八千四百八十圓八十三錢、設備費六十六萬三千三百四十圓八十四錢、事務費十七萬五千八百四十五圓六十八錢を要してゐる。

昭和二年十二月十一日元づ生魚部、鹽干部の業務開始を見、繼いで昭和三年一月十九日に至り青果部の開業する所となり爾來今日に至る八星霜を閲したが、着々堅實の歩みを辿り、取引高も漸次増加の傾向にある。

主要建物

荷卸場及卸賣場	三、一二四坪			
倉庫	一、七二〇坪			
仲買人賣場	二、〇四二坪			
冷藏庫	九五二坪			
鳥肉乾物卸賣場	五一七坪			
附屬賣店	一、九八一坪			
生洲	一五六坪			
醱室	一八九坪			
荷卸場卸賣場及仲買賣場				
部類別	鮮魚部	鹽干部	共通賣場	倉庫
荷卸場	三〇〇坪	三〇〇坪	一五〇坪	三〇〇坪
卸賣場	四〇〇坪	四〇〇坪	三〇〇坪	三〇〇坪
仲買賣場	三三六坪	四六六坪	二五五坪	(延坪)

京都市中央卸賣市場

卸賣人

業務規定 定む 卸賣人員數は 鮮魚部一人 川魚部一人 鹽干魚部一人 青果部一人 肉類部七人以内 鳥類部七人以内 鳥卵部九人以内 乾物部十五人以内

現在營業するものは

- ▲鮮魚部 京都生魚株式會社
- ▲鹽干魚部 京都鹽干魚株式會社
- ▲青果部 京都青果株式會社
- ▲鳥卵部 岡本庄郎、井詰悟
- ▲肉類部 遠藤毅一
- ▲鳥類部 芝辻安吉

である、又川魚部に於ける京都淡水動員株式會社 昭和七年十二月二日より業務停止され現在同市場川魚部卸賣業務は京都生魚株式會社 依り繼承されてゐる、其の後淡水會社は昭和八年三月末に至り業務を廢止したものである。

仲買人

他買人許可人員數 如し。
鮮魚部一八〇人以内 川魚部二〇人以内 青果部一二〇人以内

- 店舖數 次店 一五店 八八店 一七二〇
- 立賣場 甲 一六三坪 外川魚八
- 乙 一〇〇坪

鹽干魚部一〇人以内
併し乍ら鮮魚部及鹽干魚部所屬仲買人、前項の規定に拘らず市長の許可を得て互に他部の仲買人を兼業することが出来る。昭和十一年九月末現在營業せる各部別仲買人を擧ぐれば次ぎの如し。
鮮魚部一七一一名 青果部八三名 鹽干魚部一〇〇名

各部仲買人異動

年 別	鮮魚部	鹽干魚部	青果部
昭和三年末	一五九名	九〇名	一〇六名
昭和四年末	一六二名	一〇一名	九八名
昭和五年末	一六八名	一〇八名	一〇一名
昭和六年末	一七三名	一〇八名	九五名
昭和七年末	一七三名	一〇八名	九〇名
昭和八年末	一七〇名	一〇八名	八八名
昭和九年末	一七一一名	一一〇名	八七名
昭和十年末	一七一一名	一一〇名	八三名

附屬營業人

附屬營業人は銀行業者、運送、倉庫業者並に日用品小賣營業で銀行業者一人 倉庫業者一人 運送業者一人 小賣業者二百人以内
を限り許可され現在營業するものは
▲銀行業者 三和銀行、野村銀行京都支店各中央市場支店
▲運送業者 京都市場運送株式會社
▲倉庫業者 京都中央倉庫株式會社

可は甲種賣店營業人に限られ、二十四名あり。

立賣人

立賣人の販賣し得る物品は蔬菜類に限り一日一人につき一トン以内の數量に限らる、而して立賣人はこれを甲、乙の二種に分つ、これが概要を擧ぐれば左の如し。

甲種立賣人

舊來市内卸市場に於いて營業し來れる立賣人を收容せるものにして現在許可されたる員數二百八十八名なり、されどこれら立賣人は準仲買人たる性質を有し自己生産者は稀にしてその多くは所謂轉賣者なり、現在これが統制上二十七團體に分ちいづれも代表者責任者管理の下に營業を續け居れり。

昭和十一年九月末人員二百七十四名で一日平均入場者は百名乃至百十名にして取扱品目は出廻り時季に依り甚しく増減するを常とするも昭和十年度賣上高は百四十二萬六千三百三十五圓なり。

乙種立賣人

乙種立賣人は府下純生産者にして府農會管理の下に所定の場所に於いて營業なすものにしてその數二千四百二十三名あり。

立賣人賣上高 (昭和十年度)

京都市中央卸賣市場

小賣營業人

小賣營業人を分ちてその營業店舖別により甲、乙、丙、丁の四種とす、これが員數並に詳細は次の如し。

甲種賣店

七條通並千本通りに位せる店舖營業者にして店舖數七十九あり、場内附屬營業人となり、現在營業せるもの七十六名あり、その業種は

飲食業、竹籠商、靴、酒、醬油、牛乳、陶器、麩類、餅、菓子、蒟蒻、折函、煙草、包装用品、金物、洋反物、味噌、煮豆、醬司、漬物、麵類、運搬、印刷、自動車修繕、度量衡、自動車修繕、カジキ、新炭、冷蔵庫、雜穀、衛生清淨、其他

乙種賣店

卸賣、仲買、小賣の配給組織の最極端を走るものにして卸賣人より小賣商人への配給経路を辿り、一般消費者に供給するもので、さながら公設小賣市場の形體をなせり、七條附屬賣店(店舖數三三)並五條附屬賣店(店舖數五九)を構成し居れり。

丙種賣店

灌輸專業者にして三十二名あり。

丁種賣店

屋敷飲食商人(餅菓子類の場内行商をなすもの)にしてこれが許

月	甲立賣人	乙立賣人	計
四月	七六、四〇四	三三、一九四	九九、五九八
五月	一四、〇一五	三六、六六四	一六〇、七三九
六月	二六、八七〇	三九、五三七	一六六、四四七
七月	一六、六五〇	四六、五三九	一六三、一八九
八月	一四、四〇〇	五二、八六四	一六六、二六四
九月	一一、六五〇	四四、四四八	一六五、〇九八
十月	二七、六六〇	三九、〇四六	一七〇、七〇六
十一月	二二、四四〇	三九、五九九	一六三、〇三九
十二月	一六、八〇〇	三九、四九一	一五六、二九一
一月	一〇、五〇〇	二四、八〇六	一三三、三〇六
二月	一〇、七五〇	三三、六四六	一四四、三九六
三月	一六、三五〇	三九、八四三	一五五、一九三
合計	一、四〇〇、六三五	四八、九八六	一、八七九、六二一

京都市中央卸賣市場職制

昭和十年末京都市中央卸賣市場職制は次ぎの如し。
場長一名、次長一名、書記十名、技手六名
而して庶務係、現業係、冷蔵庫係、計理係、管理係の五係に分ち各係に係、主任を置く、係主任は書記又は技手を以て之に充つ、これが事務分掌左の如し。

庶務係

一、公印管理に關する事項一、人事に關する事項一、豫算、決算に關する事項一、諸規程の立案する事項一、市公報の登載に關する事項一、文書の收受、發送整理並保存に關

する事項一、本場との連絡に關する事項一、物品の購入 出納
保管に關する事項一、甲附屬賣店、浴槽並特殊事務室に關する
事項一、出勤簿に關する事項一、従業員宿舍に關する事項一、
日直直に關する事項一、その他庶務に關する事項

現業係

一、開市に關する事項一、取引の監視、監督に關
する事項一、卸賣人、仲買人並立賣人に關する事項一 丙、賣
店、丁種賣店に關する事項一、營業者組合に關する事項一、相
場表發表に關する事項一、商況調査 關する事項一、醜態發生
洲並倉庫に關する事項一、現業關係の統計に關する事項一、其
の他に關する事項一、冷蔵機械運轉に關する事項

冷蔵庫係

一、冷蔵に關する事項一、製氷に關する事項
一、製氷賣場に關する事項一、保管料領置に關する事項一、其
の他冷蔵庫に關する事項

計理係

一、會計公印管守に關する事項一、領置原簿に關
する事項一、使用料、保證金其の他の領置並金納出納に關する
事項一、使用料保證金の納付督促 關する事項一、冷蔵庫關係
帳簿調査に關する事項一、職員以下の諸給與に關する事項一、
營業者の賣上計算に關する事項一、營業の帳簿監督に關する事
項一、營業成績考評に關する事項

管理係

一、市場設置の修繕に關する事項一、場内の衛生
清掃に關する事項一、場内の交通並諸車整理に關する事項一、
門衛並場内監視に關する事項一、運輸 關する事項一、水道、電
氣に關する事項一、その他建物及營造物の管理に關する事項

職員



長 場 郡

同松村喜六

▲ 冷蔵庫係 書記伊佐義一、技手上野半左衛門、同大山行四朗
同森川道二、同早川五十雄
▲ 計理係書記三和盛行、同林安三、同尾崎延次

京都生魚株式會社



長社井藤

▲ 本 社 京都市中央卸賣市場内
▲ 設 立 昭和二年十一月二十二日
▲ 創 業 昭和二年十二月十一日
▲ 資 本 金 四、五〇〇、〇〇〇圓〇〇
▲ 内 譯 現物出資三、五〇〇、〇〇〇圓
現金出資一、〇〇〇、〇〇〇圓

概 勢

創業以來業績極めて調子を辿り
殊に昭和七年 至りて一財計
基調の好轉と鮮魚部、川魚部と
の合併等好條件に恵まれ賣上高
は順に増加し一面資金の運用、
經營の合理化に意を用ひ以來業
績の躍進更に目覚しきものあり
第十三期に及ん、我財界は國際
貿易の好轉、重工業の股盛を
基調として、著しく好調を呈し
たるも未だ部分的活況の域を脱
せず随つて國內消費は主として
依存する一般民衆の購買力の伸
長以外には概して鈍くために當
期魚價に於ける刺戟が極めて微
々で集荷に販賣に鋭意努力し來
つた。第十七期上半期に於いて

▲ 拂込金額 三、九〇〇、〇〇〇圓
▲ 株 主 三百七十八名
▲ 決算期 年二回(一月、七月)

京都市中央卸賣市場

は、前期以來漸く上昇歩調に轉
じたる一營業部、同期初勃發し
たる所謂二月事件の影響を受け
て一時停頓したる、期以内概
して平穩なる回復過程を辿り入
荷量に於いて約一割一分三厘弱
販賣高に於いて三分八厘強の全
れも増加を見る、則ち當期營業
日數百七十六日販賣高四百二十
三萬五千三百三十一圓也、一日平
均販賣高二萬四千六十三圓二十
四錢也にして前年同期に比し販
賣高十五萬六千六百七十八圓四
十一錢也、一日平均百五十七
圓八十錢を何れ増も加を示す。
而して川魚部は營業日數百七十
六日、販賣高十一萬七千四百七
十七圓六十五錢にし、二十二百

六十八圓十八錢増加したり、
鮮魚部、川魚部を合したる當期
の販賣高は四百三十五萬二千六
百八圓六十五錢、即ち前年同期
と比較するに十五萬八千九百四
十六圓五十九錢の大幅的增加を
示しその躍進見べきものあり

川魚部

京都淡水魚介株式會社が業務休
止、已むなきに至り、昭和
七年 二月二日付京都市長の委
託により川魚部取扱品目、臨
時卸、業務を開始した、即ち先
づ昭和八年 一月一日より三月末
までこれが業務の經緯、委託さ
れ、この間一月三十一日に至る
間營業日數五十七日間に三萬五
千六百八十餘圓を取扱、専ら
川魚部合併により一面資金の運
用、經營の合理化に意を用ひ遂

重 役

取締役社長 藤井 房吉
同 副社長 山口岩次郎
同 取 締 役 谷 兵太郎
同 同 木村六右衛門
同 同 宮田 亦吉
同 同 加藤友次郎
同 同 湯淺誠三郎
同 同 内田 龜藏
同 同 井上新太郎
同 同 平尾松次郎

職 制

總務部 特設部、營業部、宣傳
部を置きこの下に總務課、現業
課、荷主連絡課、營業課、整理
課、宣傳課、家庭課、魚課の各課
を置き更にこの下に庶務、用度
主計、仕切、仲買、會計、賣場
監視、賣場、地方 檢査、調査
の各係を配置しその整然たる統
制は他の模範とするに足るもの

京都市中央卸賣市場

あり。
 總務部長 藤井 房吉
 總務課長 荒井 喜平
 特整部長 加藤友次郎
 營業部長 谷 兵太郎
 現業課長 内田 錦藏
 荷主連絡課長 宮田 亦吉
 營業課長 木村六右衛門
 整理課長 湯淺誠三郎
 宣傳部長 藤井 房吉
 宣傳課長 岡田武一郎

獎勵方法

販賣獎勵方法として、個人組合に對し、賣上高の百分の三の獎勵金を交付し、實行し居る。出荷團體に對しては、昭和五年十一月獎勵金制度を設け、委託販賣高半期五十圓以上ある時は、次ぎの規定に基き、獎勵金の交付を實行し居り、(上半期は二月より七月に至る六ヶ月、下半期は八月より翌年一月に至る六ヶ月間を以て計算す)

貸借對照表

(昭和十一年七月三十一日現在)

借方(資産之部)	
老舖 勘定	三、五〇〇、〇〇〇・〇〇
造作及什器 勘定	三、三三六、〇〇〇
有價證券 勘定	二、六〇〇、〇〇〇・〇〇
エンジン組合出資 勘定	四、三三〇、〇〇〇
受取手形 勘定	一、〇三二、〇〇〇
得意先 勘定	一、〇一〇、〇〇〇
商品棚卸 勘定	一、〇〇〇、〇〇〇
立替金 勘定	一、七〇〇、〇〇〇
假拂金 勘定	一〇、九〇〇、〇〇〇
未収入金 勘定	二、三三〇、〇〇〇
銀行 勘定	一〇、八五三、〇一九
現拂資金 勘定	七、〇〇〇、〇〇〇
小抽資金 勘定	一五〇、〇〇〇
未拂込資本金 勘定	六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	四、九四五、五五五・四五

貸借對照表 (續)

貸方(負債之部)	
資本金 勘定	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
法定準備金	八〇、五〇〇、〇〇〇
別途準備金	一六、〇〇〇、〇〇〇
退職給與基金	三、〇三三、〇〇〇
建築準備金	三、〇〇〇、〇〇〇
決濟準備金	九、〇〇一、七三三
出荷先 勘定	一、〇二四、一四四
預り金 勘定	三、三四五、五五
未拂金 勘定	二、〇八一、四四五
未當金 勘定	一九、九七五、四九九
配當金 勘定	三、七七三
未経過利息	一七、九〇
社員積立金 勘定	一、七三六、三三三
仲買人保證金	一、四〇四、〇〇〇
前期繰越金	一、三三四、二二二
当期純益金	九、八三九、五九九
合計	四、九四五、五五五・四五

損益計算書 (自昭和十一年七月三十一日)

總利益	四〇〇、〇七九・六九
卸賣手数料	四〇〇、〇七九・六九
買差益金	一、六七五・三九
合計	八〇一、七五四・〇七

收入利息 一三、五五五・七
 雑收 八二〇・〇
 退職給與基金戻入 八九二・〇〇
 決濟準備金戻入 一、八八八・九
 合計 四、八八三・六

仲買人獎勵金 一三〇、〇九二・六
 荷主獎勵金 二九、〇五五・八九
 營業費 三六、八四一・五九
 諸費用 三六、六四四・五
 諸稅 一四、七〇八・二
 支拂利息 五、二二二・一三
 雜損 四四九・一七
 諸作及什器價格銷却 一、二六一・九
 滯留金銷却 一、八八八・九
 退職給與金 八九二・〇〇
 合計 三、五七、〇〇三・六九

当期純益金 九、八三九・五九
 前期繰越金 一三、三四五・一一
 合計 二三、一八五・七〇

之ヲ處分スルコト左ノ如シ
 法定準備金 五、〇〇〇・〇〇
 別途準備金 二、〇〇〇・〇〇

京都青果株式會社



高橋社長 西村專務

決濟準備金 三、〇〇〇・〇〇
 退職給與基金 三、〇〇〇・〇〇
 役員賞與金 五、〇〇〇・〇〇
 配當金 六、二五〇・〇〇

▲本 社 京都中央卸賣市場内
 ▲設 立 昭和三年十二月二十二日
 ▲資本金 二、七〇〇、〇〇〇圓
 ▲内譯 (現物出資 二、一八三、九〇〇圓
 現金出資 五一六、一〇〇圓)
 ▲拂込金額 一、四四一、九五〇圓
 ▲株 主 九五名
 ▲株 數 五、四〇〇
 ▲決算期 年二回(六月、十二月)
 ▲名義書換料 一枚ニ付拾五錢
 ▲新券交付 同五拾錢

重役

取締役社長 高橋 末吉
 專務取締役 西村嘉兵衛
 取締役 中山 藤吉
 同 井上 岩吉
 監査役 奥村 太吉
 同 小坂 計一
 相談役 高坂徳三郎
 顧問 永澤 信行

貸借對照表

(昭和十一年六月三十日現在)

借方(資産之部)	
老舖 勘定	二、一〇七、三六一・四六
造作及什器 勘定	一〇、三三三・九三
保證金及代用證券 勘定	二四、〇四三・〇〇
有價證券 勘定	六、五〇〇・〇〇
支店 勘定	二九、〇四五・六六
前渡金 勘定	四三、七四五・九〇
貸付金 勘定	四一、〇三三・九二
商品棚卸 勘定	九、九九六・五
受取手形 勘定	六、四〇〇・三
合計	一五三

京都市中央卸賣市場

概勢
 創業以來第十期に至るまでの業績は部分的好調に止まり、全般的には相當努力を要するものありしが、爾來集荷方面への積極的政策と營業部門の刷新充實により

業績は漸次好調を呈し、第十七期の賣上額は二百七十六萬五千五百六圓也を擧げ、前年同期より約十四萬圓餘の増加を示せり、之を入荷數量に於いて見るに、同期は二萬九千四百五十四噸にし

組織

會社組織はこれを現業部、事務部に分ち、いづれも重役、これが直接統轄の衝に當り居り、組織並びに職制は次ぎの如し。
 ▲事務部
 部長 服部 常治
 書帳係主任 三木 隆一

會計係主任 小野正太郎

營業部

營業部は六部七賣場にして、各賣場に職人を置き、職人は部長の指揮監督を受けるものとす。而してバナナ部には、臺灣青果株式會社京都事務所營業部これが擔當し、直接販賣をなすも、これが營業は同社に委託されたるものあり。

得意先勘定	七五、〇五・六三
立替運賃勘定	二〇、〇四・三二
振替貯金勘定	一、九五・九九
銀行勘定	四〇、二六・九三
現拂資金勘定	一、五〇〇・〇〇
假拂金勘定	一七、四七・三三
未拂込株金勘定	二五、〇五・〇〇
貸方(負債之部)	
資本金勘定	二、七〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金勘定	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金勘定	二、九〇〇、〇〇〇・〇〇
諸償却準備金	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
從業員退職給與積立金	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
社員積立金勘定	九、八四九・六三
預り金勘定	三、二四三・二七
受託品販賣勘定	二四、二九・八〇
未拂金勘定	一六二、〇九・三四
前期繰越金	四六、五七・九八
当期純益金	六九、八八・一九
合計	三、五三、三三・〇一

卸賣手数料	二五、八八・三〇
賣買利益	二七、〇五・三九
收入利息	四、五三・二七
雑収	一九二・二五
合計	二八三、六二・九一
總損	
仲買人獎勵金	八、九八・三六
營業費	二八、六五・一七
支拂利息	一、〇三九・五三
雑損	一一、一六・六四
合計	三三、七八・七二
差引当期純益金	六九、八八・一九
当期純益金	六九、八八・一九
從支店当期利益金	一、六八・四八
前期繰越利益金	四六、五七・九八
合計	一一七、九四・六五
之ヲ處分スルコト左記ノ如シ	
法定積立金	五、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	三、五〇〇・〇〇
株主配當金(年三歩五厘)	四、七三三・二二
(但シ五拾圓拂込株壹株ニ付付金八拾七錢五厘廿五圓拂込)	

京都鹽干魚株式會社

株壹株ニ付金四拾參錢七厘五毛ノ割
諸償却準備金 六、〇〇〇・〇〇
後期繰越金 三九、七六・五三
從業員退職給與積立金 一、〇〇〇・〇〇

一五四

▲本社 京都市中央卸賣市場内
▲設立 昭和二年十一月二十一日
▲營業開始 同二年十二月十一日
▲資本金 三、四〇〇、〇〇〇圓
▲内譯(現出資) 二、七〇〇、〇〇〇圓
▲現金出資 七〇〇、〇〇〇圓
▲株主 二、九四五、〇〇〇圓
▲決算期 年二回(二月、七月)
▲名義書換料 一枚ニ付貳拾錢、新券交付參拾錢

概勢
第十三期營業成績は前年同期に比し入荷に於いて約八分六厘を増し賣上高に於いては一期五歩五厘の増加で右は前々期末より徐々に顕現し始めた、通貨膨脹に基く魚價騰貴の趨勢に依るも

ので、結局純益金に於いて金一萬四千六百六十四圓の増收を得、會社創業以來のレコードたる第四期に次の好成绩を挙げ更に年三歩二厘の増配を行なつた、昭和九年二月一日より昭和九年七月世一日の第十四期は前期の



西村社長

好調に引継ぎ順調であつたか、漁獲不良のため前年同期比し僅に三十八百九十一個約一分二厘を増し其の賣上高に於いては金五萬五千五百九十八圓七十八錢也約二分六厘の増加に止まつた、總損失の増加並びに冷蔵庫に對する修費補助等により前年同期より純利益金の減少を來したけれども、年三歩の株主配當を得た。第十六期に入りては第一賣場(鰻魚)は、漁期不順であつたが相場僅に良好で稍順調、第二賣場(加工干魚)好調、第三賣場(煎子、チリメン)は九州、中國産多く、好成績、第四賣場(北海道)は入荷量昨年二倍したが相場高く成績頗る良好、花籃節は凡調にあつた。要するに未曾有の水禍の影響も少く各賣場共良好で前年同期

期に比し一期四厘の増加を示し株主配當も年三歩を得。而して第十七期は一般經濟界の好景と確たる營業方針に依る無事故と兩々相俟つて總收入金二十三萬八千四百八拾八圓三十九錢、總支出金十五萬八千九百二十一圓十五錢、差引金七萬九千五百六十七圓二十四錢の純益を擧げ前年同期に比し金一千二百七十一圓二十三錢の増收を見、更に第十八期に至りては物價高の趨勢と不漁との爲め魚價も騰貴し前年同期に比し總賣上高は七分一厘を増加し、結局總收入金二十三萬九千六百六十四圓八十八錢、總支出金十六萬一千二百二十九圓九錢、差引金七萬九千五百五十二圓七十九錢の純益を收め、上半期としては良好なる業績を示した事は同社の將來に

大いなる期待をかけられ、所以ではある。

重役

取締役社長 西村熊治郎
常務取締役 岡部良三郎
同 辻 爲之助
取締役 大浦長三郎
監査役 音羽 幸吉
同 梅田善太郎
同 戸井 仙藏
相談役 永澤 信行
顧問辯護士 永澤 信行

組織並職制

營業部、總務部一部制により各部は會社重役直接これが監督の衝に當たる。

總務部 庶務、計算、會計の三係に分り、各係主任これが責任指揮にあたる。

庶務係主任 三木徳之助
計算係主任 中村四津男
代 理 杉本 寛
會計係主任 杉本 寛

獎勵方法

出荷主に對する出荷獎勵方法は別に之を定 居らざるも、仲買人に對する獎勵方法として買上高に對する一歩の歩長獎勵金の交付をなし來れり。

貸借對照表

一五五

京都中央卸賣市場

理事 西村 淺吉
理事 北川 平祐
理事 米田 彌三郎
理事 松田 吾一
理事 米村 安太郎
理事 奥村 太吉
同 石原 己之助
同 奈佐 甚太郎
同 若井 仁三郎
同 安井 卯三郎
同 浦部 治三郎
同 相談 役 笹井 己之助
同 田中 藤三郎

京都鹽干魚仲買組合

▲事務所 京都市中央卸賣市場内
▲設立 昭和二年十二月十一日
▲組合員數 一一〇名

概勢

明治十五、六年頃西納屋市場同業者日寄り海陸物仲買組合を創設、組合員相互の營業確立、相互向上に資し來つたが、昭和一年十二月京都市中央市場開場に伴ひこれが鹽干魚部所屬仲買人として收容されるに及び、同十一月開場と同時に組合の組合名を

組合員の消費機關として購買部を設置し、管内に於いて取扱はざる一般日用品雜貨等生活必需品購買に資し來りしが昭和七年七月に至り解散の止むなきに至つた。
買出人に對する獎勵方法は卸賣會社より交付され居る二歩の歩戻金の額を特約買出人に交付を實行してゐる。

役員

京都川魚仲買組合

▲設立 昭和六年十一月
▲組合員數 八名

概勢

場内川魚部所屬仲買業者の友誼團體にして設立當時十五名なりしも漸減して八名なり、仲に聯合會の一員とす。

役員

組合長 林 長三郎
副組合長 松本 吉太郎
會計 木下 善四郎

京都買出人組合

▲事務所 京都市中央卸賣市場内

組合長 井上 三郎
副組合長 北村 藤之助
同 安井 吉之助
同 田中 喜三郎
同 池田 熊藏
同 計 黒田 徳次郎
同 幹事 長 山本 光太郎

概勢

同組合は當市開場直後親友會、惠美須會、浦鉦商組合、南榮會、昭和會、光惠會、向陽會、乾鹽同開會、中央鮮魚會の十會を以て組織され當中央卸賣市場に於ける青果部を除くの外殆ど全業種の買出人を網羅して居りその内容最、充實せり、而して本組合の主體となすものは鮮魚部で對內的刷新充實、對外的への積極的發展強化策に常に不滅の努力を拂ひつゝあり、組合員も漸増の傾向にあり、その將來愈々刮目せらる。

役員

相談 役 佐竹 吉兵衛
同 堀部 鎮之助

京都中央卸賣市場

京都青果商組合

▲創設 大正三年四月二十八日
▲組合員 五〇〇名

昭和三年三月に至り内容充實京都青果商組合と改稱し京都府、

京都市場運送株式會社

▲本社 京都市下京區米倉分木町
▲資本金 一〇〇、〇〇〇 (四分ノ一拂込)
▲株數 二、〇〇〇株 (壹株五拾圓)
▲株主數 二二名
▲決算期 二、〇〇〇年(三月、九月)
▲名義書換料 一枚三付貳拾錢

一五九

一五八

概勢

昭和六年二月開業以來場内各部
膨に出張所を設けこれが運輸機
關としてその機能發揮に努めた
が、取扱ひ量の増加とともにこ
れが事務統制の弊を擧げんとし
第一期第二期にありて専ら貸借
運賃決済及び貨車押替費用勘
定を主たる事務として取扱來
り昭和七年四月第三期に入りて
場内散在した營業所を集中し、
これが營業一切を統轄すること
となり事務の簡捷合理化を計り
來つた。この間鐵道當局より京
都中央市場側線第三者使用の認
可を得、昭和九年六月二十八
日鐵道省指定運送取扱人とな
り益々その基礎を鞏固とするこ
ととなつた。一方財界一般の不
振の度を加へまた青果物に於け

る自動車運輸機關の進出に禍
される事も取扱ひ上に於いてそ
の着發の趨勢は到着の漸増する
に爲し發送は反比例的激減を示
し生産地の直控の需要地輸送に
轉向しつゝあるにより相需要喚
起となりこれがため順調に迎る
を得鐵道當局の出荷誘致政策に
引續き擴大に努め今後益々經費
縮節に意を用ひ創設の趣意に邁

進しつゝある。尙同社は昭和
十年十月從來の京都中央市場運
輸株式會社の名稱を現在名に改
稱した。
組織
市内田中鹿、石橋、山本、赤石
萬龜、井上、中川、中江、北村、淺
利、西田の十一運送業者並に場
内各卸賣會社を以て組織され市

一六〇
場關係運輸一切の業務に従事す
重役
取締役社長 藤井 房吉
常務取締役 西村熊治郎
同 田中卯三郎
同 山本林太郎
同 中江 清治
同 中川才次郎
同 監査役 明石 省三
同 事務長 後藤 純一



株式會社

高島屋

▼乾物類、罐詰類、調味料類
▼乾海苔、椎茸、受託賣買

大阪市中央卸賣市場



大阪乾物株式會社

社長 加藤 徳次郎
常務取締役 吉野 源造

電話市場代表番號福島④ (一七五二番一七六一番一七七二番
長自一七七六番至一七七九番)
場内専用電話(代表番號接續)目六一〇番至六一四番
登記受信電報略號(オサカカンブツ)
振替口座大阪三三四七八番

資本金六拾五萬圓也

大阪淡水魚貝株式會社

大阪中央卸賣市場

電話福島自一七三二番至一七八〇番
場内(淡水) 六六一番(庶務會計)
六〇〇二番(重役室)
三番(營業部)
專用番號

目品扱取

鯉、鮒、鰻、鱈、ひがひ、
鮎、白魚、鰻、あなご、川
かに、もろこ、海老、生子
蛤、蜆、あさり、さざり、
すべた、鳥貝、ひも、はし
帆立貝、赤貝、かき、
貝

右加工品及野鳥川魚一切

目品扱取要主

—◇◇◇—

澤庵漬、淺漬、奈良漬、辛子漬、梅干漬
生姜漬、薤漬、さつま漬、酢漬、板粕、
酒粕、味淋粕、味噌漬、酸莖、緋之菜漬
廣島菜、山葵漬、野菜仙煮、奈良漬原料
瓶詰類、罐詰類、福神漬



大阪漬物株式會社

大阪市中央卸賣市場

代表電話福島④
場内専用電話六二〇番
營業用電話六二〇番
電報(發信略號)才六
振替口座大阪三二二〇番

營業種目

食用鳥類 野鳥類
並前項品加工販賣

大阪市中央卸賣市場

大阪食鳥株式會社

電話代表福島一七七一番
場內專用 六四三番

大阪中央卸賣市場

株式會社

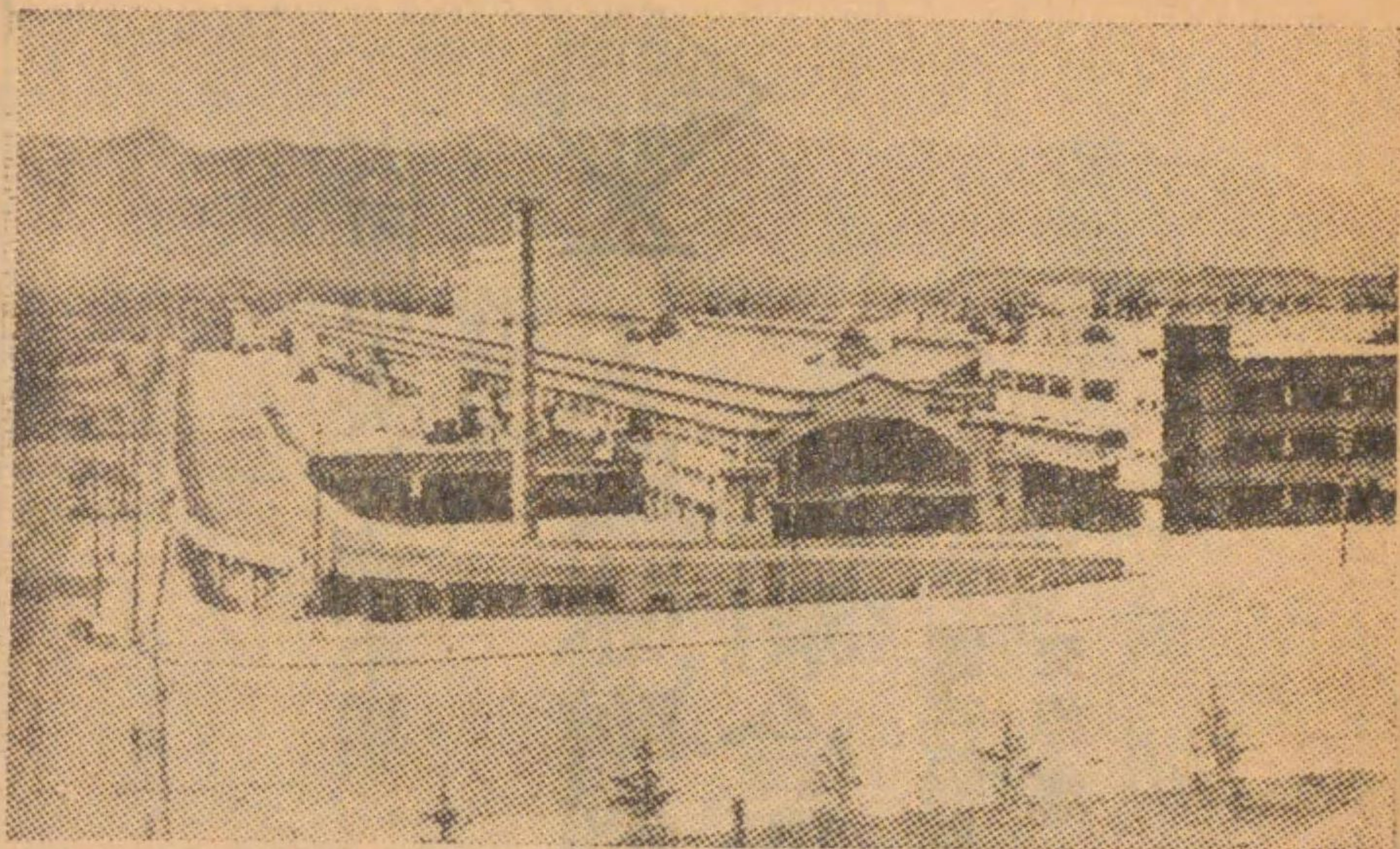

大阪味噌製造業
組合販賣所

電話福島一七六一番
交換場內六四九番

大阪味噌製造業

同業組合

公味會



(場市賣卸央中市戸神む望りよ路街)

神戸市中央卸賣市場

開設経過

同市場は兵庫區船大工町、濱新町、關屋町及び新在家町の内市電線以東の土地並びに同地先内務省埋地に位し、その敷地總面積三萬五千二百九十九平方米強(東西平均約百二十米、南北三百六十八米)その中建築面積は二萬四千八百三十三平方米弱、總延面積は四萬六千四百四十七平方米弱で、建築費總額は五百五十一萬五千六百八十三圓である。

概要

神戸市に於いては大正十四年三月に至り中央卸賣市場の開設及びこれが起債に就いて市會の決議を経て大正十五年七月位置を湊西區中ノ島一萬一千坪の地に卜した。
昭和二年三月市場開設の認可を得同時に二十五萬圓の國庫補助金交付の許可を得て同年六月神戸中央卸賣市場調査會を組織し市場開設の諮問機關とした。翌三年二月業務規定案を、又同年十二月建築案を夫々諮問し、越えて四年八月鐵道引込線敷設認可を得、工事請負人決定し、直ちに起工したが、同市が建築に當つて考慮を拂つたのは面積が相當に廣きものを得られなかつたためであつて、既設市場と趣を異にし建物を立體的にした事により分明で屋上トラック路を設けるに至つた。

昭和六年九月農林省水産冷蔵獎勵金交付の許可を得、業務規程案は昭和三年四月より翌年十一月に至る間、十回に亘り開催したるが終るに至らず、一時審議休止の状態であつたが、昭和六年六月より審議を再開、同年十二月全部を講了、市會の可決を得るに至つた。

昭和七年四月に至り工事完了し同年五月二十八日の吉日を卜して竣工式を舉行、同年十一月二十二日鮮魚、鶏卵兩部並に附屬營業の業務を開始した。
昭和八年七月二十四日鹽干魚部、昭和八年九月六日漬物部、同十一月十三日青果部及び乾物部それ々々開業を見るに至り中央市場の機能完く成り茲にその面目を一新するを得た。

建物設備

種別	構造	造敷	數量
卸賣場	鐵筋コンクリート造陸屋根一部	一、二、一、二、六	平方米
仲買店	鐵筋コンクリート造、上屋鐵筋コンクリートスラブ造	八、三、三、九	
倉庫	鐵筋コンクリート造	三、五、二、六	
冷蔵置	鐵筋コンクリート造	八、三、六	
冷蔵機械	鐵筋コンクリート造三階建	五、〇、一、四	
冷藏機械	鐵筋コンクリート造三階建	五、一、〇	

神戸市中央卸賣市場

本部事務所同
別館附屬事務所同(地下室付)

鐵道引込線	三線併行	一、六八八
トランスポーター	懸垂量一輛	二、〇〇四
エプロンコンベア	運搬能力二五噸	一、三〇〇
トレイエベーター	同	三臺
貨物昇降機	全自動押卸マイクロー式、積載量(冷蔵庫用)一・六噸	二臺
シユエー	同	一四基
換氣設備	排風機裝置	七箇所
洗濯用給水設備	曝氣、揚水裝置共	一式
汚水淨化裝置	曝氣、揚水裝置共	一式
排水設備	曝氣、揚水裝置共	一式
塵芥燒却爐	燒却能力一日四噸	二基
電話設備	自動交換式	一式
變電設備	自動交換式	一式

卸賣人

神戸中央市場に於ける卸賣業務をなすものは鮮魚、鹽干魚、青果漬物、乾物、肉類、鳥類、鳥卵の各部に屬し、これが許可人員は鮮魚部一人、鹽干魚部一人、青果部一人、漬物部一人、乾物部一人、肉類部三人以内、鳥類部三人以内、鳥卵部三人以内である。また卸賣人は各地の荷主から販賣の委託を受け之を販賣

入札等の方法に依つて仲買人其の他に販賣し委託者より販賣手
數料を收受することを主たる目的とする營業で商工省及び開設者
たる市の指導の下に在來の市場に於ける問屋業者が業種別に一處
と成り株式會社を組織し、該知事の業務許可を受け收容せられたも
ので現に營業せるものは左の通りである。

鮮魚部	神戸生魚株式會社	五、二〇〇、〇〇〇	昭和七年十二 月二十二日
鹽干魚部	神戸海產物株式會社	二、五〇〇、〇〇〇	同八年七月二 十四日
青果部	神戸中央青果株式會社	四、八七六、五〇〇	同八年十二月 十三日
乾物部	神戸乾物株式會社	七〇〇、〇〇〇	同上
漬物部	神戸漬物株式會社	一〇〇、〇〇〇	同八年九月六日
鳥卵部	神戸國產鶏卵株式會社	五〇、〇〇〇	同七年十二月二十 五日
右の内漬物及び卵鳥の兩部を除く外はすべて舊問屋業者がその營 業權一切を新會社に譲り渡しその多くは、仲買人として收容せら る、所謂單一卸賣人制である、而して肉類部及び生鳥、鶏肉部で は未だ卸賣人としての收容は見えてゐないが、いづれもその前地と して肉類部は神戸輸入肉商組合共同販賣所、生鳥、鶏肉部は神戸 生鳥、鶏肉合資會社が、附屬營業人として暫定的に收容されてゐ る。			

仲買人

仲買人は卸賣會社から毎日自己取扱ひの商品を大量に買入れ之を
自らの店舗に陳列して買出しに來る市内の小賣商人に細分して販
賣するのを目的として居る者であつて大都市の食料品配給上缺
べからざる機構である。
仲買人許可取扱品目は鮮魚、鹽干魚、青果、漬物及び乾物にし
て各種別毎に許可されるものである。
鮮魚部八十五人以上 鹽干魚部八十人同 青果部百六十人同
漬物部二十人同 乾物部二十五人同
また各部仲買人は許可を受けたる部類に屬せざる物品につき仲買
の業務は許されざるも市長の許可を得て一定の品目に限り鹽干魚
部仲買人は鮮魚部、乾物部仲買人は鹽干魚部の仲買業務をなし得
また乾物部仲買人は鳥卵部の卸賣に參加することが出来る、昭和
十一年九月末現在數は次の如し。
鮮魚部六七名 青果部一五六名 鹽干部六〇名 漬物部三三
名 乾物部一七名 計三三三名
附屬營業人
附屬營業人は運送、銀行の兩者初め飲食を業とするものその他一
般日用の小賣商人にしてこれが許可人員を擧ぐれば次ぎの如し。
運送、運搬業者三十人以上 銀行業者三人 小賣營業人四十
人以上 飲食營業人七十人以上
昭和十一年九月現在本場において營業を爲し居るもの次ぎの通り
である。

運送業者一 運搬業者四 銀行業者三 飲食業者四〇 小賣
業者二六
尙別に神戸輸入肉商組合共同販賣所並神戸生鳥鶏肉合資會社が各
々卸賣人の前提として暫定營業を爲す。

銀行業者

株式會社岡崎銀行中央市場支店支店長 矢野修三郎
株式會社三十八銀行中央市場支店同 岡上 喜一
株式會社野村銀行中央市場支店同 松浦 茂彦

郵便局

兵庫郵便局中央市場分室 主 任 岡田 七良

運送並運搬業者

神戸中央市場開設に伴ふ運送機關の構成に當たり、市當局にあ
りてはつとにこれを既設市場に倣ひ單一會社になる合理化を意圖
したが、業者側にあつては生魚、青果、鹽干魚の各業毎に運送機
關の設立を要望したために市當局ではその意を諒としこれが鐵
道關係一店一廳主義の延長として一市場一運送業者の配置は理想
的時宜に適ふものとして全運送店打つて一丸となり茲に神戸市場
運送會社の設立を見た。

併し、市場内小廻り運搬にありては業者側の意を容れ、専ら各部
別專屬業者を設置することゝなつたが、昭和十年に至り市當局は
これが統制を意圖し業者の軋旋等により統一されり。

現在營業せるもの次ぎの如し。

神戸市場運送株式會社	代表者 柏木 誠一
神戸中央市場内外運送株式會社	寺尾 一 摩
神戸鮮魚運搬合名會社	山口 春 吉
海 産 組	松本 初 次
株式會社共同組	竹中 善 治

配給所

東部配給所

神戸市灘區日出町四丁目位置し敷地總面積八千二百八十八平方
米で主要建物の構造又その面積は卸賣場は木造平家建てこれは青果
部に當てられ、その面積は五百六十八平方米、仲買店舗は鐵骨造
平家建て二十五百八十七平方米あり、その數七十二店舗を有し、
車置場は木造平家造り三棟、その面積、三百六十平方米、芋洗場
も木造り三十三平方米、その他に事務所として市事務所に百四平
方米、神戸中央青果會社東部出張所に九十九平方米を要し何れも
木造平家建てに次ぎに倉庫として二百三十三平方米を占めてゐる
がこれも木造平家建てである。

經過

東部配給所は青果部を主體とするものにして、本場竣工後間もな
くこれが位置決定等に就いて市當事者並に青果關係業との間に紛

議を免れず在舊日を経過委員を開設審議すること前後數回に及び昭和七年十月初旬を期して完成を見たり、店舗七二、附屬營業人店舗一四あり。

仲買人

配給所に於ける取扱ひ品目の部類は鮮魚、鹽干魚、青果、漬物及び乾物の五部にして之が員數を要すれば次の如し。
鮮魚部十人以上 鹽干部二十人以上 青果部六十人以上 漬物部五人以内 乾物部十人以上
昭和十一年九月現在數は左の如し。
鮮魚部三名 青果部五一名 鹽干部一〇名 漬物部二名 乾物部六名

附屬營業人

配給所に於ける附屬營業人 許可員數は次の如し。
運送運搬業者五人以内 小賣營業者十五人以上 飲食營業者二十人以上
而して現在營業せる者は運搬業者一人、小賣業者一〇人 飲食營業者六人である。

西部配給所

本所は舊駒ヶ林魚市場の位置で開業以來舊市場の土地建物等臨時使用しこゝに魚會社の出張所を設け主として近海鮮魚の取扱ひに當たつてゐるが、數てより市場の根本的再建の議あり、開設者に

監督係—主任書記鶴保虎吉、技手山崎輝彦、書記藤江牧男、同田村二郎、同寺岡繁夫、書記補武内英雄
冷蔵係—主任技師安齋甫、技手河野要志彦、同宮崎實
計理係—主任書記高倉靖、同多田順一、同北出義男、同上田一郎、書記補島崎千代
東部配給所係—主任書記緒方悟政

各業別取扱高表

鮮魚部	昭和九年 八、〇七四、四六二円	昭和十年 八、五五五、六五九円
鹽干部	三、四四三、四四五	三、七九八、七七八
青果部	七、三三三、六五〇	八、〇四七、四一一
漬物部	四四四、五二三	四六〇、〇〇六
乾物部	八六三、四七七	八四三、二七六
鳥卵部	三〇一、〇〇一	三六二、六五七
合計	二〇、五〇二、四〇五	二二、〇五七、四九九

神戸生魚株式會社



長祖畑小

務專江安

▲本社 神戸中央卸賣市場内
▲出張所 神戸市駒ヶ林濱
▲設立 昭和七年十二月十四日
▲業務開始 昭和七年十二月二十二日
▲資本金 五百貳拾萬圓
▲拂込金額 三、八二〇、〇〇〇圓
▲未拂込金額 三、八〇、〇〇〇圓
▲決算期 年二回(二月、八月)
▲株主數 一〇〇名

經過
大正八年神戸市内に散在した駒ヶ林、宮前、湊川、脇濱の各魚市場業者始め市外の青木、深江の兩市場を包括してなる魚市場組合が母體となつて中央卸賣市場

神戸市中央卸賣市場

依り具體的準備を以てゐたが、この総工費一萬三千七百圓を投じて現在場所七百五十五坪の建地、領し木造平家建の市場新築をなす事に決定、昭和十一年九月着工、竣工は昭和十一年十月中旬頃の豫定である。

市の事務組織

場長主事—庶務係、營業者ノ許可其他ノ處分ニ關スル事項、設備ノ使用ニ關スル事項、經營上ノ調査及企劃ニ關スル事項
統計並諸報告ニ關スル事項
監督係—賣買取引其他營業上ノ監督ニ關スル事項、商品ノ價格調査並ニ検査ニ關スル事項、場内ノ整理其他保安衛生ニ關スル事項
冷蔵係—冷蔵其他製氷經營ニ關スル事項、倉庫醱酵室ニ關スル事項、電氣、水道瓦斯及機械的設備ニ關スル事項、管理及技術ニ關スル事項
計理係—保證金使用料徴收ニ關スル事項、財産管理處分及營繕ニ關スル事項、其他會計用度ニ關スル事項
東部配給所係—配給所營業監督並庶務ニ關スル事項



長場井向

場長 向井富太郎
主事 野添 慎
庶務係—主任書記澤田純治、同森本源藏
同島田保忠、同人見奎之助、技手兼書記小高喜平

鮮魚部卸賣人(單一)を創設に邁進したが、市場區域外の青木、深江の兩市場は昭和五年協議の結果組合から退いた。昭和六年中央市場收容の具體化に伴ひ有馬道魚市場(主として他賣業者)を加へて會社創立を進めたが老舗査定をめぐつて曲折あり、一時成り行を憂慮されたが市當局 市場開場の運延を憂慮してこれが圓滿解決に乗り出し促進を講じた結果、昭和七年十月に至り折衝成つて會社の設立終つた。茲に鮮魚部卸賣人として他業種に率々收容に應じし二月十二日魚市場卸賣業務を開始した。

概勢

神戸市中央市場鮮魚部單一會社設立に際し幾多の迂余曲折あつた折柄、たゞ青果部にあつては東部配給所の實現を見がこれに聯絡して神戸に於ける鮮魚部給上重大位置を占むる駒ヶ林魚市場の權威者小畑種吉氏の

で、昭和八年五月十五日卸賣人の認可を得、同社營業については他の一般營業と多少性質を異にし、財界の變動に依り緊る所は寧ろ間接的にして圓滑なる需給關係の調節を目的として入荷數量に消費數量により影響せらるゝ所大なり

營業概勢

歸みれば去る昭和八年七月廿四

日幾多の迂曲折を経て生鮮食料品市場の革命として世人の注視と期待の内に呱呱の聲を擧げてより荊棘の道を踏み分け第七期に至りては同社決定の一ヶ年四百萬圓餘の賣上を擧ぐる事を得たのは大いに快とするものである、本期の入荷數量は九千の如き一部取扱ひ品目にあつては極度の不漁の爲め激減を見たが他の主要取扱ひ品目については大勢漸歩増進を示し相場亦上言み、配にて通觀して兩者共平穩順調に推移せり。

Table with columns for 取締役社長 (藤井文治郎), 専務取締役 (木原仙松), 常務取締役 (森分喜代松), 同 (玉置久雄), 常任監査役 (藤木助三郎), 監査役 (財木駒太郎), 庶務主任 (平戸利一), 計算主任 (上村藤一), 會計主任 (村上順衛), 第一賣場主任 (上村一逸), 第二賣場主任 (玉置久雄), 第三賣場主任 (松崎謙吉), 第四賣場主任 (久保茂次郎), 貨借對照表 (昭和十一年七月三十一日現在), 現預金 (三、三九四・二九), 銀行預金 (九八、三六四・七), 受取掛金 (九、三九六・四一), 仕切内渡金 (二、三〇四・八三), 賣掛金 (四、六六七・三九)

Table with columns for 荷主諸掛金 (四、〇四七・九), 仕入勘定 (二五、二六四・二八), 什器 (二、九五〇・〇〇), 營業權 (一、七〇〇・〇〇), 未拂込株金 (一、〇〇〇・〇〇), 保證差入證券 (四〇、〇〇〇・〇〇), 所有有價證券 (九、九五〇・〇〇), 保險 (七、〇〇〇・〇〇), 假拂 (一、〇〇〇・〇〇), 合計 (一、六四一・九二), 負債之部 (二、七三三、四三六・五九), 荷主預り金 (一三、八〇〇・五三), 支拂手形 (四、四四四・六四), 受託品勘定 (七、一六〇・五〇), 賣上勘定 (一〇、八〇六・一八), 社員積立金 (二、八二〇・三八), 未拂仲買獎勵金 (九、二五五・九三), 諸稅引當金 (六、八八八・七四), 未拂仲買獎勵金 (四、五七〇・七一), 法定積立金 (二、五〇〇、〇〇〇・〇〇), 別途積立金 (三、〇〇〇・〇〇), 退職基金 (三、九、三〇〇・〇〇), 前期繰越金 (一、一〇〇、〇〇〇・〇〇)

損益計算書

自昭和十一年二月一日起至昭和十一年七月三十一日

Table with columns for 當期純利金 (八〇、三四七・三四), 合計 (二、七三三、四三六・五九), 損失之部 (六、五七四・五三), 營業獎勵金 (二八、二〇七・七〇), 未拂仲買獎勵金 (六、八八八・七四), 未拂營業費 (九、〇〇〇・〇五), 雜損 (二、八九七・七二), 當期純利益金 (八〇、三四七・三四), 合計 (一、九一、二六七・九六), 利益之部 (一八五、八八六・三三), 卸賣人手數料 (三、六六九・四三), 收入 (一、〇七三・九四), 雜收入 (六八、三七七・六六), 合計 (一、九一、二六七・九六), 利益金處分案 (一金八萬貳百四拾七圓貳拾四錢, 當期利益金 (一金壹萬四千貳百七拾圓六拾五錢, 前期繰越金

計金九萬四千五百拾七圓八拾九錢 內金五百圓 什器造作銷却金 金壹萬四千圓 諸稅引當金 差引金八萬拾七圓八拾九錢 之ヲ處分スルコト次ノ如シ 一金七千圓 法定積立金 一金壹萬參千七百圓 別途積立金 一金參萬五千參百五拾圓

神戸中央青果株式會社



社長 米井 長



本務專 松本 務

▲本立社 神戸市中央卸賣市場内 昭和八年十月二十五日 昭和八年十二月十二日 四、八七六、五〇〇〇圓 四、二一八、二五〇〇圓 六五八、二五〇〇圓 (五分二拂込) ▲株主數 二七〇名 年二回(五月、十一月) ▲決算期 ▲概勢 丸として同市場に營業した青果問屋業聯合會を母體として單一會社創設に邁進、會員外にたる

神戸青果株式會社の合流並に青果産青果荷受組合の神戸青果會社の獨立運動等に原因して早急に妥協點を見出し得なかつた、加ふるに東部配給所問題を巡り東部兩市場、西部一市場の合流等迂曲折を経、四市場割當て歩率決定、續いて神戸青果會社神戸青果株式會社並に石屋川食品市場に對し、それと對外交渉委員によりて折衝され市場局は仲介に入りて圓滿合流を見茲、神戸中央青果株式會社が創立された。 開業以來第一期、第二期は眞實としてはなかつたが、續く第三期、第四期に入りて加重及加重工業用品の輸入旺盛なるものあり所謂インフレに基く經濟界の回復と相俟つて活況に入つたが、一面農村園藝品の作付反別は増